

概要版

令和7年度  
包括外部監査の結果報告書  
「障がい福祉事業に係る財務事務の執行について」

令和8年3月  
福井県包括外部監査人  
斎藤 栄慶

# 目次

<b>第1章 包括外部監査の概要</b> .....	<b>1</b>
I. 外部監査の種類 .....	1
II. 選定した特定の事件（テーマ） .....	1
III. 監査対象期間 .....	1
IV. 監査対象所属 .....	1
V. 事件（テーマ）を選定した理由 .....	1
VI. 外部監査の方法 .....	2
1. 監査の要点 .....	2
2. 主な監査手続 .....	2
VII. 監査の実施期間 .....	3
VIII. 監査の結果 .....	3
IX. 包括外部監査人の補助者 .....	3
X. 利害関係 .....	3
XI. その他 .....	3
1. 用語について .....	3
2. 金額について .....	4
3. 元号表記について .....	4
4. 法人格の表記について .....	4
<b>第2章 監査対象の概要</b> .....	<b>5</b>
I. 福井県における障がい福祉の概要 .....	5
1. 福井県における障がい児（者）の状況 .....	5
2. 福井県の障がい福祉に係る予算の状況 .....	12
3. 福井県の障がい福祉課の組織の概要 .....	13
4. 障がい福祉課の公有財産等の概要 .....	14
5. 障がい福祉課所管施設の概要 .....	14
6. 福井県における障がい者政策 .....	17
II. 監査対象の選定方法 .....	35
1. 抽出方法 .....	35
2. 選定事業 .....	35
<b>第3章 監査の結果（総論）</b> .....	<b>40</b>
I. R6年度時点における事業実績 .....	40
II. 委託事業者に対する個人情報の取扱いについて .....	41

Ⅲ. 補助金交付に係る財産処分の管理について	42
Ⅳ. 障がい福祉課の運営体制について	43

#### **第4章 監査の結果（各論） 45**

I. 各事業における監査の結果まとめ	45
II. 各所属の指摘事項および意見の一覧（該当がある事業のみ記載）	46
1. 情報公開・法制課	46
2. 地域鉄道課	46
3. 交通まちづくり課	47
4. 県民安全課	48
5. 危機管理課	49
6. 観光誘客課	50
7. 文化課	50
8. スポーツ課	53
9. 地域福祉課	55
10. 長寿福祉課	57
11. 障がい福祉課	61
12. 児童家庭課	101
13. 保健予防課	102
15. 労働政策課	104
16. 園芸振興課	105
17. 高校教育課	107
18. 義務教育課	107
23. 建築住宅課	107

## 第1章 包括外部監査の概要

### I. 外部監査の種類

本外部監査は、地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### II. 選定した特定の事件（テーマ）

障がい福祉事業に係る財務事務の執行について

### III. 監査対象期間

令和6年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

ただし、必要に応じその他の年度についても監査対象とした。

### IV. 監査対象所属

健康福祉部障がい福祉課を主として、各施策の内容や予算規模等により以下のとおりとした。

情報公開・法制課、地域鉄道課、交通まちづくり課、県民安全課、危機管理課、観光誘客課、文化課、スポーツ課、地域福祉課、長寿福祉課、児童家庭課、保健予防課、産業労働部制政策推進グループ、労働政策課、高校教育課、義務教育課、生涯学習・文化財課、会計課、未来戦略課、DX推進課、その他出先機関

### V. 事件（テーマ）を選定した理由

平成23年8月に「障害者基本法」が改正された後、平成24年6月に、「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、「法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること」を法律の理念として新たに掲げるとともに、障害者の範囲に難病等を追加、障害者支援区分の創設、重度訪問介護や地域移行支援の対象拡大および地域生活支援事業の追加など障害者に対する支援の充実等が規定された。

また、平成28年6月には、「障害者総合支援法」が改正され、①障害者の望む地域生活の支援として、自立生活援助、就労定着支援の創設、②障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応として、居宅訪問による児童発達支援を提供するサービスの創設、医療的ケアを要する障害児に対する支援、③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備として補装具費の支給範囲の拡大などが規定された。

さらに、令和4年12月に、「障害者総合支援法」が改正され、①グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進など障害者等の地域生活の支援体制の充実、②就労選択支援の創設など障害者の多様な就労ニーズに対する支援および障害者雇用の質の向上の推進、③入院者訪問支援事業の創設など精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者および小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実および療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病および小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規程の整備などが規定された。

上記のような国の動きがある中、福井県では、「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会

条例」(平成30年4月施行、令和6年4月1日改正)、「福井県長期ビジョン」並びに「ふくい共生社会実現プラン(第7次福井県障がい者福祉計画)」(令和5年3月策定)に基づき、すべての福井県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現を目指し、個別具体的な障がい福祉施策により、障がいのある人の社会参加と差別の解消を進めている。

福井県における障がいのある人の手帳所持者数は、減少傾向にはあるものの、療育手帳所持者(知的障がい者)数および精神障がい者保健福祉手帳所持者(精神障がい者)数は増加傾向となっている。また、発達障がいのある人、医療的ケア児者、難病患者等も一定数存在している傾向が続いている。さらに、障がい福祉サービスの利用者数は増加傾向となっているなど、障がい福祉サービスに対するニーズは増加傾向にある。

そのため、福井県における障がい福祉の推進について検証することは重要と考えられるため、事務事業の適切かつ公正な推進、経済性・効率性・有効性を踏まえた観点から監査を実施することに意義があると考え、今回の包括外部監査のテーマとして選定した。

## VI. 外部監査の方法

### 1. 監査の要点

障がい福祉事業に係る財務事務の執行について、法令等に準拠した上で効果的、効率的かつ経済的に実施されているかを検討する。なお、具体的な着眼点は以下のとおりである。

#### (1) 目標の達成状況

福井県長期ビジョン、ふくい共生社会実現プラン(第7次福井県障がい者福祉計画)を始めとする各種計画等で掲げている必要な障がい福祉事業が過不足なく実施できており、各種数値目標が達成できているか。

#### (2) 3Eの観点

障がい福祉事業の財務事務について、経済性、効率性、有効性の観点から適切に実施されているか。また、各事務事業についての成果指標の設定および検証が適切に実施されているかどうか。

#### (3) 法規性

障がい福祉事業の財務事務について、法令、条令、規則等の内規に沿って、適切に手続が実施されているか。

#### (4) 公平性

障がい福祉事業の財務事務について、公平性が確保されているか。

#### (5) 措置の改善状況

過年度の障がい福祉事業の財務事務に関連する包括外部監査の結果および意見についての措置の状況および措置対応が図られているか。

### 2. 主な監査手続

上記に記載した監査の要点を検証するため、以下の監査手続を実施した。

- (1) 福井県長期ビジョン、ふくい共生社会実現プラン等を閲読するとともに、各課より歳入データ、歳出データ等の資料を入手し、主な事業内容等を把握し、各種事業に対する質問事項をまとめ、当該質問事項の回答を踏まえ、各課に対して、事業内容や数値目標の達成状況などのヒアリングを実施した。

- (2) 歳入データや歳出データより各事業を理解する上で必要と監査人が判断した取引を任意で抽出し、事業内容の詳細を把握するとともに、執行同等の内規に基づく、決裁等の運用が実施されているかどうかの検証を実施した。
- (3) 各事業の実施のための、障がい福祉課所管の外部施設を視察し、実際の事業の現場や現金管理の状況、書類の保管状況等の施設の運用状況についてヒアリングを実施した。
- (4) 過年度の障がい福祉事業の財務事務に関連する包括外部監査の結果および意見についての措置後の状況を確認した。
- (5) その他監査の過程で必要と判断した手続きを実施した。

## **VII. 監査の実施期間**

令和7年6月1日から令和8年3月24日まで

## **VIII. 監査の結果**

監査の結果については、「第3章 監査の結果（総論）」、「第4章 監査の結果（各論）」に記載しているとおりである。

監査の結果、指摘事項は39件、意見は177件であった。

## **IX. 包括外部監査人の補助者**

上坂 誠和（公認会計士）  
藤井 宏澄（公認会計士）  
竹内 志帆（公認会計士）  
寺尾 忠佳（公認会計士）  
岩永 憲治（公認会計士）

## **X. 利害関係**

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人と福井県との間には、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

## **XI. その他**

### **1. 用語について**

#### (1) 指摘事項

法令、条例、規則等に対する逸脱事項（軽微なものを除く）や重大な非効率、不経済な事項。その他、社会通念上著しく適当でないと考えられる事項。

#### (2) 意見

指摘事項とはならない法令、条例、規則等に対する軽微な逸脱事項や軽微な非効率、不経済な事項。その他、組織および運営の面で合理化に役立つものとして改善または検討が望まれる事項。

### (3) 3E

Economy（経済性）、Efficiency（効率性）、Effectiveness（有効性）を示した用語であり、包括外部監査において最も重視している視点である。

## 2. 金額について

千円未満については原則切り捨てとしている。しかし、一部福井県が作成した資料をそのまま利用しているため、その他の方法となっている箇所もあるが重要性はないと判断し修正は行っていない。そのため、合計金額が一致しない場合がある。

## 3. 元号表記について

元号について、平成をH、令和をRと表記している場合がある。

## 4. 法人格の表記について

報告書中の法人格は、以下のとおり、略語により表記している場合がある。

株式会社:(株)、有限会社:(有)、公益社団法人:(公社)、一般社団法人:(一社)、公益財団法人:(公財)

## 第2章 監査対象の概要

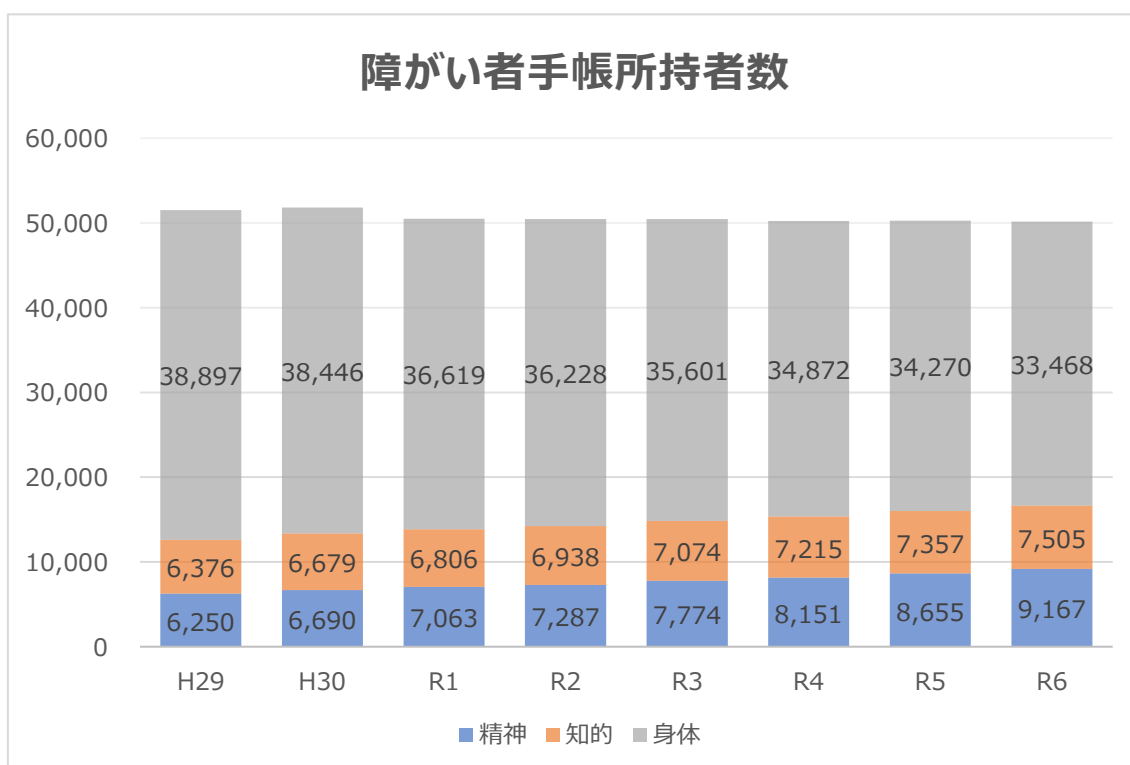
### I. 福井県における障がい福祉の概要

#### 1. 福井県における障がい児（者）の状況

福井県における障がい児（者）の状況についてであるが、障がい者手帳所持者数の推移については、以下のとおりである。以下の表のとおり、障がい者手帳所持者数については、合計人数は、平成30年度に一時増加したが、その後減少傾向となっている。また、障がい者手帳の構成別に確認すると、身体障がい者は減少傾向にあるが、精神および知的障がい者の数が増加傾向となっており、障がい者の内容に変化がみられる。

(単位：人、下段：構成割合%)

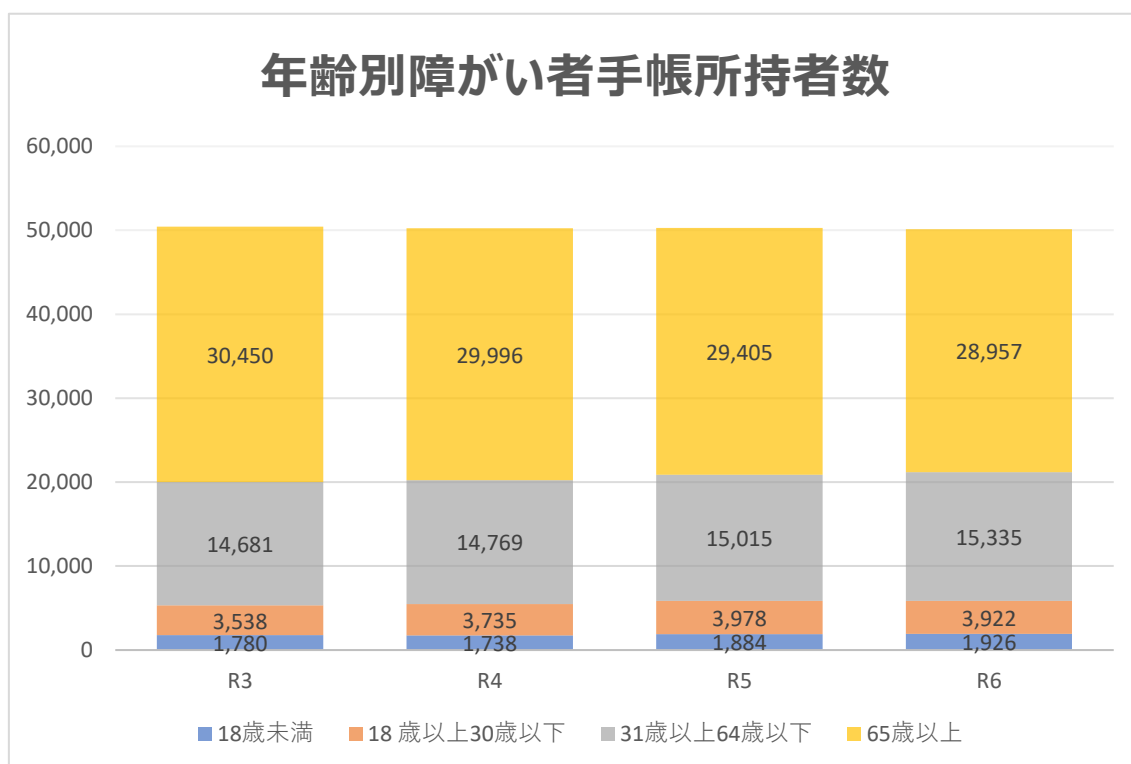
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
精神	6,250	6,690	7,063	7,287	7,774	8,151	8,655	9,167
	12.1%	12.9%	14.0%	14.4%	15.4%	16.2%	17.2%	18.3%
知的	6,376	6,679	6,806	6,938	7,074	7,215	7,357	7,505
	12.4%	12.9%	13.5%	13.8%	14.0%	14.4%	14.6%	15.0%
身体	38,897	38,446	36,619	36,228	35,601	34,872	34,270	33,468
	75.5%	74.2%	72.5%	71.8%	70.6%	69.4%	68.2%	66.7%
計	51,523	51,815	50,488	50,453	50,449	50,238	50,282	50,140



次に、障がい者手帳所持者数についての年齢別の状況であるが、以下のとおりである。65 歳以上が半数以上を占める状況に変わりはないものの、減少傾向となっている。一方で、64 歳以下の障がい者が増加傾向となっている。

(単位：人、下段：構成割合%)

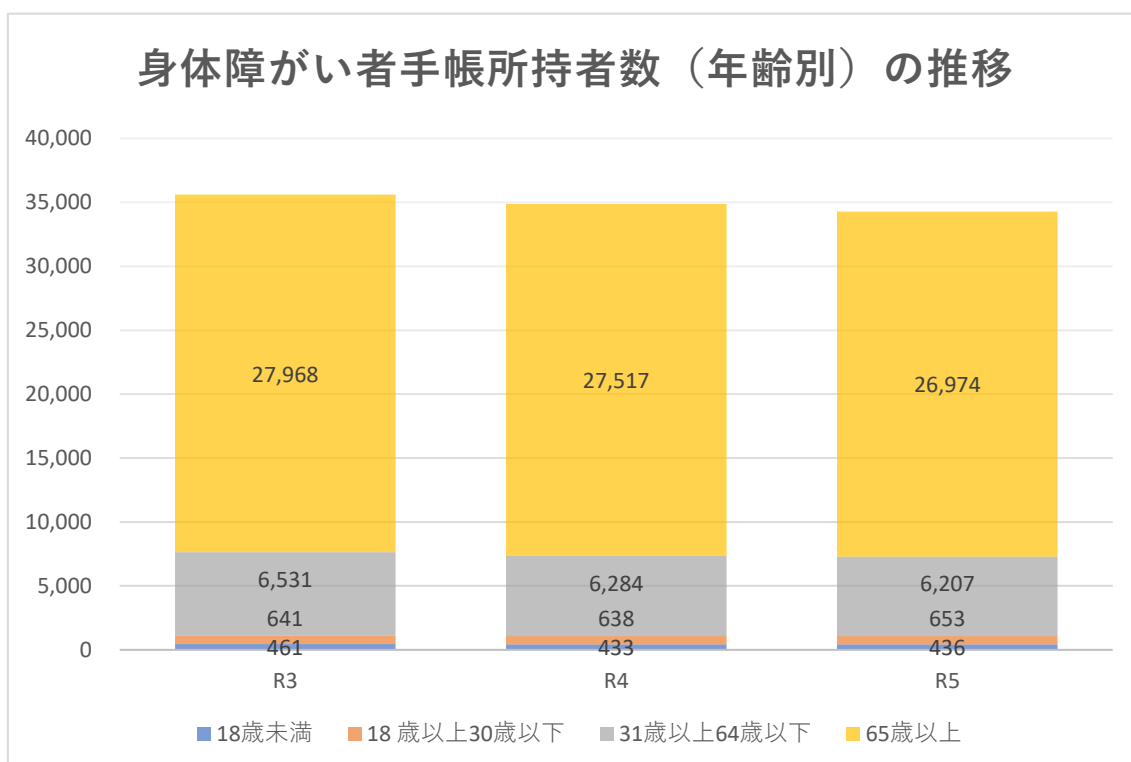
区分	R3	R4	R5	R6
18 歳未満	1,780	1,738	1,884	1,926
	3.5%	3.5%	3.7%	3.8%
18 歳以上 30 歳以下	3,538	3,735	3,978	3,922
	7.0%	7.4%	7.9%	7.8%
31 歳以上 64 歳以下	14,681	14,769	15,015	15,335
	29.1%	29.4%	29.9%	30.6%
65 歳以上	30,450	29,996	29,405	28,957
	60.4%	59.7%	58.5%	57.8%
計	50,449	50,238	50,282	50,140



次に、障がい児（者）のうち、身体障がい者手帳所持者数についての年齢別の状況であるが、以下のとおりである。65 歳以上が半数以上を占める状況に変わりはないものの、減少傾向となっている。また、31 歳以上 64 歳以下の障がい者も減少傾向となっているが、30 歳未満については若干増加傾向となっている。

(単位：人)

区分	R3	R4	R5
18歳未満	461	433	436
18歳以上30歳以下	641	638	653
31歳以上64歳以下	6,531	6,284	6,207
65歳以上	27,968	27,517	26,974
計	35,601	34,872	34,270

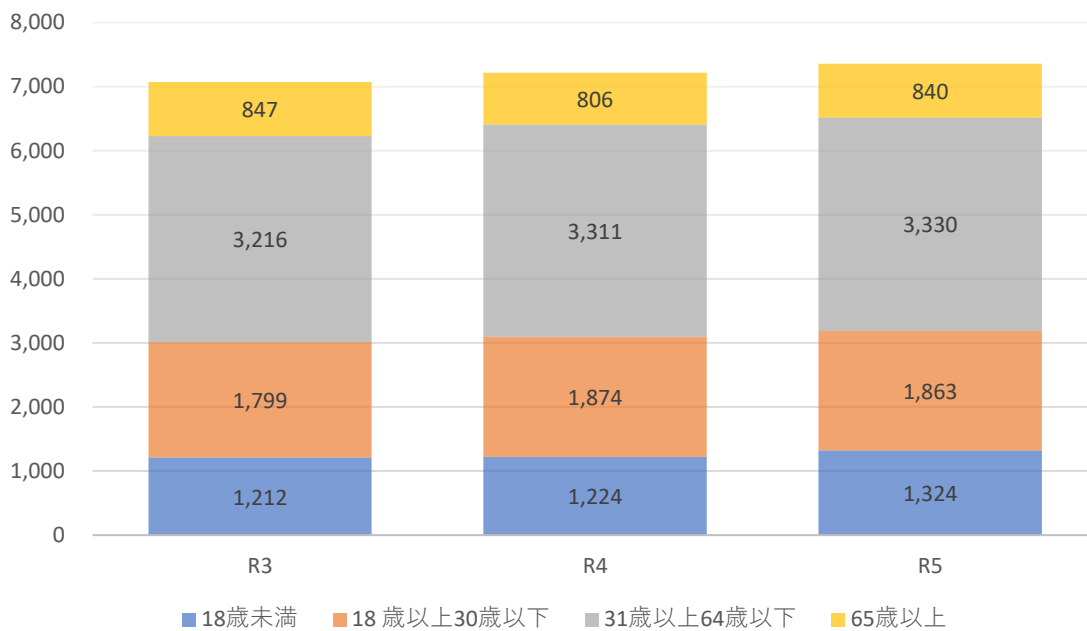


次に、障がい児（者）のうち、知的障がい者手帳所持者数についての年齢別の状況であるが、以下のとおりである。64歳以下の障がい者が多い傾向となっており、特に18歳未満の障がい者が増加傾向となっている。

(単位：人)

	R3	R4	R5
18歳未満	1,212	1,224	1,324
18歳以上30歳以下	1,799	1,874	1,863
31歳以上64歳以下	3,216	3,311	3,330
65歳以上	847	806	840
計	7,074	7,215	7,357

## 知的障がい者手帳所持者数（年齢別）の推移

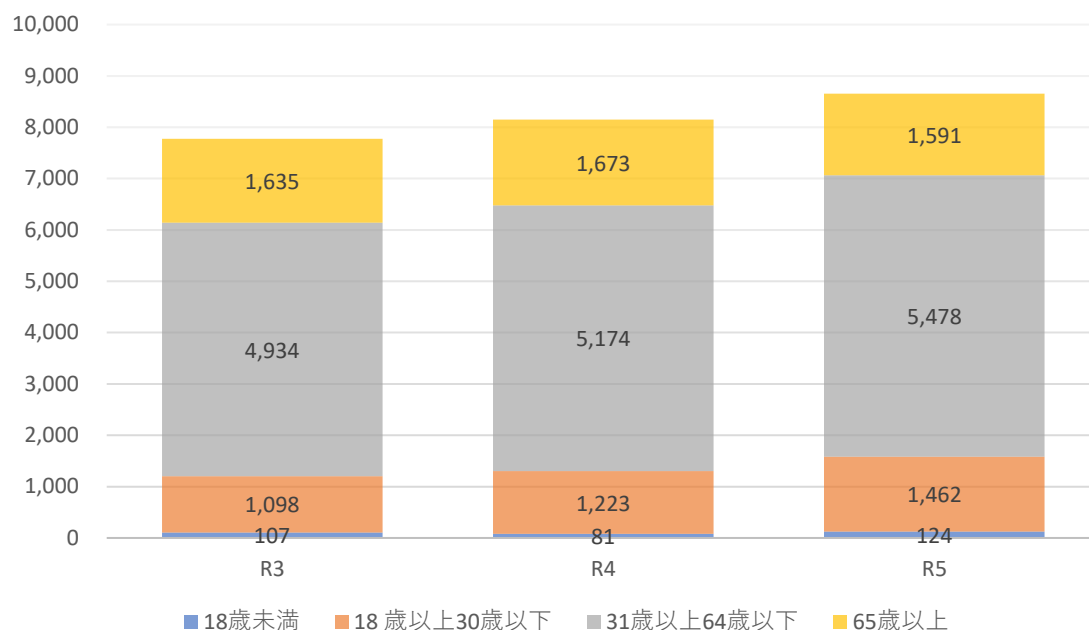


次に、障がい児（者）のうち、精神障がい者手帳所持者数についての年齢別の状況であるが、以下のとおりである。31歳以上64歳以下の障がい者が多く、増加傾向となっており、また、18歳以上30歳以下の障がい者についても増加傾向となっている。

(単位：人)

	R3	R4	R5
18歳未満	107	81	124
18歳以上30歳以下	1,098	1,223	1,462
31歳以上64歳以下	4,934	5,174	5,478
65歳以上	1,635	1,673	1,591
計	7,774	8,151	8,655

## 精神障がい者手帳所持者数（年齢別）の推移



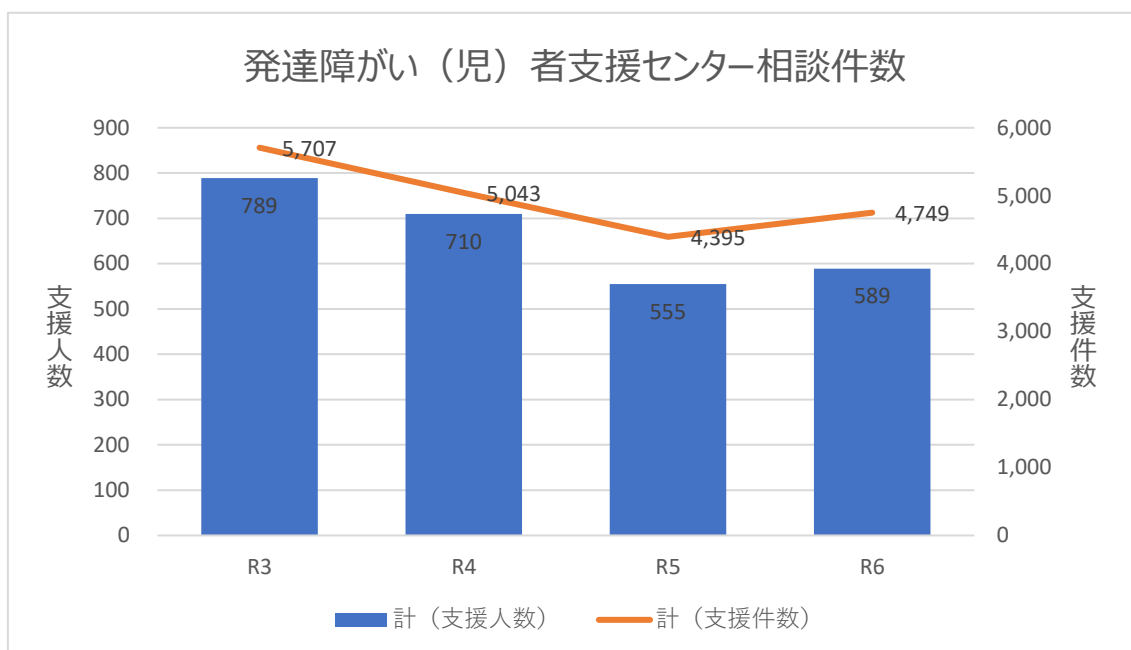
続いて、発達障がいのある人の状況であるが、国と同様に、障がい者手帳の所持数など明確な集計指標がない状況であることから、障がい福祉課の事業で把握している発達障がい（児）者支援センターの相談件数の推移および児童家庭課の事業で把握している保育所における特別な支援を必要とする子の数の推移にて、発達障害のある人の傾向を見てみることにする。

まず、発達障がい（児）者支援センター相談件数の推移についてであるが、支援人数および支援件数はいずれも、令和3年度と比較すると減少傾向となっている。

### 【発達発達障がい（児）者支援センター相談件数の推移】

（単位：人、件）

	R3	R4	R5	R6
相談支援・発達支援人数（人）	559	498	370	376
相談支援・発達支援件数（件）	3,406	3,002	2,634	2,618
相談支援・就労支援人数（人）	230	212	185	213
相談支援・就労支援件数（件）	2,301	2,041	1,761	2,131
支援人数合計	789	710	555	589
支援件数合計	5,707	5,043	4,395	4,749

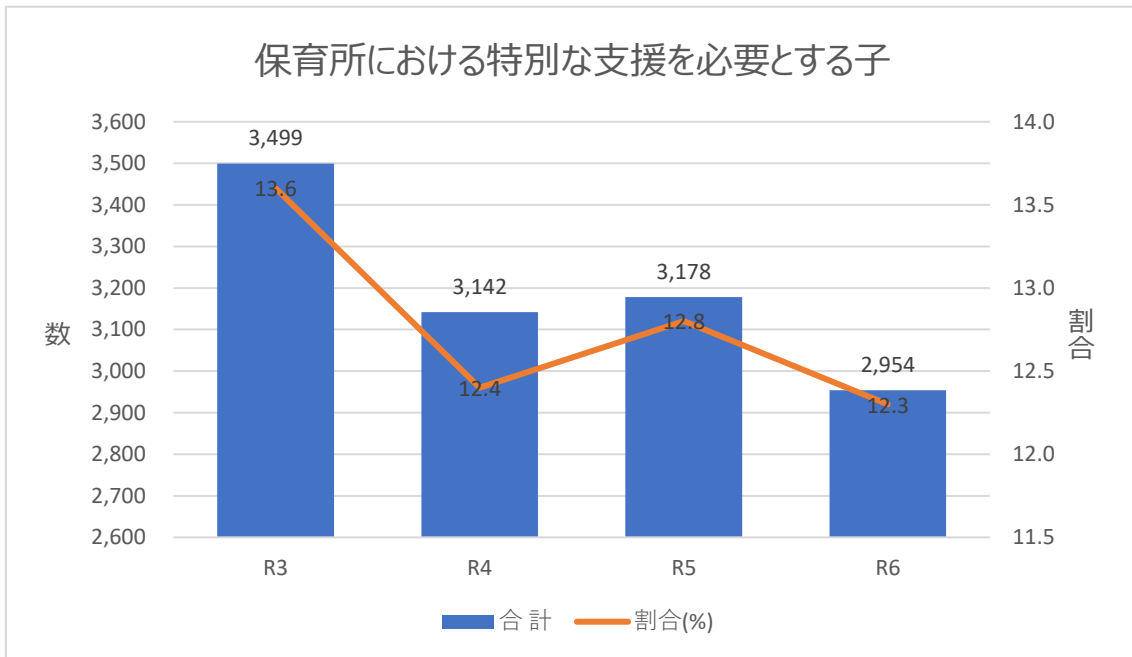


次に、保育所における特別な支援を必要とする子の数についてであるが、重度障がい、ふれあい保育、気になる子の合計人数については、減少傾向にある。しかしながら、全入所児童に占める割合で見ると、令和3年度と比較すると低い割合とはなっているが、一定割合が継続している状況である。

【保育所における特別な支援を必要とする子の数】

(単位：人)

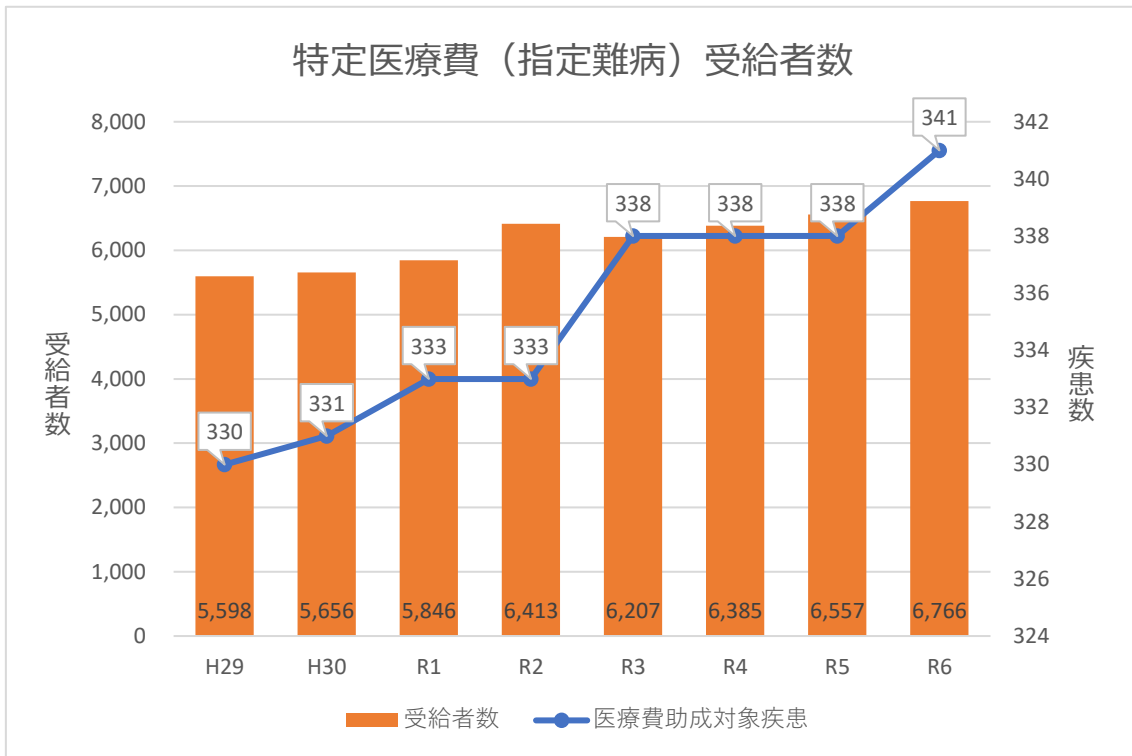
	R3	R4	R5	R6
①全入所児童	25,751	25,383	24,837	24,070
②重度障がい	113	121	113	97
③ふれあい保育（中軽度障がい）	606	475	530	470
④気になる子	2,780	2,546	2,535	2,387
⑤合計（②+③+④）	3,499	3,142	3,178	2,954
割合(%)（⑤÷①）	13.6	12.4	12.8	12.3



最後に、難病患者数についての状況であるが、以下のとおりである。医療費助成対象疾患（指定難病）の増加に伴い、受給者数についても増加傾向となっている。

(単位：件数、人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
医療費助成対象疾患	330	331	333	333	338	338	338	341
受給者数	5,598	5,656	5,846	6,413	6,207	6,385	6,557	6,766



## 2. 福井県の障がい福祉に係る予算の状況

福井県における障がい福祉課における執行額の推移は以下のとおりとなっている。R4 年度から比較すると、歳出額は増加傾向となっており、特に、令和6年度は総合福祉相談所の移転に伴う歳出の増加等により歳出総額が大幅に増加している。

(単位：千円)

歳出科目		R4 年度	R5 年度	R6 年度
民生費	社会福祉総務費	392,703	190,912	429,353
	障がい者福祉費	1,872,649	1,773,287	2,075,771
	精神障がい者福祉費	174,758	178,850	185,687
	障がい者自立支援費	6,067,096	6,380,666	6,877,760
	社会福祉費 計	8,507,206	8,523,716	9,568,572
	児童措置費	1,170,827	1,274,013	1,393,019
	児童福祉施設費	165,750	232,543	208,650
	児童福祉費 計	1,336,577	1,506,556	1,601,669
小計		9,843,784	10,030,272	11,170,241
衛生費	公衆衛生総務費	2,944	2,643	2,698
	精神衛生費	92,182	195,639	91,268
	公衆衛生費 計	95,126	198,282	93,966

	保健所費	2,203	2,205	2,204
	保健所費 計	2,203	2,205	2,204
	小計	97,329	200,488	96,170
災害復旧費	社会福祉施設災害復旧費	0	0	10,450
	社会福祉施設災害復旧費 計	0	0	10,450
	小計	0	0	10,450
	合計	9,941,113	10,230,760	11,276,861
	総人口（福井県の推計人口資料より）（人）	752,976	744,568	738,691
	一人当たり障がい福祉課予算（円）	13,202	13,741	15,266

### 3. 福井県の障がい福祉課の組織の概要

福井県における障がい福祉に関する事業を中心的に実施している健康福祉部障がい福祉課の組織概要（令和6年度）は以下のとおりとなっている。

【組織】	【分掌事務】
課長 参事 （共生社会推進） 課長補佐	
共生社会グループ （6名）	共生社会の推進（共生社会条例、手話言語条例）に関する事
	障がい福祉計画に関する事
	予算の編成、執行および決算に関する事
	福祉のまちづくりに関する事
	障がい者団体の育成指導に関する事
	障がい者施策推進協議会に関する事
	障がい者差別解消法に関する事
	心身障がい者扶養共済に関する事
自立支援グループ （6名）	障がい者自立支援に関する事
	障がい者（児）支援施設・事業所の指定に関する事
	障がい者の就労支援の推進に関する事
	社会福祉法人の認可および指導に関する事
	障がい者（児）福祉施設の整備、指導に関する事
	県・地域自立支援協議会に関する事

	こども療育センターの運営指導に関する事
精神保健グループ (6名)	自殺・ストレス防止対策に関する事
	精神科病院の指導に関する事
	精神障がい者の社会復帰に関する事
	障がい者手帳（身体、療育、精神）に関する事
	障がい者自立支援医療に関する事
	重度心身障がい者（児）および重度精神障がい者の医療費無料化対策に関する事
	特別障がい者手当、福祉手当、特別児童扶養手当等の支給に関する事
	総合福祉相談所の運営指導に関する事

#### 4. 障がい福祉課の公有財産等の概要


障がい福祉課の公有財産、物品、基金の管理状況については、以下のとおりとなっている。

財産	管理状況等	内容
出捐金	該当なし	
出資金	該当なし	
基金	該当なし	
物品	机やテーブルなど 107 点	
土地	越前市萱谷町 2-12-1 に所在する宅地等 合計 22,469.91 m <sup>2</sup>	元県立障がい者福祉施設の土地であり、障害者支援施設若越みどりの村の運営のため、社会福祉法人ふくい福祉事業団に無償貸付を行っている。
	福井市島寺町 67-30 に所在する宅地等 合計 101,987.24 m <sup>2</sup>	元県立障がい者福祉施設の土地であり、障害者支援施設若越ひかりの村の運営のため、社会福祉法人ふくい福祉事業団に無償貸付を行っている。

#### 5. 障がい福祉課所管施設の概要

障がい福祉課が所管している施設は、総合福祉相談所およびこども療育センターの 2 施設となっており、各施設の概要は、以下のとおりである。

【総合福祉相談所（現名称：福井県障がい福祉・精神保健相談所）】

<p>外観</p>																																																			
<p>業務内容</p>	<p>知的、身体障がい者、精神保健福祉相談を行う。</p>																																																		
<p>相談時間</p>	<p>午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。          （土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休み。）          こころの相談電話は、午前 9 時から午後 5 時まで。</p>																																																		
<p>住所</p>	<p>旧) 〒910-0026 福井県福井市光陽 2 丁目 3-36          新) 令和 7 年 11 月 1 日に以下に移転          〒910-0846 福井市四ツ井 2 丁目 8 - 1（福井県こども療育センター 3 階）</p>																																																		
<p>連絡先</p>	<p>電話：0776-84-8233（代）          0776-84-8232 障がい者相談（身体・知的）          0776-84-8233 障がい者相談（精神）          0776-58-3710 こころの相談（午前 9 時から～午後 5 時）          FAX：0776-58-3719（代）          ※上記電話、FAX 番号は令和 7 年 11 月 1 日移転後の新連絡先となっている。          E-mail：fukusiso@pref.fukui.lg.jp</p>																																																		
<p>収支状況</p>	<p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="438 1422 1348 1982"> <thead> <tr> <th>決算額</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  分担金および負担金</td> <td>10,169</td> <td>10,282</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  雑入</td> <td>221</td> <td>187</td> <td>184</td> </tr> <tr> <td>歳入計（A）</td> <td>10,390</td> <td>10,469</td> <td>184</td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  報酬</td> <td>2,819</td> <td>2,749</td> <td>2,552</td> </tr> <tr> <td>  需用費</td> <td>12,498</td> <td>21,590</td> <td>7,647</td> </tr> <tr> <td>  役務費</td> <td>4,390</td> <td>4,852</td> <td>2,254</td> </tr> <tr> <td>  委託料</td> <td>63,961</td> <td>71,237</td> <td>6,917</td> </tr> <tr> <td>  使用料および賃借料</td> <td>4,044</td> <td>3,961</td> <td>2,016</td> </tr> <tr> <td>  工事請負費</td> <td>—</td> <td>9,770</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			決算額	R4	R5	R6	歳入				分担金および負担金	10,169	10,282	—	雑入	221	187	184	歳入計（A）	10,390	10,469	184	歳出				報酬	2,819	2,749	2,552	需用費	12,498	21,590	7,647	役務費	4,390	4,852	2,254	委託料	63,961	71,237	6,917	使用料および賃借料	4,044	3,961	2,016	工事請負費	—	9,770	—
決算額	R4	R5	R6																																																
歳入																																																			
分担金および負担金	10,169	10,282	—																																																
雑入	221	187	184																																																
歳入計（A）	10,390	10,469	184																																																
歳出																																																			
報酬	2,819	2,749	2,552																																																
需用費	12,498	21,590	7,647																																																
役務費	4,390	4,852	2,254																																																
委託料	63,961	71,237	6,917																																																
使用料および賃借料	4,044	3,961	2,016																																																
工事請負費	—	9,770	—																																																

	備品購入費	185	87,531	346
	負担金、補助金 および交付金	6,394	8,307	94
	扶助費	15,214	20,279	-
	償還金利子および 割引料	0	-	-
	公課費	15	34	15
	報償費	6,449	6,252	3,970
	旅費	2,079	3,998	1,582
	歳出計 (B)	118,052	240,564	27,397
	収支 (A) - (B)	△107,662	△230,095	△27,213

【こども療育センター】

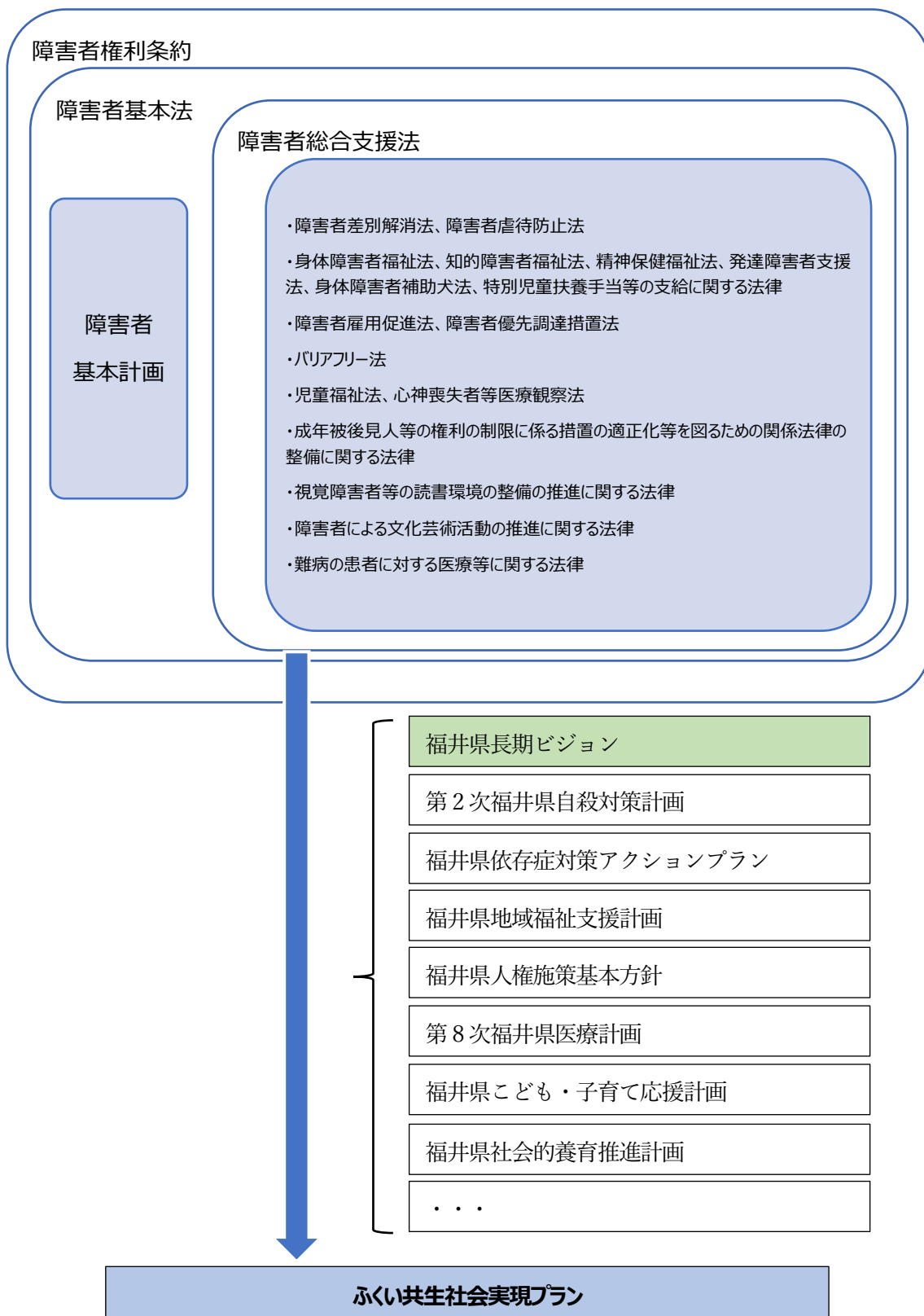
外観	
業務内容	<p>◆あらゆる障がい児に対する、高度な医療と福祉の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療育相談部門</li> <li>・療育施設部門（児童発達支援センターつばさ、医療型障害児入所施設つくし園、生活介護事業所オアシス（R7.3.31 閉所））</li> </ul> <p>◆地域療育拠点施設として、県内各関連機関との連携</p>
受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。 （土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休み。）
住所	〒910-0846 福井市四ツ井 2 丁目 8-1
連絡先	電話：0776-53-6570 FAX：0776-53-6576 E-mail：ryouiku-c@pref.fukui.lg.jp

収支状況	(単位：千円)			
	決算額	R4	R5	R6
歳入				
使用料および手数料	253,180	231,908	224,443	
雑入	4,756	2,004	1,547	
歳入計 (A)	257,937	233,913	225,991	
歳出				
報酬	1,000	720	440	
需用費	80,346	176,304	189,603	
役務費	1,253	1,217	2,008	
委託料	112,063	130,830	110,754	
使用料および賃借料	1,172	1,201	1,379	
備品購入費	30	5,982	39,388	
負担金、補助金 および交付金	12,402	12,375	15,911	
扶助費	14,482	14,114	11,717	
公課費	131	106	32	
共済費	42	58	58	
報償費	16,770	19,250	18,621	
旅費	441	929	1,365	
歳出計 (B)	240,135	363,090	391,280	
収支 (A) - (B)	17,802	△129,177	△165,289	

## 6. 福井県における障がい者政策

福井県における障がい者に関連する政策、施策の全体像および「ふくい共生社会実現プラン」についての計画の趣旨、基本的な考え方、基本目標、重点施策、各種施策の内容は以下のとおりである。

## (1) 全体像



## (2) 令和6年度障がい福祉課主要事業

令和6年度における障がい福祉課の予算化されている主要事業は、以下のとおりである。

### 【当初予算】

当初予算においては、以下の事業が重点ポイント「長期ビジョンの着実な推進」の中に位置づけられている。

政策	施策	事業名
多様な価値観を認め合う「共生社会」の実現	◇多様な人材が活躍する「ダイバーシティ地域経営」の推進	『み（魅・見）せる』共生社会推進事業
		おもてなしのバリアフリー・合理的配慮推進事業
		障がい者就労支援事業
		『障がい者×農業』による幸せ就労実現事業
いつでもどこでも安心の医療・介護・福祉	◇「地域完結型」の医療体制の確立	医師確保対策事業
		医療的ケア児およびその家族に対する支援
		総合福祉相談所機能強化事業
		依存症・アディクション等対策地域支援事業
		精神科病院における虐待通報体制整備事業
	◇「次世代包括ケアシステム」の推進	障がい福祉人材確保・定着促進事業
		介護職員負担軽減支援事業
		社会福祉施設等施設整備事業
		社会福祉施設・医療機関等における処遇改善支援事業
		保育所等における性被害防止対策支援事業
	◇包括的な福祉相談体制の構築	重層的支援体制整備事業
		地域自殺対策強化事業

### 【令和6年9月補正】

重点ポイント	事業名
賃上げの促進等による物価高対策	交通事業者・福祉施設等への緊急支援事業（電気料・燃料価格高騰対策）
「福井県長期ビジョン」の着実な推進	農福連携プラス推進モデル事業
	障がい者工賃向上推進モデル事業

### 【令和6年12月補正】

重点ポイント	事業名
物価高の影響を受けた県民等への支援	医療機関・福祉施設への緊急支援事業（食材費高騰対策）
「福井県長期ビジョン」の着実な推進	農福連携プラス推進モデル事業

### 【令和7年2月補正】

重点ポイント	施策	事業名
人手不足克服	◇各業界における人手不足対策	介護福祉士等修学資金貸付事業

重点ポイント	施策	事業名
に向けた対策	◇外国人材の受入強化	介護・障がい福祉分野における外国人材育成支援事業
誰も取り残されない安心の医療・介護・福祉の充実	◇医療・福祉現場でのDX推進	介護・障がい福祉分野における生産性向上推進事業
	◇複合化・複雑化した福祉ニーズへの対応	医療機関・福祉施設における省エネ設備等導入支援事業

注意：令和6年度において事業の執行がないものについては、記載を省略している。

### (3) ふくい共生社会実現プラン

#### ① 計画の位置づけ

福井県障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「都道府県における障がい者のための施策に関する基本的な計画」として作成する計画である。本計画は、2018（平成30）年度に施行された、福井県の障がい者施策の基本理念や方向性を定めた「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」の実施計画として位置づけられるものであり、名称を「ふくい共生社会実現プラン」とされている。

#### ② 計画期間

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間

#### ③ 計画の対象

障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例第2条第1項において定義されている「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」をこの計画の対象として、その支援等について盛り込むこととされている。

#### ④ 基本理念

「全ての県民が個性や人格を尊重し支え合いながら安心して暮らし、一人ひとりが輝ける共生社会の実現」

#### ⑤ 基本目標

この計画の基本理念に基づき、「共に生きる社会の実現」「自分らしく活躍し、生き生きと生活する」「障がい特性に応じて適切に支え合うための環境づくり」「安心・安全に暮らせるまちづくり」の4つの基本目標を掲げ、総合的に施策を進めることとされている。

基本目標 1. 共に生きる社会の実現

重点施策			
施策	施策詳細	所属	令和6年度事業名
1. 県民理解の促進			
① 共生社会の県民への普及啓発	共生社会推進のための県民への普及啓発	障がい福祉課	『み（魅・見）せる』共生社会推進事業
② 障がいのある人に関する標章（マーク）の普及啓発	障がいのある人に関する標章（マーク）の県民への普及啓発	障がい福祉課	バリアフリーのこころ育成事業
③ 相談体制の充実	県、市町等の相談窓口設置	障がい福祉課	障がい者差別解消法施行推進事業
④ 行政機関における配慮	行政機関における合理的配慮の実施	全庁	－
2. 障がいのある人の権利擁護・虐待防止			
① 成年後見制度の利用促進	成年後見センターの設置	障がい福祉課	成年後見制度推進事業
	成年後見制度の利用促進（高齢者、障がい者）	長寿福祉課	高齢者等権利擁護推進事業
		障がい福祉課	成年後見制度推進事業
② 虐待防止の推進	障がい者権利擁護センターの機能強化	障がい福祉課	障がい者虐待防止・権利擁護推進事業
	市町の障がい者虐待防止センターの連携	障がい福祉課	障がい者虐待防止・権利擁護推進事業
	虐待防止のための人材育成	障がい福祉課	障がい者虐待防止・権利擁護推進事業
3. 意思疎通支援の充実			
① 意思疎通支援人材の養成等	意思疎通支援にかかる人材の養成・確保・活用	障がい福祉課	意思疎通支援事業
② 意思疎通支援の実施	手話等の普及・コミュニケーションボードの活用	障がい福祉課	『み（魅・見）せる』共生社会推進事業
	ICT（情報通信技術）機器を活用した意思疎通支援の充実	障がい福祉課	障がい者社会参加推進事業
		障がい福祉課	意思疎通支援事業
③ 行政情報のバリアフリー化の推進	行政情報のバリアフリー化	広報広聴課	通常事業対応
		D X推進課	通常事業対応
	法制情報のアクセス向上	情報公開・法制課	法規事務支援システム運用事業

重点施策				
	施策	施策詳細	所属	令和6年度事業名
		県庁舎への ICT 機器の導入	財産活用課	平成 30 年度事業終了
	④読書バリアフリーの充実	読書バリアフリーの充実	障がい福祉課	点字図書館運営費補助金
			生涯学習・文化財課	図書館資料整備費
			生涯学習・文化財課	若狭図書館学習センター資料調査整備費
			生涯学習・文化財課	通常事業対応
4. 意思決定支援の推進				
	①意思決定支援の推進	意思決定支援に携わる職員の知識・技術の向上	障がい福祉課	障がい者自立支援制度施行円滑化事業
		関係機関等の連携	障がい福祉課	障がい者自立支援制度施行円滑化事業
	②選挙に対する配慮・支援	点字投票制度等の周知	選挙管理委員会	－
		投票所のバリアフリー化	選挙管理委員会	－
		選挙公報や政見放送等への配慮	選挙管理委員会	－
5. 障がいのある人等の声の反映、当事者参画				
	①障がいのある人の発言の場の拡大	タウンミーティング等の実施	障がい福祉課	『み（魅・見）せる』共生社会推進事業
		社会参加推進センターの機能強化	障がい福祉課	障がい者社会参加推進事業
6. 福祉教育・交流の促進				
	①相互交流の推進および障がいに関する理解促進	特別支援学校と近隣小・中学校等の交流および共同学習の推進	児童家庭課	－
			高校教育課	インクルーシブ教育推進事業
			義務教育課	－
		障がい者施設における体験・交流の推進	障がい福祉課	－
		児童生徒対象の障がい者スポーツ交流体験の実施	スポーツ課	障がい者スポーツ裾野拡大事業
	②インクルーシブ教	インクルーシブ教育システ	児童家庭課	－

重点施策				
	施策	施策詳細	所属	令和6年度事業名
	育システムの推進	ムの推進	高校教育課	インクルーシブ教育推進事業
			義務教育課	弁護士を利用した「いじめ予防授業」実施事業
			義務教育課	いじめ電話相談事業
7. 個別のニーズに応じた教育の充実				
	① 住み慣れた地域で安心して暮らしていくための教育の充実	教員の専門性向上	高校教育課	特別支援教育専門性向上事業
		特別支援学校の近隣小・中学校の交流および共同学習の推進	高校教育課	インクルーシブ教育推進事業
		特別支援学校の就労応援	高校教育課	特別支援学校キャリア教育推進事業

基本目標2. 自分らしく活躍し、生き生きと生活する

重点施策				
	施策	施策詳細	所属	令和6年度事業名
1. 障がいのある方の幸せ就労の推進				
	① 障がいのある方の幸せ就労の推進	幸せ就労の推進	障がい福祉課	障がい者就労支援事業
			障がい福祉課	『障がい者×農業』による幸せ就労実現事業
		官公需等の発注拡大	障がい福祉課	—
		工賃向上に向けた新たな発注機械と販路拡大	障がい福祉課	障がい者就労支援事業
			障がい福祉課	『障がい者×農業』による幸せ就労実現事業
		DX化、アンテナショップの設置	障がい福祉課	障がい者就労支援事業
		A型事業所の経営改善	障がい福祉課	障がい福祉分野における業務改善支援事業
		農福連携の推進	障がい福祉課	『障がい者×農業』による幸せ就労実現事業
園芸振興課	障がい者就労支援事業			
2. 一般就労に向けた支援				
	① 障がい者雇用の促進	障がい者雇用に対する理解促進	労働政策課	障がい者雇用促進普及啓発事業
		障がい者就業・生活支	障がい福祉課	障がい者就業・生活支援セン

重点施策				
	施策	施策詳細	所属	令和6年度事業名
		援センターの拡充による支援充実		ター事業
		障がいのある人の能力・特性に応じた就労の支援	労働政策課	障がい者等雇用促進支援事業
		職業能力開発の充実	産業労働部 政策推進グループ	会計年度任用職員給与費 (産業労働部)
			労働政策課	障がい者等雇用促進支援事業
			労働政策課	離転職者等能力開発推進事業
			労働政策課	職業自立促進事業
		特別支援学校の就労応援	高校教育課	特別支援学校キャリア教育推進事業 特別支援教育 DX 事業
3. スポーツの振興				
	①障がい者スポーツの振興	スポーツ等の体験交流による障がいへの理解促進	スポーツ課	障がい者 e スポーツ普及促進事業
				障がい者スポーツ振興事業
				スポーツ・文化交流フェスタ等開催事業
		スポーツに親しめる環境の整備	スポーツ課	障がい者スポーツ裾野拡大事業
		障がい者スポーツ指導者の養成	スポーツ課	障がい者スポーツ裾野拡大事業
		パラリンピック等の協議スポーツに対する支援	スポーツ課	障がい者アスリート競技力向上事業
4. 文化芸術活動の充実				
	①芸術・文化を通じた社会参加の推進	発表する機会の確保	障がい福祉課	『み（魅・見）せる』共生社会推進事業
			文化課	みんながアートでつながるプロジェクト
				音楽を活用したまちづくり推進事業
	②文化芸術に触	子どもたちが文化芸術に	文化課	ふくい文化の担い手育成プロ

重点施策			
施策	施策詳細	所属	令和6年度事業名
れる機会の充実	親しめる機会の創出		プロジェクト
	文化芸術活動への支援	障がい福祉課	『み（魅・見）せる』共生社会推進事業
		文化課	－
	③支援基盤の整備や創造の機会の拡大	支援基盤の整備	障がい福祉課
障がいのある方の創造の機会の拡大と育成支援		障がい福祉課	『み（魅・見）せる』共生社会推進事業
5. 日中活動・交流活動の充実			
①日中活動・交流活動の充実	日中活動・交流活動の充実	障がい福祉課	地域生活支援事業（市町事業）
6. 心の健康づくりの推進			
①心の健康づくり	正しい知識の普及	障がい福祉課	地域自殺対策強化事業（県事業）
	ストレスへの気づきの促し	障がい福祉課	地域自殺対策強化事業（県事業）
	職場や学校におけるメンタルヘルス対策の推進	障がい福祉課	地域自殺対策強化事業（県事業）
	精神保健に関する相談体制の充実	障がい福祉課	地域自殺対策強化事業（県事業）
	自殺対策の充実	障がい福祉課	地域自殺対策強化事業（県事業）

基本目標3. 障がい特性に応じて適切に支えあうための環境づくり

重点施策			
施策	施策詳細	所属	令和6年度事業名
1. 障がい福祉・医療を支える人材確保			
①福祉人材確保対策の実施	協議会等による人材確保の検討	障がい福祉課	－
	新規人材の確保	障がい福祉課	障がい福祉人材確保・定着事業
	既存職員の定着促進	障がい福祉課	障がい福祉人材確保・定着事業
	医療的ケア児者・重心	障がい福祉課	障がい福祉人材確保・定着

重点施策				
	施策	施策詳細	所属	令和6年度事業名
		障がい児（者）・強度行動障害児者への支援や相談支援等を行う人材の確保		事業
2. 障がい児の地域療育体制の充実				
	①医療機関や児童発達支援事業所などの地域療育拠点の充実	地域の療育支援拠点の充実 こども療育センターによる地域の療育支援	障がい福祉課	小児療育体制確保事業 (療育拠点機関委託費) 嶺南地域療育機能強化支援事業
	②地域療育拠点等による難聴児への支援体制の構築	地域における専門職員の育成 難聴児支援の中核的機能を有する体制の構築	障がい福祉課	嶺南地域療育機能強化支援事業 小児療育体制確保事業 (療育拠点機関委託費)
3. 障がい児（者）の家族への支援				
	①家族への支援の充実	障がいのある子どもの家族等への支援の充実 家族のレスパイト体制の充実	障がい福祉課	小児在宅医療推進事業 小児在宅医療推進事業
4. 相談支援体制・ピアサポートの充実				
	①体制づくりや人材育成による相談支援の充実	関係機関の連携 地域における人材育成体制の強化 総合福祉相談所（障がい部門）のアセスメント・相談機能の強化	障がい福祉課	障害者自立支援制度施行円滑化事業 障害者自立支援制度施行円滑化事業 障害者自立支援制度施行円滑化事業
	②ピアサポートの充実	ピアサポートの充実	障がい福祉課	障害者自立支援制度施行円滑化事業
5. 高齢化対策の充実				
	①高齢となった障がいのある人への適切なサービス利用の促進	適切なサービス利用の促進	障がい福祉課	－
	②共生サービスの	共生型サービスの推進	障がい福祉課	－

重点施策				
	施策	施策詳細	所属	令和6年度事業名
	推進			
6. 医療的ケア児者・重症心身障害児者への支援				
① 医療的ケア児者・重症心身障害児者への在宅支援体制の構築	在宅支援体制の構築・人材育成・生活の場の確保	障がい福祉課	小児在宅医療推進事業	
	医療的ケア児への支援	児童家庭課	医療的ケア児保育支援事業	
	重症心身障がい児（者）への受け入れ拡大	障がい福祉課	重症心身障がい児（者）と家族のための在宅生活サポート事業	
7. 強度行動障害児者への支援				
① 強度行動障害児者への専門的な支援	受け入れ事業所の拡大・専門的人材の育成・生活の場の確保	障がい福祉課	障害者自立支援制度施行円滑化事業	
		障がい福祉課	障がい福祉人材確保・定着促進事業	
	強度行動障がい児（者）のアセスメントの実施	障がい福祉課	障害者自立支援制度施行円滑化事業	
8. 発達障がい児（者）支援の充実				
① 発達障がいのある人への支援体制づくり	「発達障がい者支援地域協議会」の開催	障がい福祉課	発達障がい児（者）支援センター運営事業	
	福井県方式支援ツールの普及および活用研修の実施	障がい福祉課	発達障がい者支援体制整備事業	
	発達障がい者地域支援マネージャーによる市町支援	障がい福祉課	発達障がい者支援体制整備事業	
	子どもの心の診療体制の整備	障がい福祉課	発達とトラウマ障がいのこころの専門医育成事業（寄附講座）	
② 発達障がい（児）者支援センターの運営	福井県発達障がい児（者）支援センターによる相談・就労等の支援	障がい福祉課	発達障がい児（者）支援センター運営事業	
	福井県発達障がい（児）者支援センターによる地域支援体制の	障がい福祉課	発達障がい児（者）支援センター運営事業	

重点施策			
施策	施策詳細	所属	令和6年度事業名
	充実		
③保育所、認定こども園および幼稚園等の支援体制強化	保育カウンセラーの配慮	児童家庭課	保育カウンセラー配置事業
④特別支援教育の充実による学校の支援体制強化	発達障がい児教育の推進	高校教育課	特別支援教育に関する支援体制充実事業
	発達障がいのある児童・生徒の移行支援	高校教育課	特別支援教育に関する支援体制充実事業
⑤家族支援の充実	ペアレントプログラムの推進	障がい福祉課	発達障がい者支援体制整備事業
	ペアレントメンターの養成	障がい福祉課	発達障がい者支援体制整備事業
⑥発達障がい児(者)への福井型就労支援プロジェクトの推進	発達障がい児(者)への福井型就労支援プロジェクトの推進	障がい福祉課	発達障がい者支援体制整備事業
		労働政策課	—
		高校教育課	—
9. ひきこもりへの支援			
①ひきこもりへの支援	ひきこもり地域支援センターの運営	障がい福祉課	ひきこもり対策推進事業
10. 高次脳機能障がい者の医療・福祉の充実			
①高次脳機能障がいに関する普及・啓発	高次脳機能障がいに関する普及・啓発	障がい福祉課	高次脳機能障害支援普及事業
②高次脳機能障がい者医療の充実	高次脳機能障がい者の早期発見・早期支援	障がい福祉課	高次脳機能障害支援普及事業
③高次脳機能障がい者に対する地域支援の充実	ライフステージに合わせたシームレスな社会参加支援	障がい福祉課	高次脳機能障害支援普及事業
	格差のない支援	障がい福祉課	高次脳機能障害支援普及事業
	ピアサポートの充実	障がい福祉課	高次脳機能障害支援普及事業
11. 難病患者支援の充実			
①難病患者への	福井県難病支援センタ	保健予防課	難病支援センター運営事業

重点施策			
施策	施策詳細	所属	令和6年度事業名
支援の充実	ーにおける感謝支援		
	地域における患者支援	保健予防課	特定疾患相談指導事業
	重症難病患者の在宅療養支援	保健予防課	重症難病患者在宅療養支援事業
	小児慢性特定疾病児童の自立支援	保健予防課	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
12. 適切な福祉・医療サービスの提供			
①障がいのある人の地域移行の推進	地域生活への移行支援	障がい福祉課	障害者自立支援制度施行円滑化事業
	住まいの確保の支援	障がい福祉課	重度身体障がい者住宅改造助成事業
		建築住宅課	該当なし
	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム体制の構築	障がい福祉課	ひきこもり対策推進事業
②心身障がい児(者)の歯科健診・診療	心身障がい児(者)の歯科健診・診療事業の実施	障がい福祉課	心身障がい児(者)歯科診療事業
③認知症医療の充実	若年認知症の支援	長寿福祉課	若年性認知症支援コーディネーター設置事業
	診断・治療体制の強化	長寿福祉課	認知症フレンドリー社会推進事業(一部) 認知症ケア人材育成事業(一部)
	認知症に対する理解促進	長寿福祉課	認知症フレンドリー社会推進事業
	認知症ケアの人材育成	長寿福祉課	認知症介護人材育成
④経済的支援	医療費の助成	障がい福祉課	自立支援医療審査委託費 自立支援医療給付費
		障がい福祉課	精神通院医療費
		障がい福祉課	重症心身障がい者児医療無料化対策事業
		障がい福祉課	重度精神障がい者医療無料化対策事業
	低所得障がい者に対する	長寿福祉課	低所得者利用者対策事業

重点施策				
	施策	施策詳細	所属	令和6年度事業名
		る助成		
		指定難病等の医療費助成	保健予防課	指定難病等医療費助成事業費（扶助費）
		小児慢性特定疾病の医療費助成	保健予防課	小児慢性特定疾病医療費助成事業（扶助費）
13. 精神科医療体制の充実				
	①多様な疾患に対応できる医療連携体制の構築	精神疾患医療提供体制の構築	障がい福祉課	福井県地域医療計画策定事業
		精神科救急および身体合併症への医療体制確保	障がい福祉課	精神科救急医療システム整備事業
		精神障がい者の早期退院と地域移行	障がい福祉課	ひきこもり対策推進事業
		摂食障がいへの理解促進と支援拠点の整備	障がい福祉課	依存症・アディクション等対策推進事業

#### 基本目標4. 安心・安全に暮らせるまちづくり

重点施策				
	施策	施策詳細	所属	R6 事業名
1. 障がい者に配慮したまちづくりの推進				
	①北陸新幹線開業を見据えた駅周辺や観光地等のバリアフリー化の推進	駅周辺や観光地等のバリアフリー化の推進	障がい福祉課	おもてなしのバリアフリー・合理的配慮推進事業
			観光誘客課	該当事業なし
		公共交通機関や交通施設のバリアフリー化の推進	地域鉄道課	地域鉄道バリアフリー推進事業
			交通まちづくり課	生活バス路線確保対策補助金
			道路建設課	該当なし
			道路保全課	該当なし
		みんなにやさしいまちづくり整備の推進	障がい福祉課	—
		障がいのある人が住みやすい居住環境の整備	障がい福祉課	重度身体障がい者住宅改造助成事業
	建築住宅課		該当なし	
	バリアフリー表示証の普	障がい福祉課	バリアフリーのこころ育成事業	

重点施策				
	施策	施策詳細	所属	R6 事業名
		及		
	②心のバリアフリーの推進	ハートフル専用パークイングの適正利用促進	障がい福祉課	バリアフリーのこころ育成事業
		観光における心のバリアフリー推進	障がい福祉課	－
			観光誘客課	サービス品質向上事業
2. 防災対策の推進				
①障がいのある人の避難体制の整備	在宅の障がいにある人の避難体制		障がい福祉課	－
			危機管理課	個別避難計画作成促進事業
	避難所等における福祉支援体制の構築		地域福祉課	災害福祉支援ネットワーク構築事業
			危機管理課	－
	福祉避難所の確保・充実		地域福祉課	災害福祉支援ネットワーク構築事業
			危機管理課	－
	障がいのある人の防災訓練の参加		障がい福祉課	－
危機管理課			－	
大規模災害時(広域避難)の受入体制の構築		障がい福祉課	－	
②災害時の医療等ケア体制の整備	心のケア体制の充実		障がい福祉課	災害時こころのケア活動体制整備事業
	関係機関との連携による医療等ケア体制の整備		障がい福祉課	災害時こころのケア活動体制整備事業
③災害時の情報の確保	福祉避難所における情報の確保		地域福祉課	－
			障がい福祉課	意思疎通支援事業
			危機管理課	－
	避難情報の伝達		危機管理課	災害情報インターネット運用管理費
3. 感染症対策の推進				
①感染症対策の推進	障がい者施設における感染対策		障がい福祉課	－
			保健予防課	－
	その他の感染対策		障がい福祉課	－
②障がいのある人の情報対策	視覚障がいや聴覚障がい、知的障がいの方等		障がい福祉課	意思疎通支援事業
			保健予防課	－

重点施策				
	施策	施策詳細	所属	R6 事業名
		への情報提供		
4. 防犯対策の推進				
	①安全で安心な施設づくりの推進	安全管理体制の確保	障がい福祉課	障害児施設における性被害防止対策支援事業
		地域に開かれた施設づくりの推進	障がい福祉課	—
5. 交通安全対策の推進・消費者被害の防止				
	①障がいのある人の交通安全の確保	交通安全教室の実施	警察本部	—
		歩行空間のバリアフリー化	道路保全課	交通安全施設整備(県単)
			警察本部	交通安全施設特定整備事業
				交通安全施設県単整備事業
②消費者被害の防止	消費者被害防止に関する情報誌による情報提供	県民安全課	「くらしの安心」情報発信事業	
	特別支援学校等への出前講座の実施	県民安全課	消費生活講座開催事業	
	障がい者向け相談対応力の向上	県民安全課	専門家による特別相談会開催等事業	

#### ⑥数値目標

本計画において定められている数値目標は、以下のとおりである。

#### 基本目標 1. 共に生きる社会の実現

重点施策	指標名	計画時実績		目標	
		期間	実績	期間	目標
1.県民理解の促進	共生社会に関する出前講座の実施	—	—	R5 ~R9	参加人数 10,000人
2.障がいのある人の権利擁護・虐待防止	障がい者虐待防止・権利擁護研修受講者数(事業所)(累計)	R4	336人	R9	目標 1,200人
3.意思疎通支援の充実	意思疎通支援者等養成数(累計)	R3	1,787人	R9	3,000人
	県立図書館の視覚障がい者	R3	14,734冊	R9	15,600冊

重点施策	指標名	計画時実績		目標	
		期間	実績	期間	目標
	用図書等所蔵数（累計冊数）				
	県立図書館における書籍（視覚障がい者サービス）等年間貸出数（冊数）	R3	609冊	R9	640冊
	サピエ※会員登録者数（県内）	R3	124人	R9	200人
4.意思決定支援の推進	指標設定なし。				
5.障がいのある人等の声の反映、当事者参画	指標設定なし。				
6.福祉教育・交流の促進	指標設定なし。				
7.個別のニーズに応じた教育の充実	指標設定なし。				

※サピエ…視覚障がい者などに対して、様々な情報を点字、音声データなどで提供するネットワーク

#### 基本目標2. 自分らしく活躍し、生き生きと生活する

重点施策	指標名	実績		目標	
		期間	実績	期間	目標
1.障がいのある方の幸せ就労の推進	B型事業所平均工賃	R3	22,093円	R9	25,000円
	新たな農福連携挑戦事業者数	R4	—	R9	5事業者
2.一般就労に向けた支援	指標設定なし。				
3.スポーツの振興	障がい者スポーツ出前講座参加者数	R3	2,455人	R9	2,500人
4.文化芸術活動の充実	指標設定なし。				
5.日中活動・交流活動の充実	指標設定なし。				
6.心の健康づくりの推進	メンタルヘルスセミナー・ストレスセミナー・ストレスチェック参加者数	R4	2,000人	R5 ～R9	延 10,000人

基本目標3. 障がい特性に応じて適切に支えあうための環境づくり

重点施策	指標名	実績		目標	
		期間	実績	期間	目標
1.障がい福祉・医療を支える人材確保	指標設定なし。				
2.障がい児の地域療育体制の充実	指標設定なし。				
3.障がい児(者)の家族への支援	指標設定なし。				
4.相談支援体制・ピアサポートの充実	指標設定なし。				
5.高齢化対策の充実	指標設定なし。				
6.医療的ケア児者・重症心身障害児者への支援	医療的ケア児者日中利用事業所数	R4	44箇所	R9	65箇所
7.強度行動障害児者への支援	強度行動障がい者支援者養成研修修了者数	R4	2,388人	R9	3,400人
8.発達障がい児(者)支援の充実	発達障がい者サポーター設置市町数	R4	11市町	R9	17市町
9.ひきこもりへの支援	フリースペース参加人数	R3	604人	R9	1,000人
10.高次脳機能障がい者の医療・福祉の充実	指標設定なし。				
11.難病患者支援の充実	指標設定なし。				
12.適切な福祉・医療サービスの提供	地域生活支援拠点の整備市町(圏域含む)	R4	12市町	R9	17市町
13.精神科医療体制の充実	指標設定なし。				

#### 基本目標4. 安心・安全に暮らせるまちづくり

重点施策	指標名	実績		目標	
		期間	実績	期間	目標
1.障がい配慮したまちづくりの推進	多数の県民が利用する県有施設の障がい者対応トイレ設置率	R4	92%	R9	100%
	バリアフリー表示証の交付施設数	R4	496箇所	R9	1,500箇所
2.防災対策の推進	指標設定なし。				
3.感染症対策の推進	指標設定なし。				
4.防犯対策の推進	指標設定なし。				
5.交通安全対策の推進・消費者被害の防止	指標設定なし。				

## II. 監査対象の選定方法

### 1. 抽出方法

上述の監査対象の概要を踏まえ、監査対象である事務事業については、以下のとおり、抽出を実施した。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障がい福祉事業に関する福井県としての主要計画である、「ふくい共生社会実現プラン」に関する事業（ただし、一体事業の一部や設備更新だけのような場合は除外した。）</li> <li>② 障がい福祉事業の中心担当所管である障がい福祉課の事業であり、主要事業もしくはカルテがある事業</li> <li>③ ①、②以外で障がい福祉事業との関連性があると判断された事業もしくは障がい福祉課が支出している補助金事業（ただし、百万円未満の事業は除く）</li> <li>④ 上記①～③で抽出した事業のうち10万円未満の事業は効率性の観点から除外</li> </ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

また、障がい福祉事業の中心担当所管である障がい福祉課が所管する施設である、総合福祉事務所および子ども療育センターの2施設については、良好の状態において管理され、その所有の目的に応じて効率的に運用されているかどうかについて確認を実施することとした。

さらに、「ふくい共生社会実現プラン」の施策詳細に記載されている内容に該当する所属課に対して、令和6年度に事業実施がない場合においては、施策詳細への対応状況を質問し、「ふくい共生社会実現プラン」実現のため事業が遂行されているかどうか等について確認を実施した。

### 2. 選定事業

上記に基づいて、選定した結果、対象事務事業は 98 となり、具体的な予算計上課および対象事業名は以下のとおりである。

予算計上課		対象事業		選定理由		
コード	名称	コード	事業名	①	②	③
11395	情報公開・法制課	1857	法規事務支援システム運用事業	○		
12491	地域鉄道課	21684	地域鉄道バリアフリー推進事業	○		
12494	交通まちづくり課	5026	生活バス路線確保対策補助金	○		
12630	県民安全課	14795	「くらしの安心」情報発信事業	○		
12630	県民安全課	14793	消費生活講座開催事業	○		
12630	県民安全課	14789	専門家による特別相談会開催等事業	○		
12640	危機管理課	20252	個別避難計画作成促進事業	○		
12640	危機管理課	2198	災害情報インターネット運用管理費	○		
13650	観光誘客課	18920	サービス品質向上事業	○		
13671	文化課	15835	ふくい文化の担い手育成プロジェクト	○		
13671	文化課	21293	みんながアートでつながるプロジェクト	○		
13671	文化課	19835	音楽を活用したまちづくり推進事業	○		
13711	スポーツ課	21650	eスポーツをフックとした交流促進事業			○
13711	スポーツ課	18720	スポーツ・文化交流フェスタ等開催事業	○		
13711	スポーツ課	20304	障がい者 e スポーツ普及促進事業	○		
13711	スポーツ課	18305	障がい者アスリート競技力向上事業	○		
13711	スポーツ課	15317	障がい者スポーツ振興事業	○		
13711	スポーツ課	18304	障がい者スポーツ裾野拡大事業	○		
16060	地域福祉課	17573	災害福祉支援ネットワーク構築事業	○		
16060	地域福祉課	19826	重層的支援体制整備事業		○	
16215	長寿福祉課	11348	高齢者等権利擁護推進事業	○		
16215	長寿福祉課	16821	若年性認知症支援コーディネーター設置事業	○		
16215	長寿福祉課	2615	低所得者利用者対策事業	○		
16215	長寿福祉課	19694	認知症フレンドリー社会推進事業	○		
16215	長寿福祉課	16816	認知症介護人材育成	○		
16305	障がい福祉課	17870	『み（魅・見）せる』共生社会推進事業	○	○	
16305	障がい福祉課	21068	『障がい者×農業』による幸せ就労実現事	○	○	

予算計上課		対象事業		選定理由		
コード	名称	コード	事業名	①	②	③
			業			
16305	障がい福祉課	21053	おもてなしのバリアフリー・合理的配慮推進事業	○	○	
16305	障がい福祉課	7641	バリアフリーのこころ育成事業	○		
16305	障がい福祉課	15349	ひきこもり対策推進事業	○	○	
16305	障がい福祉課	21057	依存症・アディクション等対策推進事業	○	○	
16305	障がい福祉課	21055	意思疎通支援事業	○		
16305	障がい福祉課	22194	介護福祉士等修学資金貸付事業・障がい福祉課		○	
16305	障がい福祉課	10888	高次脳機能障害支援普及事業	○		
16305	障がい福祉課	15347	災害時こころのケア活動体制整備事業	○	○	
16305	障がい福祉課	12495	市町自殺対策補助金			○
16305	障がい福祉課	10011	自立支援医療給付費	○		
16305	障がい福祉課	10007	自立支援医療審査委託費	○		
16305	障がい福祉課	20773	社会福祉施設における省エネ設備等支援事業		○	
16305	障がい福祉課	16076	重症心身障がい児（者）と家族のための在宅生活サポート事業	○	○	
16305	障がい福祉課	4092	重症心身障がい者児医療無料化対策事業	○	○	
16305	障がい福祉課	20593	重症心身障がい者児医療無料化対策事業（上記4092とあわせて対象）	○	○	
16305	障がい福祉課	19674	重層的支援体制整備事業（地域福祉課の事業にて対象）		○	
16305	障がい福祉課	21060	重度身体障がい者住宅改造助成事業	○		
16305	障がい福祉課	20596	重度精神障がい者医療無料化対策事業	○	○	
16305	障がい福祉課	17502	小児在宅医療推進事業	○	○	
16305	障がい福祉課	8902	小児療育体制確保事業（療育拠点機関委託費）	○		
16305	障がい福祉課	15232	障がい者虐待防止・権利擁護推進事業	○	○	
16305	障がい福祉課	16556	障がい者差別解消法施行推進事業	○		
16305	障がい福祉課	10015	障がい者自立支援制度施行円滑化事業	○		
16305	障がい福祉課	3900	障がい者社会参加推進事業	○		

予算計上課		対象事業		選定理由		
コード	名称	コード	事業名	①	②	③
16305	障がい福祉課	3962	障がい者就業・生活支援センター事業	○		
16305	障がい福祉課	8834	障がい者就労支援事業	○	○	
16305	障がい福祉課	22001	障がい者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業		○	
16305	障がい福祉課	3849	障がい者福祉施設整備事業補助金		○	
16305	障がい福祉課	21301	障がい福祉施設等への物価高騰対策支援事業		○	
16305	障がい福祉課	21678	障がい福祉人材確保・定着事業	○	○	
16305	障がい福祉課	19341	障がい福祉分野における介護職員負担軽減支援事業		○	
16305	障がい福祉課	21885	障害児施設における性被害防止対策支援事業	○	○	
16305	障がい福祉課	8909	心身障がい児（者）歯科診療事業	○		
16305	障がい福祉課	15231	成年後見制度推進事業	○		
16305	障がい福祉課	6695	精神科救急医療システム整備事業	○		
16305	障がい福祉課	10012	精神通院医療費	○		
16305	障がい福祉課	21208	総合福祉相談所機能強化事業		○	
16305	障がい福祉課	11806	地域自殺対策強化事業（県事業）	○	○	
16305	障がい福祉課	10018	地域生活支援事業（市町事業）	○		
16305	障がい福祉課	14605	聴覚障がい者情報提供施設運営費補助金			○
16305	障がい福祉課	3873	点字図書館運営費補助金	○		
16305	障がい福祉課	21981	農福連携プラス推進モデル事業		○	
16305	障がい福祉課	20312	発達とトラウマ障がいのこころの専門医育成事業（寄附講座）	○	○	
16305	障がい福祉課	9523	発達障がい児（者）支援センター運営事業	○		
16305	障がい福祉課	11915	発達障がい者支援体制整備事業	○	○	
16305	障がい福祉課	21884	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金事業		○	
16305	障がい福祉課	9353	盲人ホーム運営費補助金			○
16305	障がい福祉課	13219	嶺南地域療育機能強化支援事業	○		
16407	児童家庭課	17385	医療的ケア児保育支援事業	○		
16407	児童家庭課	20556	保育カウンセラー配置事業	○		

予算計上課		対象事業		選定理由		
コード	名称	コード	事業名	①	②	③
16700	保健予防課	6684	指定難病等医療費助成事業費（扶助費）	○		
16700	保健予防課	10299	重症難病患者在宅療養支援事業	○		
16700	保健予防課	6688	小児慢性特定疾病医療費助成事業（扶助費）	○		
16700	保健予防課	16825	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	○		
16700	保健予防課	6658	特定疾患相談指導事業	○		
16700	保健予防課	6665	難病支援センター運営事業	○		
18510	産業労働部政策推進グループ	18874	会計年度任用職員給与費（産業労働部）	○		
18523	労働政策課	6370	障がい者雇用促進普及啓発事業	○		
18523	労働政策課	13497	障がい者等雇用促進支援事業	○		
18523	労働政策課	9927	職業自立促進事業	○		
18523	労働政策課	6461	離職者等能力開発推進事業	○		
21095	園芸振興課	19502	農福連携サポート	○		
55412	高校教育課	21692	インクルーシブ教育推進事業	○		
55412	高校教育課	18929	特別支援学校キャリア教育推進事業	○		
55412	高校教育課	20473	特別支援教育DX事業	○		
55412	高校教育課	18927	特別支援教育に関する支援体制充実事業	○		
55412	高校教育課	18928	特別支援教育専門性向上事業	○		
55485	義務教育課	10168	いじめ電話相談事業	○		
55485	義務教育課	19025	弁護士を利用した「いじめ予防授業」実施事業	○		
55490	生涯学習・文化財課	6004	若狭図書学習センター資料調査整備費	○		
55490	生涯学習・文化財課	4802	図書館資料整備費	○		

### 第3章 監査の結果（総論）

#### I. R6 年度時点における事業実績

令和6年度の監査テーマに基づく監査を実施した結果の総論について記載する。

第1章の包括外部監査の概要に記載したとおり、障がい福祉事業については、福井県長期ビジョンおよびふくい共生社会実現プランに基づいて実施されている。令和6年度（2024年度）末における、ふくい共生社会実現プランで設定されたKPIの達成状況については以下のとおりとなっており、策定時よりも改善に向かいつつある。

目標値をすでに達成している事業については、当該実績を維持するだけでなく、さらに高い目標を設定し、事業を推進するとともに、目標が道半ばの事業については、令和9年度（2027年度末）（ふくい共生社会実現プランの計画最終事業年度）の目標値達成に向けて事業遂行を図っていただきたい。また、現状ふくい共生社会実現プランに記載がない、新たな共生社会のための課題に対しても適時適切に事業展開を図っていただきたい。

#### 基本目標1. 共に生きる社会の実現

指標名	基準年	実績	R9 目標	R6 年度
共生社会に関する出前講座の実施 (延参加人数)			10,000 人	4,628 人
障がい者虐待防止・権利擁護研修受 講者数(事業所) (累計)	R4 年	336 人	1,200 人	582 人
意思疎通支援者等養成数 (累計)	R3 年	1,787 人	3,000 人	3,051 人
県立図書館の視覚障がい者用図書等 所蔵数 (累計冊数)	R3 年	14,734 冊	15,600 冊	15,378 冊
県立図書館における書籍 (視覚障がい 者サービス) 等年間貸出数 (冊数)	R3 年	609 冊	640 冊	3,033 冊
ザピ工員登録者数 (県内)	R3 年	124 人	200 人	129 人

#### 基本目標2. 自分らしく活躍し、生き生きと生活する

指標名	基準年	実績	R9 目標	R6 年度
B型事業所平均工賃	R3 年	22,093 円	25,000 円	30,022 円
新たな農福連携挑戦事業者数	R4 年	-	5	5
障がい者スポーツ出前講座参加者数	R3 年	2,455 人	2,500 人	2,146 人
メンタルヘルスセミナー・ストレスセミナー・ス トレスチェック参加者数 (2023 年からの 延人数)	R4 年	2,000 人	10,000 人	6,291 人

### 基本目標3. 障がい特性に応じて適切に支えあうための環境づくり

指標名	基準年	実績	R9 目標	R6 年度
医療的ケア児者日中利用事業所数	R4 年	44 箇所	65 箇所	55 箇所
強度行動障がい者支援者養成研修修了者数	R4 年	2,388 人	3,400 人	— 人 ※
発達障がい者サポーター設置市町数	R4 年	11 市町	17 市町	12 市町
フリースペース参加人数	R3 年	604 人	1,000 人	814 人
地域生活支援拠点の整備市町（圏域含む）	R4 年	12 市町	17 市町	17 市町

※強度行動障がい者支援者養成研修については、養成研修を実施するための講師等の養成に時間を要しているため実績はでていないものの、事業は進捗しつつある。

### 基本目標4. 安心・安全に暮らせるまちづくり

指標名	基準年	実績	R9 目標	R6 年度
多数の県民が利用する県有施設の障がい者対応トイレ設置率	R4 年	92%	100%	100%
バリアフリー表示証の交付施設数	R4 年	496 施設	1,500 施設	866 施設

## II. 委託事業者に対する個人情報の取扱いについて

事業を外部に委託する場合には、地方公共団体と同様に委託事業者にも、個人情報保護法に基づいて、個人情報を適正に扱うことを求めている。そのため、委託契約書において、以下の条項が記載されている。以下の契約書等の記載における、甲は福井県、乙は委託事業者を指す。

#### （個人情報の保護）

第××条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

また、個人情報取扱特記事項においては、以下のとおり、委託事業者に各種報告を求めている。

#### （個人情報保護のための措置）

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 責任者および業務従事者の管理体制および実施体制の構築
- (2) 個人情報の管理の状況についての検査に関する体制の構築
- (3) その他個人情報の保護のために必要な措置

2 乙は、前項の規定により講じた措置について書面で甲に報告しなければならない。

#### （再委託の禁止）

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（子会社（会

社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾を得て第三者に委託するときはこの契約において乙が講ずることとされている事項と同様の事項を当該第三者（以下「再委託先」という。）に遵守させなければならない。

#### （個人情報の返還等）

第8 乙は、この契約の終了時に、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報について、直ちに甲に返還し、引き渡し、廃棄し、または消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、前項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

3 乙は第1項に規定する個人情報の廃棄または消去を行った後、廃棄または消去を行った日時、担当者名および廃棄または消去の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

#### （定期報告）

第11 乙は、契約内容の遵守状況について、甲に対し定期的に報告しなければならない。

しかしながら、個人情報を取り扱わない事業において、上記個人情報の保護の規定が委託契約書に記載されているとともに、個人情報取扱特記事項が取り交わされていたり、個人情報を取り扱う事業において個人情報取扱特記事項に基づく各種の報告書が提出されていなかったりする状況が散見された。

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、「プライバシー」の保護を含む個人の権利利益を保護することを目的としており、地方公共団体だけでなく、委託先および再委託先（以下、事業者という。）も、当該法律に基づいた適正な運営が求められる。しかしながら、現状の運用では、県における個人情報に対する問題認識が薄れているのではないかという懸念を生じさせる状況であった。また、個人情報取扱特記事項に基づいて、事業者書類の提出を求めていることは、事業者側に対して、委託契約書における記載内容の対応についての意識づけができず、運用を疎かにしてしまう恐れがある。

そのため、今一度、昨今の情報漏えいが問題となっているなか、研修等の実施を通じて、個人情報保護の重要性を各職員に再認識してもらうと同時に、地方公共団体だけでなく、事業者にも、適正に運営してもらうべく、委託契約書に基づく個人情報に関する取扱いの運用徹底を指導していくことが必要である。

### Ⅲ. 補助金交付に係る財産処分の管理について

補助金等を交付する場合には、補助金等交付要綱において、以下のような財産の処分の制限について記載がされている。なお、記載のされ方は様々であり、以下はあくまでも一例である。

(財産の処分の制限)

第××条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産のうち、別表4に掲げるものを、同表に定める期間、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

別表第4

整理番号	補助金等の名称	財産の種類・構造規格等・処分制限期間
(省略)	(省略)	国庫補助金を財源の一部とする補助金により取得する財産の場合 平成20年7月11日厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」による。

当該内容は、補助金が、各補助金の事業趣旨以外の目的に使用するのであれば、補助目的を達成することができなくなってしまうことから、当該補助目的の完全達成のため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）に基づき必要とされているものである。また、補助金等の返還等にも影響してくる内容であることから、補助金が、財産の処分制限期間にわたり補助目的にしたがって有効に活用されているかどうかは重要な確認事項となる。

しかしながら、県では、補助金を支出したのち、財産処分が実施されているかどうかは、事業者からの申請により把握しており、資料の提出を求めることもなければ、積極的に財産が有効活用されているかどうかを確認することもない状況である。また、財産処分制限期間が経過していない財産がどれだけあるかを確認できるような補助台帳も整備されていない。さらに、県では保管期限を超えた書類は処分対象となるため、過去の補助事業の詳細のわかる資料は過去に渡って残っておらず、仮に保管期限を超えた場合において財産処分等の申請を確認する場合には、補助事業者に依存する形となっている。

そのため、補助事業において整備された財産について以下のような対応を検討し、補助事業の有用性が継続していることを確認するなど、確認体制の見直し、構築が望まれる。

- ・各所属において補助した財産の一覧を整備する。
- ・現物確認を定期的実施することが望まれるが、事務負担の観点も考慮し、補助事業者からは定期的に（少なくとも年1回）財産を処分しておらず、有効活用していることの報告書を提出してもらうとともに、時間がある際に、ランダムに任意に現地調査を実施する。

#### IV. 障がい福祉課の運営体制について

当該共生社会実現プランの主たる事業実施者である障がい福祉課に係る事業を監査した結果、①成果指標・活動指標が趣旨に即して適切に設定されていないこと、②実施している事業が、金額的に僅少なことから、重要なものまで多岐に渡る内容となっていること、③事業内容のPDCAサイクルがうまく機能させることができおらず、事業内容の見直しが十分に協議・検討されていないこと、④委託事業者および補助事業者から提出されている書類に対する確認、検証が十分に実施できていなかったことなどを確認した。

障がい福祉課へのヒアリングや資料確認によると、障がい児（者）は、一人一人が別々の悩みや課題を有していることが多い関係から、個々の障がい児（者）に必要な事業を企画、遂行していくことが求められるため、事業が多岐に渡る状況となっている。また、障がい児（者）が必要とする限り、事業を継続し続けることが求められるため、定期的に事業内容の見直しを行い、事業数を大幅に減少させることができない状況となっている。さらに、事業数が多いだけでなく、委託事業者および補助事業者からの提出書類も4月に集中する結果、十分な検査を行うことができず、提出書類の十分な確認ができないまま、書類を受理してしまっている状況となっている。そして、障がい児（者）が、これまでとおりの支援を継続的に受けることができるように、粛々と次年度の事業実施のための準備に着手する結果、事業の過去の振り返りを、各指標等をもとに検証、評価する作業ができておらず、事業の抜本的な見直しにも着手ができていない状況となっている。

これらの状況を改善するためには、人的な補充を行うことが考えられるが、予算に限りがある中、また人員不足が続いている現状において、当該対応は難しいことが考えられる。また、現状の予算や人員規模に合わせた事業数を抜本的に見直すことが考えられるが、上述のとおり、障がい児（者）それぞれの課題解決のための、幅広い手を差し伸べる必要がある障がい福祉課の事業において、金額や、利用件数が少ないというだけで、事業を切り捨てることは難しい。そのため、他の所属課も含む事業における関連性や重複がみられる場合には、事業を一本化し、効率的かつ経済的な事業運営を図ることが考えられる。さらに、現状の4月から翌3月という事業年度にとらわれた事業実施ではなく、委託事業や補助事業などについて、事業期間を変更し、3月集中の事務負担の平準化を図るなど、運営の進め方自体の見直しを進めることも考えられる。これまでの、自治体の業務の在り方を当たり前のことととらえず、経済的かつ効率的な事務実施により、より有効的な事業運営ができるように解決を図っていくことが障がい福祉課における課題と考えられる。

## 第4章 監査の結果（各論）

### I. 各事業における監査の結果まとめ

各事業における監査の結果についてであるが、各所属別の監査対象の事業数、指摘事項および意見の数は以下のとおりとなっている。詳細な所属毎の事業内容および指摘事項・意見の内容はII以降に記載する。

(単位：件)

No	監査対象所属	事業数	指摘事項	意見
1	情報公開・法制課	1	0	2
2	地域鉄道課	1	1	2
3	交通まちづくり課	1	1	2
4	県民安全課	3	0	5
5	危機管理課	2	1	4
6	観光誘客課	1	1	1
7	文化課	3	0	10
8	スポーツ課	6	5	6
9	地域福祉課	2	1	6
10	長寿福祉課	5	3	6
11	障がい福祉課	50	22	113
12	児童家庭課	2	0	2
13	保健予防課	6	1	7
14	産業労働部政策推進グループ	1	0	0
15	労働政策課	4	1	3
16	園芸振興課	1	2	4
17	高校教育課	5	0	2
18	義務教育課	2	0	1
19	生涯学習・文化財課	2	0	0
<b>(以下、対象事業なく質問のみ実施した所属)</b>				
20	選挙管理委員会	0	0	0
21	DX推進課	0	0	0
22	警察本部	0	0	0
23	建築住宅課	0	0	1
24	広報広聴課	0	0	0
25	道路建設課	0	0	0
26	道路保全課	0	0	0
<b>合計</b>		<b>98</b>	<b>39</b>	<b>177</b>

No	監査対象施設	事業数	指摘事項	意見
27	総合福祉事務所	—	0	0
28	こども療育センター	—	0	0
	合計	—	0	0

## II. 各所属・施設の指摘事項および意見の一覧

指摘事項および意見がある事業、施設のみ記載しており、また、全体版の目次番号をそのまま使用しているため、連番となっていない。

### 1. 情報公開・法制課

#### 1-1. 法規事務支援システム運用事業

【意見】	操作研修会の参加状況の把握について
	<p>法規事務支援システム運用事業において、操作研修会を実施している。当該研修の対象者は「全職員のうち、主に各所属において例規を担当する職員」とされており、庁内ネットワーク等を通じて周知が行われている。しかし、各所属における具体的な対象者の把握や人数の集計は実施されていなかった。また、具体的に対象者が把握管理されていないため、欠席に対するフォローアップ措置（過去の受講確認など）についても、徹底されているとは認められなかった。</p> <p>システムの効果的・効率的な運用等の観点から、各所属における「例規担当者」を明確に定義し、対象者リストを作成し、正確に把握すべきであり、出欠確認できるようにすることが望まれる。また、本来研修を受けるべき対象者が受けていない場合には再度案内する、操作に問題ないことを確認するなどの追加の対応策を実施することが望まれる。</p>

【意見】	活動指標の設定について
	<p>法規事務支援システム運用事業では事務事業カルテが作成されておらず、活動指標や成果指標は設定されていなかった。事業の主な目的は「県民が最新の例規情報を閲覧等できる環境を整備する。また、法規事務の迅速化・効率化を図る。」ことである。</p> <p>そのため、活動指標としてはその利用度が重要な指標と考えられるため、「アクセス数」等を設定し、PDCA管理していくことが望まれる。</p>

### 2. 地域鉄道課

#### 2-1. 地域鉄道バリアフリー推進事業

【意見】	成果指標の設定について
	<p>地域鉄道バリアフリー推進事業では、数値目標の設定に馴染まないとして、成果指標は設定されていない。しかしながら、障がい者へのアンケートなど意見聴取の機会を通じ、地域鉄道を利用する際に不満な点を列挙し、優先順位を付けながらその不満点を解消することで成果を測定していくなど、指標設定には様々な方法があると考えられる。</p>

そのため、安易に数値目標に馴染まないとして指標を利用しないのではなく、柔軟な見方の中で指標を有効活用して、事業の成果を一層向上させることが望まれる。

<b>【意見】</b>	補助対象財産の処分制限の準拠確認について
<p>地域鉄道バリアフリー推進事業に限らず、補助対象財産については、補助金等交付要綱等に定められた処分制限を受けるのが通例であるが、補助事業者に対する継続的な現物確認等を通じた財産確認は過去から実施されていない。</p> <p>県が補助したすべての財産について、毎年現物確認等の財産確認を実施することは、業務負担の観点から現実的ではないかもしれないが、一方で、補助事業者における適正な財産管理の意識付けや補助事業活動の健全な運営を促すためには、一定の牽制を働かせる、より積極的な仕組みも必要と考えられる。したがって、補助対象財産については、サンプリングによる現物確認等を定期的に実施するなど、積極的な補助対象財産の管理体制構築が望まれる。</p>	

<b>【指摘事項】</b>	予算要求時における見積り根拠確認の徹底について
<p>地域鉄道バリアフリー推進事業において、当初予算に対する実績が 52.7%と大きく乖離する結果となっていた。当該要因としては、補助事業者からの申請内容について見積もり書等による根拠確認が不十分であったことが考えられる。</p> <p>県全体の最適な予算配分を考慮し、予算を有効活用するためには、適切な予算根拠をもって予算要求を行うべきである。したがって、予算根拠としては、客観的に予算額を確認できる見積書や積算書などを徴収し、それに基づき予算要求を行うことが必要である。</p>	

### 3. 交通まちづくり課

#### 3-1. 生活バス路線確保対策事業

<b>【指摘事項】</b>	補助対象物件の変更に伴う取扱いについて
<p>生活バス路線確保対策事業（車両減価償却費等補助金）において、交付申請書に記載された補助対象車両と実績報告書に記載された車両とが一致していなかった。</p> <p>県としては、補助交付要領に基づき、補助対象物件自体に変更があったときは、補助適格性の判断を適切に行うために、それに基づいた根拠資料を補助事業者から徴取することが必要である。</p>	

<b>【意見】</b>	補助対象車両の値引き額に対する考え方の整理について
<p>生活バス路線確保対策事業（車両減価償却費等補助金）において、見積書に記載の車両本体の値引き額の取扱いが、福井県生活バス路線維持対策事業補助金交付要領や生活バス路線維持対策事業補助金交付事務マニュアルにおいて、明確化されていなかった。</p> <p>令和6年度においては、補助対象経費の算出額が、補助対象金額の上限額を超えていたため、特段問題は生じない状況であったが、今後、値引き額を控除した結果、補助対象金額の上限内となるような事態が生じた場合に、補助事業者にどのように計算したらよいか指導していくことが望まれる。</p>	

【意見】	補助対象車両の使用状況の確認について
<p>生活バス路線確保対策事業（車両減価償却費等補助金）において、補助対象購入車両減価償却費の計算では、実際に補助対象期間中に使用した月数が必要となってくるが、当該使用月数を確認できる運行記録簿などを事業者から取得・確認していなかった。</p> <p>そのため、補助対象期間の末日に近い日程で、補助対象車両が購入されている場合には、事業者に対して、車両ごとの運行記録簿を作成してもらい、国の要綱に従い、実際に補助対象期間において使用されていることを確認することが望まれる。</p>	

#### 4. 県民安全課

##### 4-1. 消費者教育推進事業（令和6年度事業名「消費生活講座開催事業」）

【意見】	委託契約書および仕様書の記載について
<p>消費生活講座開催事業において、委託契約書と仕様書とで、委託業務に係る報告書等に関する取扱いの記載の整合性が取れていなかった。また、契約書および仕様書に基づきどのような報告書を委託業者に要請しているのが客観的には確認することができない状況であった。</p> <p>そのため、契約書および仕様書について実態に合う形で見直しを行うことが望まれる。</p>	

【意見】	委託契約書の仕様書の記載について
<p>消費生活講座開催事業の委託契約書の仕様書において、記載されている消費生活セミナーの受講者数が、福井県の事業カルテの成果指標と整合していない状況であった。</p> <p>本数字は、福井県が実施する事業の成果等を測定していくために、委託業者に依頼する重要な指標であることから、事業カルテやその他の計画等との整合性を図る形で仕様書の記載については見直しを行っていくことが望まれる。</p>	

【意見】	委託業務に関する見積書の確認について
<p>消費生活講座開催事業において、委託業者より執行同時に、参考見積を徴しているが、当該見積りの金額の計算方法において、管理運営費や消費税などの間接的な経費の計算において、合理的でない計算方法が見受けられた。</p> <p>そのため、今後、見積書を徴する場合においては、間接的な経費についても、適切に計算根拠の妥当性を確認するとともに、当該計算根拠が客観的にも確認できる形での記載を依頼することが望まれる。</p>	

##### 4-2. 消費者被害防止事業（令和6年度事業名「くらしの安心」情報発信事業」）

【意見】	成果指標における目標値の設定について
<p>消費者被害防止事業における成果指標として、「消費生活モニターへ紙面に対するアンケート調査『良い』以上（%）」を設定しているが、当該実績値は90%以上であるにもかかわらず、目標値は70%と低い水準となっている。</p> <p>成果指標・活動指標は、3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、事業の効果を高める積極的な取り組みである。目標を達成できているのに、依然として目標を据え置くのは、指標を形式的にとらえていると</p>	

言わざるを得ず、本来実現できるはずであった事業の成果が小さくなってしまふ懸念もある。そのため、より事業の成果を高めるためにも目標を適時に見直しすることが望まれる。

【意見】	随意契約の理由について
消費者被害防止事業における新聞広告の契約において、契約先 2 社の随意契約理由書の記載が同じであることについては、実態に合致する理由ではないと判断される。 そのため、実態に合致する形で記載内容に見直しを行うことが望まれる。	

## 5. 危機管理課

### 5-1. 災害情報インターネット通信事業

【指摘事項】	個人情報の取扱について
災害情報インターネット通信事業における SNS を活用した情報提供・配信サービスの委託において、個人情報の取扱いがあるものの、委託契約書に個人情報取扱特記事項が添付されていなかった。 そのため、個人情報の取扱実態を再確認し、他事業と同様に「個人情報取扱特記事項」を取り交わすとともに、個人情報の適切な取り扱いを要請することが必要である。	

【意見】	委託業者選定時における確認について
災害情報インターネット通信事業における SNS を活用した情報提供・配信サービスにおいて、事業の実施を外部業者に委託している。当該委託にあたって、委託業者の財務的な余力や組織的な持続可能性について、例えば、決算書の確認や事業継続の確約（誓約書等）の徴取といった客観的な確認手続きまでは実施していないとのことであった。 しかしながら、本件委託業務は防災情報発信を主とする県民の安心安全に関わる業務であり、委託した期間にわたって、安定して継続的に事業を遂行してもらうことが重要となる。 そのため、契約を締結するにあたっては、委託業者が委託期間にわたって安定して事業を遂行できる能力を定性的な視点だけでなく、何らかの方法で、財務的な視点からも有しているか、もしくは当該遂行に疑義がある状況にないかどうかについて確認することが望まれる。	

【意見】	委託事業の実績報告書における記載内容について
災害情報インターネット通信事業における SNS を活用した情報提供・配信サービスにおいて、業務内容の一つとして「小型除雪機械オペレーション・メンテナンス等の実習講座を実施するとともに、上記機械の保管場所、使える人材をデータベース化し、県、市町と共有」と明記されているが、提出された実績報告書では、上記の「データベース化」および「共有」の実施状況に関する言及がなかった。 仕様書に明記された業務である以上、その実施状況や成果（作成されたリストの概要や件数等）は実績報告書に記載されるべきである。報告書に記載がなければ、仕様書に基づく委託内容が適切に履行されたかどうかを第三者が客観的に検証することが困難となる。また、委託料の支出根拠としての透明性を確保する観点からも、業務の全容を報告書に反映させることが望まれる。	

## 5-2. 個別避難計画作成促進事業

【意見】	個別避難計画の作成促進について
<p>個別避難計画作成促進事業における個別避難計画の作成状況であるが、福井県は全体作成率35%と全国では進んでいるほうであるが、市町村別では全体作成率が1.1%の市も存在しており、県全体の防災力底上げの観点からも作成の促進が望まれる状況である。</p> <p>そのため、県は、進捗が停滞している市町の実情（マンパワー不足や地域の理解等）を尊重しつつも、その阻害要因を詳細に把握し、他市町の好事例の横展開や、専門職（ケアマネジャー等）との連携強化に向けた調整支援など、市町の実情に応じた伴走型の支援を継続・強化していくことが望まれる。</p>	

【意見】	防災士等専門家派遣の利用促進について
<p>個別避難計画作成促進事業では、個別避難計画作成だけでなく、個別避難計画の実行性確保のための、防災士等の専門家の派遣を行っている。</p> <p>本事業は、個別避難計画の実効性を高めるために重要な施策であるが、直近2カ年にわたり利用実績がない状態は、予算の有効活用の観点から改善を要する。そのため、各市町に対し、本事業が計画作成の初期段階から訓練実施段階まで幅広く活用可能であることを改めて周知し、より積極的に、利用を促すことが望まれる。</p>	

## 6. 観光誘客課

### 6-1. サービス品質向上事業

【指摘事項】	再委託の手続きについて
<p>サービス品質向上事業における事業内容を確認したところ、一部業務を再委託していたが、再委託に関する「県の書面による承認」が確認できなかった。</p> <p>再委託が実施される場合には、業務委託契約に基づき、必要な書類のやり取りを受託業者と取り交わすことが必要である。また、業務委託の重要な部分において、複数の事業者が連携して業務を遂行する場合について、再委託による手続きが煩雑である場合は、あらかじめ契約型ジョイントベンチャー方式に応じた契約方法など、契約手法を検討することも一考である。</p>	

【意見】	個人情報保護の措置に関する報告について
<p>サービス品質向上事業において、契約上、個人情報の保護について、個人情報保護のための措置および定期的な報告が求められているが、定期的な報告を、客観的に確認できる書面等がなかった。</p> <p>契約期間にわたって個人情報が適切に保護されていることを担保するためには、県への定期的な報告が実施されたことを確認できる客観的な書面等による報告を受けることが望まれる。</p>	

## 7. 文化課

### 7-1. ふくい文化の担い手育成プロジェクト

【意見】	成果指標・活動指標の設定方法について
<p>ふくい文化の担い手育成プロジェクトの事業においては、子どもたちを対象とした福井ゆかりの音楽家による</p>	

ミニコンサート鑑賞会、アートコミュニケータ講座の開催など様々な事業を実施しており、当該内容は、年度ごとに変わり、それに伴って予算規模も変化している状況である。その一方で本事業の成果指標・活動指標はそれぞれ画一的な目標として設定している。

成果指標・活動指標は、3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、事業の効果を高める取り組みであると考えられるため、事業の内容や状況に即した適切な目標設定が望ましい。また、事業の中に複数のプロジェクトが含まれる場合は、管理可能なレベルまで事業を切り分けたり、公表用の事業は1つだとしても、プロジェクト毎の目標を個別に持って実績管理したりと、成果指標・活動指標を有効活用して事業の効果を最大化できるように工夫しながら運用していくことが望まれる。

【意見】	費用弁済として見積書を徴さない場合の業務委託の検査について
<p>ふくい文化の担い手育成プロジェクトにおいて、業務委託が費用弁済的なものとして見積書を徴取せず、県の積算により契約価格を決定する場合、費用弁済の適合性が重要な前提となるため、事業者からの収支決算書のみならず、科目内訳や帳簿および根拠証拠等を確認し、費用弁済の適合性を十分に確認・検査することが望まれる。</p>	

【意見】	再委託先における個人情報取扱に対する事項の遵守状況の報告について
<p>ふくい文化の担い手育成プロジェクトにおいて、再委託が実施されているが、再委託先における個人情報の取扱に関する遵守状況が確認できなかった。</p> <p>再委託先における個人情報の取扱については、契約条項に、委託先が講じている個人情報取扱に対する事項と同様の事項を再委託先に遵守させること、とされている。そのため、委託先が提出する個人情報取扱に対する事項について、再委託先の遵守状況を含めて報告させるなどの対応を図ることが望まれる。</p>	

【意見】	作品を借用する場合の承諾書の取得について
<p>ふくい文化の担い手育成プロジェクトにおいて、展示メンテナンス等業務委託事業を実施している。当該事業において、作品借用依頼に係る承諾書を入手していない事例があることが確認された。</p> <p>展示などで作家から作品を借用する場合、対象作品が同一であっても、その使用目的や使用場所等が異なる場合は、それぞれに作品借用に関する依頼を実施し、承諾書を取得することが必要である。</p>	

## 7-2. みんながアートでつながるプロジェクト

【意見】	成果指標の目標値について
<p>みんながアートでつながるプロジェクト事業において設定されている成果指標について、目標を上回る実績で推移しているが、目標値の見直しが実施されていなかった。</p> <p>成果指標は、3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、事業の効果を高める積極的な取り組みである。目標を達成できているのに、依然として目標を据え置くのは、指標を形式的にとらえていると言わざるを得ず、本来実現できるはずであった事業の成果が小さくなってしまふ懸念もある。そのため、より事業の成果を高めるためにも目標を適時に見直すことが望まれる。</p>	

【意見】	随意契約における見積書の内容確認について
<p>みんながアートでつながるプロジェクト事業における運営委託業務の随意契約にて、契約金額の根拠となる見積書の項目が、予定されている業務ごとに「一式」と大きい単位で記載されており、事業者における見積金額の算出過程が不透明であった。</p> <p>事業実施前後における適切な事業内容の評価、適正な予算要求額の算出のためにも、その一式の詳細な内訳など、算出根拠を求めることが望まれる。</p>	

### 7-3. 音楽を活用したまちづくり推進事業

【意見】	再委託先における個人情報取扱いに対する事項の遵守状況の報告について
<p>音楽を活用したまちづくり推進事業において、再委託が実施されているが再委託先における個人情報の取扱いに関する遵守状況を確認できる書類が確認できなかった。</p> <p>再委託先における個人情報の取扱いについては、契約条項に従い、委託先が講じている個人情報取扱いに対する事項と同様の事項を再委託先に遵守させること、とされているのであれば、委託先が提出する個人情報取扱いに対する事項の報告において、再委託先の遵守状況を含めて報告させるなどの対応を図ることが望まれる。</p>	

【意見】	再委託先からの収支決算の確認について
<p>音楽を活用したまちづくり推進事業において、委託事業者から提出された収支決算書の金額の費目ごとの詳細な内訳や、当該内訳の証拠書類（請求書や領収書）などの整合性の確認作業が実施されていなかった。</p> <p>費用弁済的な委託契約については、委託事業の額の確定のため、委託事業者から提出された、実績報告書および委託事業にかかる収支決算（委託精算書）の内容を精査し、事業遂行にあたりかかった経費が、事業に必要な経費かどうか、また、金額が適切であるかなどを確認したうえで、額の確定を行う運用体制に見直すことが望まれる。</p>	

【意見】	委託先における負担金の確認について
<p>音楽を活用したまちづくり推進事業において、委託先から実行委員会のメンバーに対して、負担金支出が発生していたため、当該負担金の使途が確認できない状況であった。</p> <p>負担金として支出されている場合には、当該負担金が適切に、事業に即した形で活用されているのか、事後的に確認することができるように、負担先からの支出明細の提出を求めるなどの対応を図ることが望まれる。</p>	

【意見】	委託契約形態の見直しについて
<p>音楽を活用したまちづくり推進事業において、委託事業者から提出された収支決算を確認したところ、委託事業にかかる支出の約87%が株式会社ヤマハミュージックジャパンに対する委託料となっており、事業団側の支出割合は非常に小さい状況となっている。</p> <p>現状は、事業団から株式会社ヤマハミュージックジャパンへの再委託という運営形態であるという、書類上の整理がされている。しかしながら、県と株式会社ヤマハミュージックジャパンとの協定書も踏まえた実施事業で</p>	

あるのならば、県、事業団および株式会社ヤマハミュージックジャパンそれぞれの役割を明確化した、当該3者による委託契約の締結の形をとることが、より実態に沿うのではないかと考えられるため、現状の契約形態の見直しを検討することが望まれる。

## 8. スポーツ課

### 8-1. 障がい者スポーツ振興事業

【意見】	事業執行および予算執行の管理における対応関係について
<p>県は、スポーツ課所管で実施されている「障がい者スポーツ振興事業」、「障がい者スポーツ裾野拡大事業」「障がい者アスリート競技力向上事業」「障がい者 e スポーツ普及促進事業」の4つの事業の委託契約を一本化して協会に委託しているため、事業執行の管理と予算執行の管理の単位が異なっており、事業の全体像や予算執行の対応関係が分かりにくい状況となっている。</p> <p>県が、事務事業カルテ等を利用して事業を管理した上で執行している場合に、複数の事業を一本化して同一の事業者と契約を結ぶと、事業の全体像や予算執行の対応関係が不透明となるおそれがある。そのため、事業執行の管理単位と予算執行の管理単位は、原則一致させて運用することが望まれる。</p>	

【指摘事項】	情報セキュリティおよび個人情報取扱に関する適切な報告について
<p>障がい者スポーツ振興事業において、県は、契約締結時に契約書に付された「情報セキュリティに関する特記事項」および「個人情報取扱特記事項」に従った書面報告を協会から受けていなかった。</p> <p>県は、協会から「情報廃棄の証明についての書面報告」や「個人情報保護のため講じた措置についての書面報告」を適時かつ適切に受けることが必要である。</p>	

【指摘事項】	しあわせ福井スポーツ協会との業務の再委託に係る取り決めについて
<p>障がい者スポーツ振興事業において、契約書を確認したところ、県と協会の間で再委託の取り決めがなく、再委託に関する協会からの申請や内容について県による書面での承認は実施されていない。</p> <p>県が協会に対して委託した業務が協会により再委託される場合は、県はその再委託先や内容が適切かどうかを判断する必要がある。</p> <p>そのため、契約書に再委託に関する取り決めを設け、県が再委託を管理するとともに、必要な再委託については、県による承認を経た上で実施されるように客観的に管理していくことが必要である。</p>	

### 8-2. 障がい者スポーツ裾野拡大事業

【意見】	仕様書における事業要求のブラッシュアップについて
<p>障がい者スポーツ裾野拡大事業において、しあわせ福井スポーツ協会との業務委託の仕様書を確認したところ、仕様書の要求内容と実績内容とに大きな乖離が見受けられた。</p> <p>過去から十分に実績のある取組み、かつ県としても事業推進を図る内容については、実情を反映した上で、仕様書の要求を作成することが求められる。</p> <p>そのため、県としても、その取組みを一層推進させたいのであれば、より実績を超えた高い要求を仕様書に反映し、事業の最大化を図ることが望まれる。</p>	

<b>【意見】</b>	しあわせ福井スポーツ協会からの実績報告書の記載について
<p>障がい者スポーツ裾野拡大事業における仕様書では、障がい者スポーツ指導者の養成として、上級障がい者スポーツ指導員養成講習会への派遣の要求があるが、協会の実績報告書では、これを実施した記載がない。</p> <p>県は、仕様書の要求が適切に実施されていることを客観的に確認するためにも、協会からの実績報告書は、仕様書の要求項目に対応した形で記載を求めることが望まれる。</p>	

### 8-3. 障がい者アスリート競技力向上事業

<b>【意見】</b>	しあわせ福井スポーツ協会からの実績報告書の記載について
<p>障がい者アスリート競技力向上事業における仕様書では、障スポアスリート記録会開催事業として、強化練習会などの成果を発揮する場として、「障スポアスリート記録会」を開催し、さらなる競技への意欲や競技力の向上を図る要求があるが、しあわせ福井スポーツ協会の実績報告書では、これを実施した記載がない。</p> <p>県は、仕様書の要求が適切に実施されていることを客観的に確認するためにも、協会からの実績報告書は、仕様書の要求項目に対応した形で記載を求めることが望まれる。</p>	

<b>【指摘事項】</b>	根拠資料の適切性の確認について
<p>障がい者アスリート競技力向上事業において、補助事業者からの申請書類等を確認したところ、領収書の記載が不十分であったり、報告書と領収書との記載金額に不整合があったりするなど、一部不備が確認された。</p> <p>補助を実施する場合には、補助事業者間の公平性の観点からも、補助対象者から提出された領収書等の根拠資料の内容の適切性を確認し、記載漏れや資料間不整合などの不備がないか、十分に確認することが必要である。</p>	

<b>【指摘事項】</b>	外貨建て支払の取扱いについて
<p>障がい者アスリート競技力向上事業において補助対象経費の計算における外貨建ての支払について誤りが確認された。</p> <p>外貨建て支払について、計算ルールが存在する場合は、そのルールにしたがって適切に処理を行うことが必要である。また、事業として外貨建て支払が予測される場合は、事前に取り扱いを明確にするため、計算ルールを事務マニュアル等に明記することが必要である。</p>	

<b>【指摘事項】</b>	根拠資料の適切性の確認について
<p>障がい者アスリート競技力向上事業において、一部の交通費については審判員への振込「登録」完了通知の提出のみであり、振込自体が完了しているかは不明確であった。</p> <p>補助を実施する場合には、補助事業者間の公平性の観点からも、補助事業者から領収書等の根拠資料を徴収するが、その根拠資料としては、金銭の授受等が完了したことを客観的に証明する資料を徴収することが必要である。</p>	

【意見】	補助事業者間の公平性の観点からの要綱の見直しについて
<p>障がい者アスリート競技力向上事業において、支払のタイミングの関係から、同一の大会参加費について補助対象経費として認められた補助事業者と認められなかった補助事業者が存在していた。</p> <p>県側および補助事業者における追加書類のやり取りなどの事務負担は増えるものの、補助対象の交付決定前の着手の承認の運用の導入など、補助事業者間の公平性を担保する事業運営について検討、見直しを行うことが望まれる。</p>	

### 8-5. e スポーツをフックとした交流促進事業

【意見】	成果指標・活動指標の設定方法について
<p>e スポーツをフックとした交流促進事業において、特に成果指標において、実績が目標を大きく上回る結果となっているが、令和7年度以降の目標の実績に基づく引上げが実施されていない。</p> <p>成果指標・活動指標は、3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、事業の効果を高める取り組みであると考えられるため、事業の内容や状況に即した適切な目標設定が望ましい。特に、イベント開催などの集客事業は、一人でも多くの来場者数を募ることで予算の有効活用が図れるし、イベントを通じた e スポーツの普及、人々の交流促進が狙えるため、指標を利用し積極的に事業をアピールしていくことが望まれる。</p>	

## 9. 地域福祉課

### 9-1. 災害福祉支援ネットワーク構築事業

【意見】	福井 DWAT 登録者に対する研修受講の奨励について
<p>災害福祉支援ネットワーク構築事業において、福井県災害派遣福祉チーム員（DWAT）の募集および登録、養成研修を実施している。当該 DWAT に登録するためには、ビギナー研修を受講することが必須となる。また、ビギナー研修を受講してチーム員となった方々に対しては、ミドル研修という名のフォローアップ研修も行っている。当該ミドル研修については、任意受講となっており、福井県災害派遣福祉チーム員の名簿を確認したところ、ビギナー研修を受講し、チーム員として登録されて以降、数年間ミドル研修の受講実績がない方もいる。</p> <p>全国各地で災害が発生している状況下においては、常に、他の災害発生時における内容を教訓として、災害発生時に備えることが重要である。そのためにも、ミドル研修が任意受講ではあるものの、昨今の状況をアップデートし、いざというときに要配慮者に対して適切な対応を行うことができるように、チーム員の方に、定期的に研修を受講してもらえるような機会を提供していくことが望まれる。県に確認したところ、現在は、研修企画などの部会立ち上げなども進められているとのことであるため、引き続き、チーム員の方の知識や経験値の向上に向けた事業展開を推進することが望まれる。</p>	

【意見】	同一物品の調達における経済性の追求について
<p>災害福祉支援ネットワーク構築事業では、福祉避難所に必要な資機材の購入、開設運営訓練を実施する市町への支援や福祉避難所として災害時に要配慮者の受入を行うために必要な施設整備への補助事業を実施している。令和6年度における、各市町が社会福祉法人等の施設に対して補助した実績を確認</p>	

したところ、各社会福祉法人等の施設が主体となって物品を購入しており、各市町管内の複数の社会福祉施設が、同時期に同一メーカー・同一規格のポータブル電池や発電機を導入しているにもかかわらず、各施設が個別に同一業者と契約し、それぞれ単独発注している状況であった。そのため、一括発注すること等により県全体での事業費圧縮を図れた可能性がある。

各市町に対しては、各市町での一括発注や共同で見積もり合わせを行う等、経済性の観点も考慮して、補助事業を実施することも提案し、県全体としての経済性が確保できるように事業展開をしていくことが望まれる。

<b>【意見】</b>	物品調達時における見積合わせの実施について
<p>災害福祉支援ネットワーク構築事業では、福祉避難所に必要な資機材の購入、開設運営訓練を実施する市町への支援や福祉避難所として災害時に要配慮者の受入を行うために必要な施設整備への補助事業を実施している。県からの補助については、間接補助事業の実施の形態をとっているため、各市町が決定した内容に基づいて補助金の交付決定を実施している。今回、各市町から提出された補助金申請の書類を確認したところ、各社会福祉法人等に見積合わせの実施を依頼していない市が確認された。当該市については、補助金交付要綱において1者のみでよいとされていたことが理由とのことであった。</p> <p>本事業の実施にあたっては、経済性の観点からも、各市町の補助金交付要綱において、見積合わせの実施を織り込むなど県として提案していくことが望まれる。</p>	

<b>【意見】</b>	補助対象経費にかかる消費税の取扱いの見直しについて
<p>災害福祉支援ネットワーク構築事業では、福祉避難所に必要な資機材の購入、開設運営訓練を実施する市町への支援や福祉避難所として災害時に要配慮者の受入を行うために必要な施設整備への補助事業を実施している。県の本事業における補助事業者は、各市町となるため、各市町からは当該消費税等に係る仕入控除税額の報告は受けていない。そのため、各市町に当該報告を受けているかどうか確認を依頼したところ、どの事業者からも仕入控除税額報告書を受領した市町はなく、還付手続も行っていないとのことであった。</p> <p>本事業について、二重に利益を得る可能性が生じないように、各市町へ確認を行うなど、改善を図ることが望まれる。</p>	

<b>【指摘事項】</b>	補助対象経費として購入した物品の管理について
<p>災害福祉支援ネットワーク構築事業では、福祉避難所に必要な資機材の購入、開設運営訓練を実施する市町への支援や福祉避難所として災害時に要配慮者の受入を行うために必要な施設整備への補助事業を実施している。当該補助事業において、令和6年度においては、ベッド等の購入も実施しており、通常の業務用と避難所用との区分について県に確認したところ、明確な区分管理は行っていないとのことであった。</p> <p>そのため、本補助金を活用して各社会福祉法人等が購入した資機材についてはリスト化してもらうとともに、各市町から、定期的に避難所用として使用可能かどうかチェックしてもらう仕組みなどを構築することが望まれる。</p>	

## 9-2. 重層的支援体制整備事業

【意見】	「受益者」および「想定される受益者数」の設定について
<p>重層的支援体制整備事業においては、「受益者」および「想定される受益者数」を「全ての県民（約 75 万人）」としている。</p> <p>しかし、受益者を全県民として固定すると、事業の企画・立案においてターゲットが不明確になり、施策の優先順位付けが困難となる。また、事業評価においても、分母が大きすぎるために「どれだけの支援対象者（世帯）に支援が届いたか（捕捉率）」という有効性の適切な分析・評価が行えないリスクがある。</p> <p>そのため、「受益者」については、全県民という抽象的な枠組みから一步踏み出し、直接的な支援対象となり得る「顕在的・潜在的困窮・孤立者（世帯）」等とし、既存の福祉統計数値やフェルミ推定（論理的推計）を用いて、想定される数値を具体的に算出・設定することが望まれる。</p> <p>これにより、行政としての目標が明確化され、有効性（アウトカム）の客観的評価を通じた実効性の高い支援体制の構築が期待できると考える。</p>	

【意見】	今後の重層的支援体制整備事業の推進について
<p>重層的支援体制整備事業の実施に当たって、県は、先進市町の職員および学識経験者をアドバイザーとして市町に派遣し、世代や属性を問わない相談支援体制の構築や地域づくりに関する助言を行うやり方で推進している。</p> <p>今後、県は、各市町の要望を踏まえ、単発のアドバイザー派遣に留まらず、先行市町の事例を基に人口規模別の業務フロー、計画のひな型、ガイドブック等を提示し、事務の標準化を図ることが望まれる。また、オンライン会議のみでは実務上の不安解消には不十分である。県は、規模や地域が近い市町同士が、失敗事例や調整の苦勞を本音で共有できる意見交換の場を能動的に提供することが望まれる。こうした相互学習の環境を整備することで、実務者の不安を解消し、県全体での整備を実効的に推進できると考える。</p>	

## 10. 長寿福祉課

### 10-2. 高齢者等権利擁護推進事業

【意見】	委託事業にかかる資金収支計算書の確認について
<p>高齢者等権利擁護推進事業において、委託先である福井県社会福祉協議会から提出された資金収支計算書を確認したところ、社会福祉法人会計基準に基づく、勘定科目ごとの合計額が記載されることとなり、各科目の内訳までは把握できず、委託事業に必要な取引に支出しているのどうか客観的に判断できない状況であった。</p> <p>事業実績報告段階における収支決算書にて、委託事業を実施するにあたり、かかった支出が、委託仕様書に基づいて実施された事業にかかる内容かどうか各科目の中身についてまで検査をし、妥当と判断されるものについて委託費として支払うことが必要となる。そうでなければ、実費弁済的に委託費を支払う趣旨に反する結果となりかねない。</p> <p>今後、県は、委託費の額を定めて、事業を委託する場合には、収支決算書にて事業実施にあたり、かかった費用かどうか確認できるように、例えば、委託事業者が適切な科目で処理していることを前提として、主要な費目について内訳が確認できる資料（回数・単価・対象等を記載した精算明細等）の提出を委託先に</p>	

求めていくことが望まれる。また、予算積算時の費目・単価・回数と実績の支出額を対比し、重要な差異について要因を確認する手続を設けることも有用であるとする。

【意見】	成年後見講座事業における受講予定者数と実績の乖離について
<p>高齢者等権利擁護推進事業における成年後見講座事業委託において、外部委託先である福井県社会福祉協議会からの令和6年度成年後見講座事業実施計画書では受講予定者数を250名としていたが、実績報告書における合計参加人数は118名と、予定の半数を下回っている結果となっていた。</p> <p>県の説明によれば、250名の予定者数について明確な算出根拠はなく、例年同様の数値を設定しているとのことであった。また、委託先による広報活動（約2,000機関へのチラシ配布、ホームページ掲載等）は十分に行われていると評価しており、本講座は成年後見人の養成に限定するものではなく、地域における権利擁護支援の意識の浸透を広く図る目的であることから、受講者が想定より少なくなることはやむを得ない面があるとの見解が示された。</p> <p>しかしながら、実施計画書上の数値が形骸化することは、委託事業者の事業の成果の測定や、事業の適切な管理の観点から適切ではないと考える。計画上の予定者数と実績の間に恒常的な乖離が生じている場合、予定者数の設定自体を実態に即したものに直すか、または、乖離した要因分析に基づき、周知の仕方も含めた次年度以降の具体的な施策への反映を事業者と協議していくことが望まれる。今後、過年度実績を踏まえた受講予定者数の設定について検討されたい。</p>	

【指摘事項】	個人情報取扱に関する適切な報告について
<p>高齢者等権利擁護推進事業における委託契約書における個人情報取扱特記事項では個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づく、これらの報告のうち、定期的な報告については、委託事業者から受けていない。</p> <p>県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護の遵守状況に関する定期的な報告についても適時かつ適切に受ける必要がある。</p>	

### 10-3. 認知症ケア人材育成

【意見】	積算単価の見直しについて
<p>認知症ケア人材育成事業における外部委託するにあたっての予算の積算において、非常勤職員の報酬単価6,500円や報償費等の単価が例年同額で据え置かれている状況が確認された。県に確認したところ、当該単価は過去の最低賃金を基準とした積算であり、近年の賃金上昇や物価高騰の実態は反映されていないとのことであった。</p> <p>積算単価が長期間見直されていないことは、受託事業者において適切な人材確保や質の高い研修運営を行う上での支障となる懸念がある。特に、最低賃金や物価が上昇している現状に鑑みれば、実態に即した適正な対価を設定することが望まれる。</p>	

【意見】	認知症介護指導者養成の強化について
<p>認知症ケア人材育成事業における「認知症介護指導者養成研修」は、認知症介護研究・研修大府センター（愛知県）において実施される国のカリキュラムであり、本研修の修了者は、県内で開催される「認知症介護実践者研修」等の講師を務めたり、企画・立案に参画したりするなど、地域における認知症ケアの質の向上を牽引する重要な役割を担っている。</p> <p>令和6年度は受講予定者1名が直前にやむを得ない事情でキャンセルとなり、申込期限経過後であったため代替者も確保できず、結果として受講者（補助対象者）がゼロとなった。</p> <p>本研修の修了者は県内の研修体制を維持するために不可欠な存在であるが、実働する指導者が減少傾向にある中で、当該年度の養成数がゼロとなる事態は、将来的な指導体制の弱体化に直結する懸念がある。計3週間という長期の職場離脱は容易ではないが、単に受講資格のある個人（実践リーダー研修修了者等）へ個別に打診するだけでなく、派遣元となる事業所の管理者層に対し、指導者を配置することによる組織としてのメリットや社会的意義を訴求し、組織的な理解と協力を得るための働きかけを強化することが望まれる。</p> <p>また、次年度以降の募集にあたっては、長期研修への派遣が困難な実情を踏まえ、早期から事業所管理者への働きかけを行うなど、受講候補者の掘り起こしを強化されたい。さらに、キャンセル発生時に備えた補欠候補の検討や、広域的な募集活動など、安定的・継続的に指導者を養成できる体制づくりを検討されたい。</p>	

#### 10-4. 若年性認知症支援コーディネーター設置事業

【意見】	活動指標、成果指標の見直しについて
<p>若年性認知症支援コーディネーター設置事業における成果指標には「若年性認知症患者に対する支援（実人数）」が設定され、目標値は80人とされている。しかし、令和6年は40人、令和5年度の実績は44人とどまり、目標未達が継続している。一方、活動指標である「相談（実人数）」および「相談（延べ件数）」は目標を上回り、延べ相談件数は2,000件超となっており、相談窓口の稼働は活発である。</p> <p>現在の目標値80人は、事業開始初期（平成29年度）の実績に10人程度を加算した数値を基礎として設定されており、近年の相談内容の複雑化や、配置の実態（常勤専従1名＋兼務0.5名）に照らした対応可能量を踏まえた見直しが十分に行われていない。</p> <p>次期計画策定および仕様書見直しの機会を捉え、単なる目標値の増減にとどまらず、事業の実態と目的に整合した評価体系へ再設計されたい。具体的には、相談対応を起点として、活動量（アウトプット）、中間成果、最終成果を段階的に整理したロジックモデルを構築し、それぞれの段階で評価可能な指標体系へ移行することが必要である。活動指標としては、相談受付数（実人数・延べ件数）に加え、周知活動数や研修会開催数等、県および受託者が主体的にコントロールし得る活動量を把握できる指標を設定する。これと併せて、中間成果指標として、医療機関・支援制度への接続数（接続率）や、情報提供後に自己解決したことが確認できた件数等、相談対応の結果として生じた具体的な行動や状態の変化を把握できる指標を位置づけ、さらに最終成果指標として、生活継続支援への移行割合や就労継続につながった割合等、把握可能な範囲で長期的な状態変化を測定する指標を検討されたい。</p> <p>また、「解決」や「不安軽減」といった成果を把握するに当たっては、主観的な判断に依存しないよう留意</p>	

し、フォロー確認や簡易アンケート等により客観的に確認可能な代理指標を設定するとともに、単一指標に偏らないよう複数指標を組み合わせて評価する枠組みを整備されたい。加えて、量的指標のみを追うことによる質の低下を防ぐ観点から、相談内容の重症度・類型別内訳（情報提供型／継続支援型／危機介入型等）を把握し、満足度・理解度等の指標を併用することにより、対応の質および難易度が評価に反映される設計とすることが望ましい。

さらに、目標値の設定に当たっては、過去実績の単純踏襲を改め、現行体制の稼働可能時間と相談類型ごとの標準工数に基づく積算ロジックを導入し、対応可能量と整合する根拠ある目標値を設定されたい。例えば、年間総稼働時間を算出した上で、類型別の標準的所要時間を整理し、現行体制で対応可能な適正な相談・支援件数を逆算するなど、実効性のあるマネジメントにつながる目標設定へ見直すことが求められる。

【指摘事項】	委託契約にあたっての消費税区分の見直しについて
<p>若年性認知症支援コーディネーター設置事業における委託契約書において、消費税が非課税と記載されていたが、本来は消費税を課税すべき事業であることが確認できた。</p> <p>そのため、今後の委託契約書については消費税額が含まれることを明記するとともに、予算の積算においても、消費税額の計算を反映することが必要である。</p> <p>また、県が実施する事業において、消費税が課税か非課税かについては、委託事業者にも影響がおよぶものであるとともに、消費税法における消費税が非課税かどうかの判断には困難が伴うことが多い。本事業についても、過去税務署に確認した経緯はあるものの、十分な確認および引継ぎができていないことを原因として今日に至っている。事実確認があいまいなまま書類作成等を進めることは、誤りが発覚した場合に、非効率な業務を生み出すもとなる。そのため、県職員で十分な対応が難しい場合には、税務署への確認や専門家への外部委託など、誤りが生じないような仕組みの構築についても検討が望まれる。</p>	

**10-5. 認知症フレンドリー社会推進事業**

【意見】	補助対象経費の確認の不備について
<p>認知症フレンドリー社会推進事業において、「e スポーツを活用した地域の高齢者元気応援事業補助金」事業を実施している。当該補助金の実績報告において、一部の補助事業者から提出された備品購入費（プロジェクター）の証拠書類が、支払総額のみが記載された「払込領収書（コンビニ発行）」にとどまり、品名・単価・数量等の明細が確認できる請求書、納品書、明細付き領収書等が添付されていない事例が認められた。</p> <p>本事例においては、補助事業者に対し、購入明細が確認できる書類（請求書、納品書、明細付き領収書、購入サイトの明細画面の写し等）の追加提出を求め、補助対象要件を満たすか精査されたい。併せて、再発防止のため、実績報告審査において根拠資料の内容（品名、単価、数量等）まで確認するチェック手順を明確化し、担当者への周知を徹底することが望まれる。</p>	

【指摘事項】	個人情報取扱に関する適切な報告について
認知症フレンドリー社会推進事業の委託契約書における個人情報取扱特記事項では個人情報保護の	

ため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づく、これらの報告を委託事業者から受けていない。

県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受けることが必要である。

## 1 1. 障がい福祉課

### 1 1 - 1. 障がい者福祉施設整備事業補助金

【意見】	成果指標について
	<p>障がい者福祉施設整備事業補助金事業においては、成果指標を、「設定困難」として未設定にしている現状は、政策評価ができないばかりか、説明責任の観点からも適切ではないため、できる限り設定することが望まれる。</p> <p>例えば、当事業における成果指標としては、地域で必要とされている定員をどれだけ確保されたかといった「定員充足率の向上」や施設整備によって利用を待っていた障がい者がどれだけ解消されたかといった「障がい福祉サービス待機者数の減少数」など、県民の生活の質の向上を定量的に評価する指標を導入することが望まれる。</p>

【意見】	補助対象経費に含まれる消費税等相当額の取扱いについて
	<p>障がい者福祉施設整備事業補助金事業においては、補助対象経費に含まれる消費税等相当額の取扱いにつき、補助金交付要綱や交付事務マニュアル等において不明確となっている点が認められた。</p> <p>補助金交付先が消費税の課税事業者である場合には、事業のために行った課税仕入にかかる消費税額を売上にかかる消費税額から控除する仕入税額控除ができることから、補助対象経費に消費税が含まれている場合、事業者は仕入税額控除によって消費税の還付を受けることができるため、事業者は補助金と仕入税額控除の両方で消費税相当額を受け取ることになり、二重に利得を得る結果となる。</p> <p>そのため、県は、補助対象経費の消費税相当部分の取扱いについて、補助金交付マニュアルに明記することが望まれる。</p> <p>また、消費税の制度は、免税事業者か課税事業者かの区分に加え、課税方式（本則課税・簡易課税）や、社会福祉法人等に特有の特定収入（消費税法第 60 条第 4 項）による調整計算の有無など、補助事業者の状況により取り扱いが極めて多岐にわたる。これら個別の状況を十分に勘案した運用がなされない場合、補助金交付の公平性を損なう可能性がある。</p> <p>県は、補助金交付マニュアル等の雛形に明記するなどし、仕入控除税額の報告および返還手続きが確実に実施されるようにすることが望まれる。</p>

【意見】	補助金交付条件の確認について
	<p>障がい者福祉施設整備事業補助金事業において、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱では「事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。」と記載されているが、当該寄付の提供を受けていないことについて確認されていなかった。また、県</p>

の社会福祉施設整備費補助金交付事務マニュアルにおいて、当該内容についての記載がされていなかった。  
 今後、交付事務マニュアルに明記するとともに、補助事業者より、事業を行うために締結する契約の相手方およびその関係者から、寄附金等の資金提供を受けていないことの書面での確認を、実績報告書提出時にあわせて実施することが望まれる。

【指摘事項】	交付事務マニュアルの遵守について
<p>障がい者福祉施設整備事業補助金事業における社会福祉施設整備費補助金交付事務マニュアルにおいて、補助事業の実施期間については、当該年度末までとすることとされており、また、補助対象経費の支払は、補助事業期間内に完了することと記載されている。</p> <p>しかしながら、R6年度の事業における補助事業者から提出された資料では、補助事業期間内に振込されたことが確認できず、交付事務マニュアルの要件を満たしているとはいえない。</p> <p>そのため、交付事務マニュアルに基づいた運用を徹底することが必要である。</p>	

### 11-2. 点字図書館運営費補助金事業

【意見】	利用登録者の管理について
<p>点字図書館運営費補助金事業において、事業運営における成果を確認するうえで、利用登録者数およびその増減状況を把握することは、重要となる指標である。そのため、運営上、名簿の管理を適切に実施すべく、点字図書館の個人利用登録の有効期限は3年としている。</p> <p>しかしながら、更新手続きが適時に実施されておらず、利用の実態が登録者数として適切に反映されない結果となっていた。</p> <p>そのため、正確な利用状況を把握し、事業運営の課題を分析するためにも現状の登録者を整理するとともに、ルールに基づき、適時の更新を実施していくことが望まれる。</p>	

【意見】	活動指標の設定について
<p>点字図書館運営費補助金事業では、活動指標に貸出数を設定しているが、当該指標はサービスの利用状況に応じて結果的に集計される受動的な指標となっており、県が支援体制の拡充に向けて能動的に実施した努力量を直接反映するものとはなっていない。</p> <p>本来、活動指標は、予算や人材を投入して実施した行政のアクション量を測るものである。本事業の目的は、点字図書、録音図書を備え、貸出等を行うことにより障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進することにある。したがって、点字図書、録音図書を製作した数や、図書館だよりの発行回数など、視覚障がい者の方に点字図書館を知ってもらい、利用してもらう機会を増やしていくために実施している能動的な活動を指標として設定することが望まれる。</p>	

【意見】	成果指標の設定について
<p>点字図書館運営費補助金事業では、標準外経費であること、また、国庫補助を活用した点字図書館の運営維持という観点に主眼をおいていることから、成果指標は設定されていない。</p> <p>しかしながら、点字図書、録音図書を備え、貸出等を行うことにより障がい者の自立と社会経済活動への</p>	

参加を促進することを目的として、長年実施している重要な事業であり、点字図書館が視覚障がい者にとって有用な運用ができていないか客観的にも評価していく指標を設定することは重要と考える。

そのため、事業実施に伴う成果を指標として設定し、目標と実績の乖離を分析していくことで、点字図書館が視覚障がい者にとって有用な事業展開ができていないかどうか評価していくことが望まれる。

例えば、成果指標としては、サピエ登録者数、点字図書館の利用者数、貸出数などが考えられる。特に、サピエ登録者数については、全国最大の書誌データベースであること、共生社会実現プランにおいて KPI として指標設定がされていること、サピエの会員登録には点字図書館での登録が必要となることなど、本事業との関係性が強いことから事業実施の成果として管理していくことが望まれる。

【意見】	点字図書館の運営人員確保の支援について
<p>点字図書館運営費補助金事業は、社会福祉法人福井県視覚障害者福祉協会が設置している点字図書館の運営経費を助成している事業であり、主に、人件費の助成となっている。</p> <p>そのため、職員の内訳を確認したところ、経験年数の長い職員が多く、また、点訳、音訳、図書貸出のそれぞれの業務については担当が 1 人しかおらず、当該職員が退職した時点で後任の補充をするしかなく、後継者育成ができていない状況となっている。</p> <p>本事業は、視覚障がい者が点字、音訳等を通じて、自立と社会経済活動への参加を促進する重要な事業である。今後も継続していく事業であり、本事業に携わる職員は、専門性が高く、一朝一夕に後継者を補充できるものではないことから、将来的にも安定して、当該事業を運営できるように県としても後継者育成のための対策を補助事業者と検討していくことが望まれる。</p>	

### 11-3. 障がい者社会参加推進事業

【意見】	「障がい者 110 番」における無料相談手段（LINE 等）の導入について
<p>障がい者社会参加推進事業の一環として実施されている「障がい者 110 番」は、障がい者やその家族からの権利擁護や日常生活に関する相談を受け付ける重要な窓口である。しかし、現状の相談手段は通常の電話番号等の設置に留まっており、相談に伴う通信費用は相談者側の負担となっている。</p> <p>これは、経済的弱者への配慮やアクセシビリティの観点から課題がある。障がい者の社会参加と権利擁護を促進するためには、通信費の負担を解消し、誰もが躊躇なく相談できる環境を整えることが望まれる。具体的には、広く普及している LINE の活用により、通話料の無料化に加え、文字による相談も可能となり、聴覚障がい者や電話を苦手とする層の利便性も飛躍的に向上すると考える。</p> <p>県は、委託先団体と連携し、IT ツールを積極的に活用することで、誰もが費用を気にせず、いつでも安心して助けを求められる「障がい者 110 番」のデジタル化・無料化の推進を検討することが望まれる。</p>	

【指摘事項】	個人情報取扱に関する適切な報告について
<p>障がい者社会参加推進事業における委託契約書における個人情報取扱特記事項では個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づく、これらの報告を委託事業者から受けていない。</p>	

県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受ける必要がある。

#### 11-4. 障がい者就業・生活支援センター事業

【意見】	活動指標について
<p>障がい者就業・生活支援センター事業においては、活動指標として「登録者数（人）」を設定している。当該指標は、受動的なものであり、県が予算や人材を投入して能動的に実施した努力量を直接反映するものとなっていない。また、標準外経費として目標の設定は行っていない。</p> <p>障がい者雇用の場を広げるためには、企業からの求人を待つのではなく、こちら側から企業へ出向くなど、積極的な関与が望まれる。そのため、例えば、活動指標は、新規求人開拓や支援の網を広げるためのネットワーク構築のため「未雇用企業への訪問・働きかけ数」「関係機関（医療・教育・福祉機関等）・事業主等との交流会・相談会・情報交換会の開催数」を設定し、具体的な数値目標を掲げて取り組むことが望まれる。</p>	

【意見】	成果指標について
<p>障がい者就業・生活支援センター事業においては、成果指標として、「就職件数」を設定している。当該指標は、短期間での離職が考慮されておらず、県民（障がい者）の幸福に本当に寄与したかが不明確である。</p> <p>成果指標には、安定した職業生活というより質の高い効果を図れる指標の設定が望まれる。例えば、「1年以上の職場定着者数」や「就職後1年の職場定着率」等の指標が考えられる。</p>	

【意見】	執行伺における法令条項の誤りについて
<p>障がい者就業・生活支援センター事業の執行伺において、消費税の取扱いに関する項目があり、「消費税の非課税 消費税法第6条第1項別表第1の7に該当するため、消費税は非課税とする。」との文言が記載されている。</p> <p>しかし、当該条項は、令和5年10月1日施行の消費税法改正に伴い、非課税取引に関する規定が整理され、「別表第1」から「別表第2」へと移行している。改正から相当期間が経過しているにもかかわらず、依然として旧法令に基づく条項を引用し続けている現状は、法令改正情報の周知や文書雛形の更新管理が不十分であることを示唆している。</p> <p>行政の信頼性を担保する観点からも、全事業について、決裁文書を精査し、現行法に適合した条項（別表第2等）へ速やかに修正することが必要である。あわせて、関係法令の改正時においては、改正情報が共有されるとともに、職員は過去の決裁文書を見直す体制を整備するとともに、職員が漫然と前例踏襲するのではなく、引用条項の有効性をその都度確認する意識を持つよう所属内での指導・啓発が望まれる。</p>	

【指摘事項】	個人情報取扱に関する適切な報告について
<p>障がい者就業・生活支援センター事業の委託契約書における個人情報取扱特記事項では個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づく、これらの報告を委託事業者から受けていない。</p> <p>県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受けることが必要である。</p>	

### 11-6. 精神科救急医療システム整備事業

【意見】	当番病院の設置体制について
<p>精神科救急医療システム整備事業において、県に、嶺南地域における当番病院の設置が水木金の3日間となっている理由および当該曜日以外において嶺北の当番病院を活用した実績を確認したところ、現状把握ができていない状況であった。</p> <p>当該事業は、病院における人員体制の配置の観点にも考慮しつつ、緊急・救急な医療を必要とする精神障がい者等が、迅速かつ適正な医療を受けられる体制を確保できているのかどうか実態を把握し、毎年度、安定した医療体制を維持構築できるように、委託事業者と協議していくことが重要となる。</p> <p>そのためにも、現状の実態を分析し、嶺南における受入れ曜日が適切なのかどうか、委託事業者側において過度な負担となっていないか等、県として支援できるように情報収集を適時に行っていくことが望まれる。</p>	

【指摘事項】	個人情報取扱に関する適切な報告について
<p>精神科救急医療システム整備事業の委託契約書における個人情報取扱特記事項では個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づく、これらの報告を委託事業者から受けていない。</p> <p>県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受けることが必要である。</p>	

### 11-7. バリアフリーのこころ育成事業

【意見】	ハートフル専用駐車区画の設置協力の働きかけについて
<p>バリアフリーのこころ育成事業においては、県は、駐車利用証の交付や動画広告等の啓発により認知度向上を図っている。しかし、制度を支える基盤であるハートフル専用駐車区画設置協力施設の新規開拓に向けた積極的な呼びかけについては、事業当初は行っていたものの、最近では実施していない状況にある。</p> <p>県が目指す、障がいのある人もない人も幸せに暮らせる社会を実現するためには、ソフトとハードの両面でのアプローチが不可欠である。歩行が困難な障がい者、高齢者、妊産婦などが安心して外出できる環境を整えるためには、生活に密着した場における協力施設が地域に偏りなく存在することが重要である。</p> <p>県は、新規開設施設や未施設設に対し、制度の趣旨を改めて周知し、ハートフル専用駐車区画の設置協力の働きかけを実施していくことが望まれる。</p>	

【意見】	活動指標および成果指標の設定について
<p>バリアフリーのこころ育成事業においては、「こころのバリアフリー」醸成を目指す重要施策だが、事業の実効性を図るための活動指標および成果指標が設定されていない。指標が設定されていない現状は、事業の進捗管理や効果検証が不十分となり、政策評価および説明責任の観点から適切でない。</p> <p>本事業の目的は、単なる申請に基づく利用証の交付事務に留まらず、県民の意識変容や協力施設の拡大を能動的に働きかけていくことにある。したがって、受動的な事務処理でなく、県の能動的な普及・啓発活動を反映した指標を設定することが望まれる。</p> <p>具体的には、例えば、活動指標として、「出前講座・啓発セミナーの開催回数」や、協力施設を拡大するための「未設置施設への個別訪問・働きかけ件数」、成果指標として、これらの活動の結果である啓発セミナー等開催後に行うアンケート調査等に基づく「県民の制度認知度・理解度」や「ハートフル専用パーキング協力施設数」などを設定することが考えられる。</p>	

### 11-8. 障がい者就労支援事業

【意見】	活動指標について
<p>障がい者就労支援事業においては、活動指標として「新たなセルフ商品の開発」を設定しているが、支援の結果を表す受動的な指標となっており、県が予算や人材を投入して能動的に実施した努力量を直接反映するものとなっていない。</p> <p>本事業の目的は、専門家による伴走支援や商談会の開催、Webでの魅力発信を通じて、障がい者就労施設の工賃向上を図り、障がい者が社会の一員としてやりがいを持って自立的に稼げる環境を整備・強化することにある。したがって、県が工賃向上に向けて能動的に行うアクションを活動指標として設定することが望まれる。</p> <p>具体的には、例えば、専門家が事業所を訪問し直接指導を行う「デザイナーによる伴走支援の実回数」や、企業と事業所のマッチングを主導する「商談会・マッチング会の開催回数」、さらには就労の魅力を見える化するために発信する「Webサイトへの記事の掲載件数」や「取扱商品の拡大件数」などを活動指標として設定することが考えられる。</p>	

【意見】	委託事業者からの実績報告書の記載内容について
<p>障がい者就労支援事業における報告書からは、商品力のさらなる向上および新たな受注機会と販路開拓に関する報告は確認できたものの、障がい者就労の良さの「見える化」とオンラインストアの充実に関する報告が確認できなかった。</p> <p>県は、委託事業者から提出された実施計画書において、委託契約に基づき実施される事業の予定を具体的に確認するとともに、当該計画に基づく事業が適切に実施されたかどうかを検査したうえで、委託費の支払いを実施することとなる。当該事業が適切に実施されたかどうかを確認するための書類として、実績報告書の提出を求めている以上、計画に対応する形で、具体的に、どのような活動を実施したのか、客観的にも確認できるように、委託事業者から書類提出を求めることが望まれる。</p>	

【意見】	委託事業者からの収支予算書・決算書の記載内容について
<p>障がい者就労支援事業において、社会福祉法人福井県セルフから提出された収支予算書を確認したところ、支出について予算額総額が記載されているのみで、個別の費目ごとの内訳数字は記載されていなかった。また、収支決算書についても、委託事業者が負担している消費税の負担金についての記載が支出に含まれていなかった。</p> <p>今後、県は、委託費の額を定めて事業を委託する場合には、実費弁済的であるという趣旨との整合性および次年度以降の委託費の適切な予算要求の観点から、収支予算書に具体的な支出の記載を求めるとともに、収支決算書には、事業実施にあたり、かかった費用を網羅的に記載してもらうよう、委託事業者に要求していくことが望まれる。</p>	

【指摘事項】	個人情報取扱に関する適切な報告について
<p>障がい者就労支援事業の委託契約書における個人情報取扱特記事項では、個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし県は、これらの報告を委託事業者から受けていなかった。</p> <p>県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受けることが必要である。</p>	

#### 11-9. 小児療育体制確保事業（療育拠点機関委託費）

【意見】	活動指標について
<p>小児療育体制確保事業においては、活動指標として「地域療育拠点における療育実施機関数」が設定されているが、当該指標は指定した拠点数を計上する受動的な指標となっており、県が療育体制の質的向上や広域的な連携強化に向けて能動的に実施した努力量を直接反映するものとはなっていない。</p> <p>本事業の目的は、単なる拠点の指定に留まらず、高度医療機関であることも療育センターを核とした専門性の確保や、地域全体の連携体制を構築することにある。したがって、県が能動的に地域療育の課題を抽出し、各機関の機能を最適化させるためのアクションを活動指標として設定することが望まれる。</p> <p>具体的には、例えば、拠点病院や児童発達支援事業所が抱える課題に対し専門的な助言を行う「巡回指導・個別伴走支援の実施件数」や、実効的な連携を促すための「療育拠点間会議や研修の開催回数」などを活動指標として設定することが考えられる。</p>	

【意見】	地域療育拠点連絡会議の開催について
<p>小児療育体制確保事業においては、療育実施機関の連携強化および療育に関する資質向上のため地域療育拠点連絡会議の開催を年1回実施することとしているが、令和6年度は開催がなかった。</p> <p>当該会議は、情報共有や各関係機関のネットワーク強化の観点からも、年1回の貴重な会議と考えられるため、定期的に開催することができるように、県として企画運営を行っていくことが望まれる。</p>	

【指摘事項】	個人情報取扱に関する適切な報告について
<p>小児療育体制確保事業の委託契約書における個人情報取扱特記事項では、個人情報保護のため講</p>	

じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づくこれらの報告を委託事業者から受けていない。

県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受ける必要がある。

### 11-10. 心身障がい児（者） 歯科診療事業

【意見】	心身障がい児（者）への歯科衛生の予防支援体制の拡充について
<p>心身障がい児（者） 歯科診療事業においては、心身障がい児（者）を対象とした歯科診療所の運営を通じ、歯科衛生の予防から治療までを一貫して実施する体制整備を目的としているが、現在の実施形態は、歯科診療所の運営委託に特化しており、実際に支援を受けられる対象者は、自ら診療所を訪れる受診者に限定されている。歯科疾患は、早期発見・早期予防が極めて重要であるが、現在診療所に通っていない未受診者層に対し、定期的な健診を促す仕組みや、口腔ケアの重要性を普及・啓発する能動的なアプローチが不足している。このままでは、重症化してから初めて診療所に繋がるという事後対応に陥ることになり、事業目的の一つである予防が十分に機能していない懸念がある。</p> <p>予防支援体制を実効的なものにするためには、診療所を訪れる受診者への対応に留まらず、診療所に通っていない未受診者層も視野に入れた、能動的な施策の展開が求められる。</p> <p>具体的には、障がい福祉サービス事業所や特別支援学校等と連携し、当事者や家族、支援者に対して歯科健診の案内を直接届けるなど、定期受診を促す受診勧奨や普及啓発の仕組みを整えることや歯科衛生士等が地域の施設等へ出向いて、ブラッシング指導や口腔清掃等の予防処置の指導を行うといった訪問支援を歯科医師会とも協議のうえ、事業内容に組み込むなどの検討が望まれる。</p>	

【意見】	委託事業者からの収支予算書・決算書の記載内容について
<p>心身障がい児（者） 歯科診療事業において、一般社団法人福井県歯科医師会から提出されている収支決算書を確認したところ、委託事業者が負担している消費税が支出に含まれていなかった。</p> <p>今後、県は、委託費の額を定めて事業を委託する場合には、実費弁済的であるという趣旨との整合性および次年度以降の委託費の適切な予算要求の観点から、収支決算書において、事業にかかった費用を網羅的に記載してもらうように、委託事業者に要求していくことが望まれる。</p>	

【指摘事項】	個人情報取扱に関する適切な報告について
<p>心身障がい児（者） 歯科診療事業の委託契約書で定める個人情報取扱特記事項では、個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づくこれらの報告を、委託事業者から受けていない。</p> <p>県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受ける必要がある。</p>	

### 11-11. 盲人ホーム運営費補助金

<b>【意見】</b>	成果指標・活動指標を利用した効果測定について
<p>盲人ホーム運営費の補助事業においては、成果指標・活動指標を利用した効果測定が実施されていなかった。</p> <p>補助金は継続的に支出されているが、その効果測定を実施していないため、補助金が有効に活用されているかどうかの評価が困難となっている。視覚障がい者を支援する方法は多数ある中で、盲人ホームに補助金を支出する必要性および有効性を検討し、事業の最適化を図る上でも、成果指標・活動指標を利用した効果測定を実施することが望まれる。</p>	

<b>【意見】</b>	事業報告書の記載内容の充実について
<p>盲人ホーム運営費の補助事業において事業者から提出された事業報告書には、補助事業者が独自に取り組んだ積極的な活動が記載されていない。</p> <p>事業者から事業報告書を徴取する場合、事業が有効に実施されたかどうかを評価するためにも、事業者の実施した積極的な活動状況の記載も求めていくことが望まれる。</p>	

### 11-12. 発達障がい児（者）支援センター運営事業

<b>【意見】</b>	収支決算報告書における消費税実負担額の確認について
<p>発達障がい児（者）支援センター運営事業では、発達障がい児（者）支援センターの設置・運営を社会福祉法人敬仁会に外部委託している。当該委託先から提出された収支決算報告書を確認したところ、委託事業に要した支出に含まれている委託先の消費税負担額について、支出総額に10%を乗じて算定されていた。</p> <p>消費税の負担額は、原則的には県の委託料に含まれる消費税額から、支出に含まれる消費税課税取引にかかる消費税額を控除して算出される。なお、消費税については、簡易課税制度や社会福祉法人特有の特定収入割合の計算などにより実際に委託先が負担することとなる消費税額は変わってくるため、委託先毎に詳細な内容は確認することが必要となる。</p> <p>そのため、支出総額に一律10%を乗じて消費税相当額を算定した場合、受託者が実際に負担していない消費税額を委託料として県が負担する結果となり、実費弁償の委託契約に反する考え方となる。</p> <p>今後、委託事業の収支決算報告書における消費税負担額については、受託者の実負担額に基づいた金額を記載するように委託先と協議するとともに、県においても数字の整合性だけでなく、消費税負担額が異常な金額となっていないかどうかを確認する仕組みを構築することが望まれる。</p>	

<b>【意見】</b>	随意契約における競争機会の確保について
<p>発達障がい児（者）支援センター運営事業では、社会福祉法人敬仁会に対して、平成18年度の設置当初に公募により選定して以降、継続して随意契約により委託している。</p> <p>発達障がい児（者）支援センターの業務は、専門性および継続性が求められるものであり、随意契約とする理由には一定の合理性が認められる。一方、設置当初の公募から約20年が経過しており、この間に受託可能な法人が存在するか否かを確認する機会が設けられていない。</p>	

そのため、契約の妥当性を対外的な説明責任を果たしてだけでなく、受託可能な法人を県として把握し、不測の事態への備えの観点からも、定期的な公募等を実施し競争機会を確保していくことが望まれる。

【指摘事項】	個人情報取扱に関する適切な報告について
<p>発達障がい児（者）支援センター運営事業における委託契約書における個人情報取扱特記事項では個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づく、これらの報告を委託事業者から受けていない。</p> <p>県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受ける必要がある。</p>	

#### 11-14. 自立支援医療給付費

【意見】	検査手続きの運用徹底および歳入歳出決算書抄本の書き方の明確化について
<p>自立支援医療給付費において、各市町から提出された精算書と歳入歳出決算書抄本との数字の整合性が確認できない市町が確認された。</p> <p>各市町から提出してもらった歳入歳出決算書抄本は、補助金の支出額を確認する際の根拠書類となるものである。そのため、当該資料間で不整合がある場合には、補助金申請の金額が正しいかどうか疑問が生じる可能性がある。</p> <p>そのため、各市町からの提出書類については、書類間で不整合がある場合には、当該原因を確認し、正しい書類の提出を求めるとともに、記載の方法を明確化し、各市町と共有することで、県における、精算書と歳入歳出決算書抄本との整合性の確認作業の効率を図ることが望まれる。</p>	

#### 11-16. 障がい者自立支援制度施行円滑化事業

【意見】	口頭での承認について
<p>障がい者自立支援制度施行円滑化事業において実施した「障がい者相談支援推進事業」に関して、委託事業者から提出された決算書を確認したところ、当初予算になかった費目が新たに発生、あるいは大きく増額して計上される一方、予算から半減する費目があるなど、予算と決算に著しい乖離が確認された。</p> <p>県は、これらの大幅な変更について事前に相談があり口頭で承認したとしており、書面による変更承認申請および承認の手続きは行われていなかった。また、変更の経緯や妥当性を裏付ける書面記録も残されていなかった。公金の使途構成が大きく変わる変更を口頭のみで済ませることは、公金支出の適正性の確保や説明責任の観点からも適切でない。</p> <p>今後は、事業計画の変更、予算の流用、経費配分の著しい変更等が生じる場合は、必ず変更理由と根拠を明記した書面の提出を求め、決裁により承認する体制を整備することが望まれる。</p>	

【意見】	委託業者選定時における確認について
<p>障がい者自立支援制度施行円滑化事業において、各種事業を外部業者に委託している。当該委託にあたって、委託業者の財務的な余力や組織的な持続可能性について、例えば、決算書の確認や事業継続の</p>	

確約（誓約書等）の徴取といった客観的な確認手続きまでは実施していないとのことであった。

しかしながら、本件委託業務は障がい者の地域における自立した生活を支援するため、障害者総合支援法に基づく制度が適正かつ円滑に遂行できるよう、また、良質の障がい者福祉サービスが確保されるよう、ピアサポーターの養成研修、相談支援等の専門職アドバイザーの配置、当該アドバイザーによる勉強会の実施など、相談体制の確保を目指し、委託した期間にわたって、安定して継続的に事業を遂行してもらうことが重要となる。

そのため、契約を締結するにあたっては、委託業者が委託期間にわたって安定して事業を遂行できる能力を有しているかを定性的な視点だけでなく、財務的な視点からも判断すること、もしくは当該遂行に疑義がある状況にないかを確認することが望まれる。

【指摘事項】	個人情報取扱に関する適切な報告について
<p>障がい者自立支援制度施行円滑化事業の障がい者ピアサポート研修事業の委託契約書における個人情報取扱特記事項では、個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づくこれらの報告を、委託事業者から受けていない。</p> <p>県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受ける必要がある。</p>	

**11-17. 地域生活支援事業（市町事業）**

【意見】	情報の共有および広域連携の推進について
<p>地域生活支援事業（市町事業）において、県は、補助申請を通じて各市町が実施する事業内容を詳細に把握しており、補助金一覧として整理している。しかし、現状の運用は、各市町の申請内容を個別に審査・交付決定する事務手続に留まっており、県が保有する情報を活用して近隣市町との広域連携や共同実施を主導する動きは見られない。結果として、各市町が独自で事業を展開している状況にある。</p> <p>県は、単なる補助金交付事務を行うだけの役割だけでなく、有する情報資産を戦略的に有効活用し、各市町への情報共有や連携を推進するコーディネーターとしての役割を果たすことが望まれる。</p> <p>具体的には、好事例を分析し、他市町への横展開を促すことが望まれる。また、市町間の連携を促進する環境を整えたり、単独実施が非効率な事業については、県が近隣市町の間に入り、広域での合同研修や共同事業の実施を能動的に提案・調整したりするなど、効率的かつ質の高い支援体制の構築が望まれる。</p>	

【意見】	成果情報の収集および分析・活用について
<p>地域生活支援事業（市町事業）において、県は、各市町が実施する事業内容や補助金交付決定額を把握しているものの、その予算が投入された結果、どのような効果が生じたかという成果情報については、収集を行っていない。</p> <p>これでは、事業の有効性を継続的に検証することができず、また、過去からの推移や市町間の比較分析も困難である。</p> <p>県は、補助金を交付するだけの役割から脱却し、県全体の障がい者福祉の質の向上を牽引するため、各</p>	

市町から具体的な成果情報を収集・分析する仕組みを構築することが望まれる。そして、その結果を次年度以降の支援の施策立案や市町への助言・指導に活用していくことが望まれる。

【意見】	一般会計歳入歳出決算書抄本の書き方の明確化について
<p>地域生活支援事業（市町事業）において、各市町から提出された精算書と歳入歳出決算書抄本との数字の整合性が確認できないものがあった。</p> <p>各市町から提出してもらった歳入歳出決算書抄本は、補助金の支出額を確認する際の根拠書類となるものである。そのため、当該資料間で不整合がある場合には、補助金申請の金額が正しいのかどうか疑義が生じる可能性がある。</p> <p>提出された書類間で不整合がある場合には、当該原因を確認し、正しい書類の提出を求めるとともに、記載の方法を明確化し、各市町と共有することで、県における、確認作業の効率を図ることが望まれる。</p>	

### 11-18. 高次脳機能障害支援普及事業

【意見】	委託事業者からの実績報告書の記載内容について
<p>高次脳機能障害支援普及事業において委託事業者から提出された実績報告書を確認すると、実施計画書の事業内容毎に詳細な報告がされていることは確認できたものの、拠点機関でのリハビリテーションにかかる事業実施状況については確認できなかった。</p> <p>県は、委託事業者から提出された実施計画書において、委託契約に基づく活動が実施される見込みなのかどうかを具体的に確認するとともに、当該事業が適切に実施されたかどうかを確認したうえで、委託費を支払うこととなる。そのための確認の書類として、実績報告書の提出を求めている以上、計画に対応する形で、具体的に、どのような活動を実施したのか、客観的にも確認できるような資料を委託事業者に求めることが望まれる。</p>	

【指摘事項】	個人情報取扱に関する適切な報告について
<p>高次脳機能障害支援普及事業の委託契約書における個人情報取扱特記事項では、個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づくこれらの報告を、委託事業者から受けていない。</p> <p>県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受けることが必要である。</p>	

### 11-19. 地域自殺対策強化事業（県事業）

【意見】	県の Web サイトにおける相談窓口の案内について
<p>地域自殺対策強化事業（県事業）において、県はこれまで、地域自殺対策強化事業の一環として「LINE等を活用した相談窓口案内事業」を実施していたが、令和7年3月をもって当該事業は終了した。終了後は、「こころの健康相談（ホットサポートふくい）」が相談窓口となっているが、当該 Web サイトへたどり着くことが容易でない状況にある。</p>	

精神的に困窮した当事者やその家族等に複雑なサイト内を探索させる現状は、支援の障壁となっており適切でない。

したがって、極限状態にある相談者が直感的かつ容易に相談窓口へ到達できるようアクセシビリティの改善が望まれる。

具体的には、県のWebサイトトップページや関連ページにおいて、容易に相談窓口にアクセスできる工夫を凝らすことを検討してもらいたい。また、「県民相談チャットボット」においても心の悩みに関する特定のキーワードに対して、直接、相談窓口を紹介する設定に改めてもらいたい。また、Webサイトも行政目線ではなく、ユーザー目線での設計にしてもらいたい。

<b>【意見】</b>	自殺対策事業の体系化およびマニュアル化による支援体制の強化について
<p>地域自殺対策強化事業（県事業）において、県の自殺対策は多岐にわたるが、ノウハウが担当者の経験に依存する属人化している部分がある。また、現状、自殺対策の体系図やマニュアルが整備されていない。そのため、人事異動時等に知見が散逸し、支援の質や事業の継続性に支障をきたす懸念がある。</p> <p>今後は、自殺対策を安定的かつ効果的に継続するため、個人の経験を組織のナレッジへと変換する仕組みを構築すべきである。</p> <p>具体的には、多岐にわたる関係者間の連携を確実なものにするため連絡調整プロトコルを策定するとともに、情報の共有範囲や緊急時の対応フロー、啓発素材の基準、業務手順等を明文化・マニュアル化し、随時、更新していくことが望まれる。また、過去の事例等もデータベース化し、ナレッジを蓄積・共有することで、質の高い支援をスムーズに遂行できる環境を整備することが望まれる。</p>	

<b>【意見】</b>	自殺対策計画のタイムリーな検証の実施について
<p>地域自殺対策強化事業（県事業）において、第2次福井県自殺対策計画に定める評価指標の令和6年度における集計を、令和7年度末に開催する協議会前に行っており、事業進捗の状況が把握分析できていない状況であった。</p> <p>県は、協議会での説明のために評価指標等の確認を行うのではなく、事業年度終了後速やかに、事業の実施結果を各所管課に確認、報告してもらい、速やかに、次年度以降の施策等に活かしていけるような運営体制にしていくことが望まれる。</p>	

### 11-20. 発達障がい者支援体制整備事業

<b>【意見】</b>	印紙税法上の類型の判断方法について
<p>発達障がい者支援体制整備事業における、社会福祉法人敬仁会との委託契約書の取り交わしにあたり、印紙税法上の請負契約に該当するか否かの判断を、受託者である社会福祉法人敬仁会を通じて会計事務所に照会し、「請負契約に該当しない」との結論を得ていた。</p> <p>この点について、県は、「本来であれば、県から税務署に照会するべきものと認識しており、今後は直接確認するよう努める」と回答している。また、結論に至るまでの検討過程について、「国税庁ホームページの記載を確認し、準委任型の委託に該当すると判断した」とのことであるが、詳細な検討記録は作成されていなかった。</p>	

印紙税法上の契約類型の判断は、契約当事者である県が自ら行うべきものであり、受託者を通じて照会することは適切ではない。契約類型に疑義が生じた場合は、税務署への照会等により県が直接確認するとともに、判断過程を記録として残すことが望まれる。

【意見】	概算払いの判断根拠の記録について
<p>発達障がい者支援体制整備事業における社会福祉法人敬仁会との委託契約書第8条において、委託料の支払いは原則として事業完了後に行うものとされ、「甲が必要と認めるときは、契約金額を限度として概算払をすることができる」と定められている。</p> <p>令和6年7月17日付で受託者から概算払いの請求を受け、同日付の支出命令書決裁を経て委託契約全額が概算払いされているが、概算払いの必要性や具体的理由について、支出命令書以外に個別の決裁文書や内部メモ等は作成されていなかった。</p> <p>概算払いは委託料支払いの原則に対する例外的取扱いであり、その実施にあたっては「必要と認められた」理由を明らかにしておくことが望まれる。</p>	

【意見】	収支決算報告書における消費税実負担額の確認について
<p>発達障がい者支援体制整備事業では、福井県方式の推進、発達障害者支援地域協議会開催、各種研修などの事業を社会福祉法人敬仁会に外部委託している。当該委託先から提出された収支決算報告書を確認したところ、委託事業に要した支出に含まれている委託先の消費税負担額について、支出総額に10%を乗じて算定されていた。</p> <p>消費税の負担額は、原則的には県の委託料に含まれる消費税額から、支出に含まれる消費税課税取引にかかる消費税額を控除して算出される。なお、消費税については、簡易課税制度や社会福祉法人特有の特定収入割合の計算などにより実際に委託先が負担することとなる消費税額は変わってくるため、委託先毎に詳細な内容は確認することが必要となる。</p> <p>そのため、支出総額に一律10%を乗じて消費税相当額を算定した場合、受託者が実際に負担していない消費税額を委託料として県が負担する結果となり、実費弁償の委託契約に反する考え方となる。今後、委託事業の収支決算報告書における消費税負担額については、受託者の実負担額に基づいた金額を記載するように委託先と協議するとともに、県においても数字の整合性だけでなく、消費税負担額が異常な金額となっていないかどうか確認する仕組みを構築することが望まれる。</p>	

【意見】	委託事業者からの事業報告書の検査について
<p>発達障がい児（者）支援体制整備事業は、発達障がい児（者）支援センター運営事業と一体となって実施されている事業であるが、国庫補助金等の制度体系における経費整理の観点から、事業ごとの実態把握や執行管理ができるよう、個別の事業として県は取り扱っている。</p> <p>その一方で、事業が別であることから、委託契約書もそれぞれ別の契約となっているにもかかわらず、委託先からの事業実施計画および実績報告については、発達障がい児（者）支援センター運営事業と本事業が一体となったものが提出されていた。</p>	

県が理由とする事務的な観点もあるが、委託先の実務も踏まえると、全体を一事業として委託することで事務効率化を図れる余地がないかどうか、今一度ご検討いただくとともに、別事業で管理するのであれば、委託先からは、事業ごとの事業計画および実績報告書の作成、提出を求めることが望まれる。

【意見】	ペアレントメンターの養成活動の支援について
<p>発達障がい児（者）支援体制整備事業では、発達障がい者の子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、子どもが発達障がい者の診断を受けて間もない親などに相談・助言を行うペアレントメンターを養成している。令和3年および令和5年に養成研修会を実施し、現在登録者数は91名となっているが、毎年の活動実績は25名程度にとどまっている。</p> <p>現在は、市町が開催する研修で話をする程度にとどまっているとのことであり、直接、保育所等で、保護者に話をしてもらったり、相談をうけたりするなど接することができる機会がない状況とのことである。今後、市町とも協議しつつ、ペアレントメンターの活動の場を広げるための施策を検討するとともに、悩みを抱えた方の支援につながっていくことが望まれる。</p>	

【指摘事項】	個人情報取扱に関する適切な報告について
<p>発達障がい者支援体制整備事業における委託契約書における個人情報取扱特記事項では個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づく、これらの報告を委託事業者から受けていない。</p> <p>県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受けることが必要である。</p>	

【意見】	ホームページ掲載情報の更新について
<p>発達障がい者支援体制整備事業において、県は、成果指標ともしている発達障がい者サポーターの設置情報を、ホームページに掲載しているが、最終更新日が2024年4月1日となっており、令和6年度以降に追加されたあわら市が反映されていない状況となっており、県民が最新の情報にタイムリーに触れることができない状況となっていた。</p> <p>ホームページは県民への重要な情報発信手段であり、掲載情報は常に最新の状態に保たれることが望まれる。</p>	

### 11-21. 地域自殺対策強化事業（市町事業）

【意見】	研修の合同開催および素材の共通化による業務効率化の推進について
<p>地域自殺対策強化事業（市町事業）においては、多くの市町が「ゲートキーパー養成研修」や「啓発チラシ作成」を個別に実施している。類似内容の事業を市町ごとに独自に企画・発注する現状は、経費の重複や事務負担の増大を招いており、財政的にも事務的にも非効率である。</p> <p>県は、限られた財源と人員を有効活用するため、まとめ役として調整機能を発揮し、各市町に特別な意向がなければ、スケールメリットを活かした運用を図っていくことが望まれる。</p>	

具体的には、共通のテーマの研修については、県が主導して近隣市町での合同開催やオンライン併用による共同実施を働きかけ、講師謝金等のコストの削減と研修担当職員の事務負担の軽減を推進することが望まれる。

【意見】	検査手続きの運用徹底および歳入歳出決算書抄本の書き方の明確化について
<p>地域自殺対策強化事業（市町事業）において、各市町から提出された事業実施報告書と歳入歳出決算書抄本との数字の整合性が確認できない市町があった。</p> <p>各市町から提出してもらった歳入歳出決算書抄本は、補助金の支出額を確認する際の根拠書類となるものである。そのため、当該資料間で不整合がある場合には、補助金申請の金額が正しいのかどうかについても疑義を生じさせる可能性がある。</p> <p>各市町から提出してもらった書類については、書類間で不整合がある場合には、当該原因を確認し、正しい書類の提出を求めるとともに、記載の方法を明確化し、各市町と共有することで、県における、事業実施報告書と歳入歳出決算書抄本との整合性の確認などの作業効率を図ることが望まれる。</p>	

### 1 1 - 2 2. 嶺南地域療育機能強化事業

【意見】	予算執行管理の適正化について
<p>嶺南地域療育機能強化事業においては、不用額の発生が常態化しており、直近4か年の執行率が30%～70%台に留まっている。しかし、県担当課による要因分析や予算と実績の対比による適切な執行管理が行われておらず、限られた財源の有効活用や事業計画の精度向上が図られていない。</p> <p>予算は行政活動の源となるものであり、その執行にあたっては適切な管理が求められる。単に予算が残ったという結果を受け入れるのではなく、定期的な予算・実績対比を実施し、乖離要因を把握することや、その乖離要因分析に基づき補正予算や次年度予算、さらには事業計画の修正に反映させていくよう改善することが望まれる。なお、本事業は、令和7年度以降は実施されていないものの、同様の状況が生じないように注意していくことが望まれる。</p>	

### 1 1 - 2 3. 聴覚障がい者情報提供施設運営事業

【意見】	補助対象経費の範囲について
<p>聴覚障がい者情報提供施設運営事業において、社会福祉法人福井県聴覚障がい者協会から提出された補助金の実績報告書の収支決算書を確認したところ、積立資産支出として備品等購入積立資産支出1,500,000円が補助対象経費に含まれていた。当該積立資産支出についても、補助対象経費に該当するかどうか県に確認したところ、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」において、弾力運用が認められているとの回答であった。</p> <p>しかしながら、補助金交付事務マニュアルにおいて、積立資産支出を補助対象経費として認めることは明記されていなかった。</p> <p>そのため、積立資産支出について、補助対象経費として、認められることを交付事務マニュアルにも明記することが望まれる。</p>	

【意見】	本部運営費の妥当性について
<p>聴覚障がい者情報提供施設運営事業において、社会福祉法人福井県聴覚障がい者協会から提出された実績報告書の収支決算書を確認したところ、サービス区分間繰入金支出として本部運営費が補助対象経費に含まれていた。当該本部運営費についても、補助対象経費に該当するかどうか県に確認したところ、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（厚生労働省通知）」において、弾力運用が認められているとの回答であった。また、本部運営費については、具体的にどのような本部運営費に充当しているのか内訳書を提出してもらい、当該内容の妥当性を検討しているとのことであったが、本補助金の検査においては、当該確認が実施されていなかった。なお、補助金交付事務マニュアルにおいても、本部運営経費を補助対象経費として認めることは明記されていない。</p> <p>補助事業者が、複数の事業を実施している場合、本部拠点において、共通的な経費を処理している実態はあるため、本部運営経費についても補助対象経費として認められる余地はある。しかしながら、上記のとおり、当該経費の妥当性が認められることが前提である。そのため、本部運営経費と記載されていることをもって形式的に補助対象経費として問題なしと判断するのではなく、当該内訳や金額算出の根拠を補助事業者に要求し、当該内容を検査したうえで、補助対象経費として問題なしと判断するべきである。また、補助金交付事務マニュアルにおいて、本部運営経費の補助対象経費として認める判断過程を明記し、同様の確認不足が起きないように運用体制を見直すことが望まれる。</p>	

【意見】	社会福祉法人福井県聴覚障がい者協会からの報告について
<p>聴覚障がい者情報提供施設運営事業において、補助事業者から提出された事業計画書に記載された一部の事業について、実績報告書では記載されていなかった。</p> <p>そのため、事業計画書に基づいて、補助事業者が具体的にどのような活動を実施したのかについては、客観的に確認することができなかった。県にもどのように確認を実施したのかヒアリングしたところ、ビデオ関連以外の実施結果についての報告は求めているとの回答を得た。</p> <p>補助金の交付にあたっては、補助金の交付申請時において、補助事業者が実施しようとしている事業内容が、交付要綱等で規定している内容に合致しているのか確認し、実績報告時に当該申請に基づいた事業が適切に実施されたのかどうか補助対象経費の内容も絡めて確認することが必要となる。そうでなければ、補助金が効果的かつ適正に活用されたのかどうか確認することができない。</p> <p>そのため、今後は、補助事業者に、事業計画書に基づく事業の実施結果を、実績報告書に適切に記載したものを提出するように要請するとともに、当該報告書に基づいて、補助事業が適切に実施されたのかどうか検査のうえ、補助金を支出する体制に改善することが望まれる。</p>	

【意見】	活動指標の把握方法について
<p>聴覚障がい者情報提供施設運営事業では、活動指標に字幕入りビデオ貸出数が設定されている。当該貸出数については、件数で見ると年間実績が少ない実態が継続しており、また、所蔵数と比較しても貸出率は低い傾向が読み取れる。当該貸出実績が低い要因分析のため、年代別貸出状況など詳細を確認したが、本数字しか把握しているものはないとの回答を得た。</p> <p>本事業は、聴覚障がい者のために、安定して継続的に実施してもらおう事業であるにしても、公金を支出す</p>	

る以上、補助事業が効果的に実施されているか確認することは重要である。

そのため、貸出が幅広い年代に行われているのか、偏りがあるのかなどより詳細な貸出しの状況を分析・報告してもらうことで、周知の方法の見直しや次年度以降の施策への反映など、より効果的に事業を展開できるように補助事業者と協議していくことが望まれる。

#### 11-24. 成年後見制度推進事業

【意見】	執行伺における法令条項の誤りについて
<p>成年後見制度推進事業の執行伺において、消費税の取扱いに関する項目があり、「消費税の非課税消費税法第6条第1項別表第1の7に該当するため、消費税は非課税とする。」との文言が記載されている。</p> <p>しかし、当該条項は、令和5年10月1日施行の消費税法改正に伴い、非課税取引に関する規定が整理され、「別表第1」から「別表第2」へと移行している。改正から相当期間が経過しているにもかかわらず、依然として旧法令に基づく条項を引用し続けている現状は、法令改正情報の周知や文書雛形の更新管理が不十分であることを示唆している。</p> <p>行政の信頼性を担保する観点からも、全事業について、決裁文書を精査し、現行法に適合した条項（別表第2等）へ速やかに修正することが必要である。あわせて、関係法令の改正時においては、改正情報が共有されるとともに、職員は過去の決裁文書を見直し、漫然と前例踏襲するのではなく、引用条項の有効性をその都度確認する意識を持つよう所属内での指導・啓発が望まれる。</p>	

【意見】	実費弁済な委託料の確認徹底について
<p>成年後見制度推進事業において、委託業者である特定非営利活動法人福井県手をつなぐ育成会から提出された委託料精算書を確認したところ、食糧費として運営員お菓子代が支出されていた。当該内容を確認したところ、講師への謝礼（菓子折り）であり、食糧費として支出することは不適当であることが確認された。</p> <p>委託業者から提出された、委託料精算書等について、必要に応じて根拠資料の確認も含む、詳細な内容を確認し、実費弁済的な内容となっているかどうか確認を行うとともに、支出内容に疑義がある場合には、委託業者に確認し、記載内容の訂正等を要求することが必要である。</p> <p>また、どのような支出が認められるのか不明瞭な部分もあると考えられるため、額を定めた委託契約においては、支出として認められる費目およびその費目の内容について、県は委託業者と十分協議することが望まれる。</p>	

【意見】	委託業者の業務遂行能力の管理について
<p>成年後見制度推進事業において、福井県成年後見センターの運営や成年後見支援員の養成研修等を外部委託している。当該委託にあたって、委託業者の財務的な余力や組織的な持続可能性について、例えば、決算書の確認や事業継続の確約（誓約書等）の徴取といった客観的な確認手続きまでは実施していないとのことであった。</p> <p>本件委託業務は知的障がいにより判断や管理の能力が十分でない人が、親の亡き後も安心して暮らせ</p>	

るようサポートする成年後見センターの運營業務であり、委託業者には、委託した期間にわたって、安定して継続的に事業を遂行してもらうことが重要となる。

そのため、契約を締結するにあたっては、委託業者が事業を遂行できる能力を有しているか、もしくは当該遂行に疑義がある状況にないかどうかについて、定性的な視点だけでなく、財務的な視点からも確認することが望まれる。

【意見】	成年後見支援員の養成推進について
成年後見制度推進事業において、意思決定支援にかかる成年後見支援員が令和6年度当初は29名登録されていたが、令和7年1月時点においては、高齢などを理由として18名に減少している。	
現在当事業の中で、実施されている人材育成研修は、支援員のスキルアップ研修となっており、新たな支援員を育成する研修とはなっていない。	
今後の、成年後見センターの継続かつ安定した運営にあたり、成年後見支援員の育成のための事業についても創設し、支援員の増加に努めていくことが望まれる。	

【指摘事項】	個人情報取扱いに関する適切な報告について
成年後見制度推進事業における委託契約書における個人情報取扱い特記事項では、個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づくこれらの報告を委託事業者から受けていない。	
県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受けることが必要である。	

### 11-25. 障がい者虐待防止・権利擁護推進事業

【意見】	活動指標について
障がい者虐待防止・権利擁護推進事業においては、活動指標として「研修参加者数」を設定している。当該指標である参加者数は受講者の申請に依存する受動的な指標となっており、県が虐待防止に向けて予算や人材を投入して能動的に実施した努力量を直接反映するものとなっていない。	
障がい者虐待防止は極めて重要性の高い課題であり、研修を開催することはもちろん大事であるが、県には研修の開催に留まらない、より踏み込んだ積極的な関与が求められる。	
具体的には、虐待に該当する事例や市町の通報窓口等の情報を掲載している虐待防止のパンフレットを、2年おきに県は作成していることから、当該パンフレットについて、事業所や一般県民に配布し、周知を図った件数を活動指標とすることが考えられる。	

【意見】	アンケートにおける自由記載欄を設けることについて
障がい者虐待防止・権利擁護推進事業において実施された研修アンケートは、選択式のみで構成されており、現場の具体的な課題や要望を把握できないものとなっていた。	
例えば、「実践が難しい」との回答に対し、その阻害要因が組織の理解不足か研修内容の難易度なのか	

といった具体的な理由の記載欄がなく、不明であるため、効果的な対策を講じることが困難である。虐待防止の実効性を高めるには、現場の生の声が不可欠である。次回より研修アンケートには自由記載欄を設け、実践できない理由や現場の悩み、希望する支援等の定性情報も収集し、今後の研修企画や県の施策に反映させることができるように改善することが望まれる。

### 11-26. 災害時こころのケア活動体制整備事業

【意見】	資料間の数値の不整合について
<p>災害時こころのケア活動体制整備事業における成果指標である「DPAT チーム登録数等」を確認したところ、上位計画である『第8次 福井県医療計画』の数値とで整合性がとれない部分があった。</p> <p>医療計画の数値が正しく、確認不足であったとのことであるが、公文書間の不整合は行政情報の正確性を損なうのみならず、事業評価の客観性を損なうものであり適切でない。</p> <p>今後、毎年度の事務事業カルテの作成や実績報告の際には、資料間の整合性を確保するよう気を付けるとともに、不整合が発生しないよう資料間の数値の一致を照合するチェック体制を業務フローに組み込むことが望まれる。</p>	

### 11-27. ひきこもり対策推進事業

【意見】	Web サイトでの案内について
<p>ひきこもり対策推進事業において、県は、ひきこもりや不登校の状態にある当事者および家族への支援として、公式 Web サイト内に「福井県 ひきこもり・不登校支援 情報サイト」を開設しているが、情報の更新が随時行われていない。また、県内 17 市町が独自に設置している相談窓口や、地域で活動する民間支援団体・家族会の情報も網羅されていない。そのため、利用者が居住地の身近な支援リソースを探そうとしても県の Web サイトからはたどり着けないなど、情報の鮮度と網羅性の双方において不十分な状態にある。</p> <p>県は当該サイトを県内すべてのひきこもり支援情報へアクセスできる総合ポータルとし、県内全 17 市町の相談窓口や地域別の民間支援団体情報を Web サイト上に集約・掲載することが望まれる。あわせて、イベント情報の即時更新や、地域別・目的別に探せる検索性の向上を図り、利用者がいつでも最新かつ身近な支援にたどり着ける環境を整備することが望まれる。</p>	

【意見】	活動指標について
<p>ひきこもり対策推進事業においては、現状、活動指標として「フリースペース参加実人員」が設定されているが、この数値は当事者の自発的な行動に依存する受動的な指標であり、県が予算や人材を投入し、能動的に実施した努力量を直接的に反映するものとはなっていない。</p> <p>活動指標は、県がひきこもり当事者の孤立リスクの低減や社会との接点への回復に向けて自ら働きかけた量を測定できる指標を採用することが望まれる。</p> <p>具体的には、例えば、当事者が最初に社会と繋がるきっかけは情報であることから「SNS 等による能動的な情報発信数」や、支援の網を広げるべく市町や民間団体と連携して行う「個別訪問回数」、さらには、市町や民間団体との「連携会議の開催数」などが考えられる。</p>	

【意見】	成果指標について
<p>ひきこもり対策推進事業においては、精神障がい者が増加する中、地域でメンタルヘルスの問題を抱える人を支えられるような体制を整備するために、心のサポーターの養成を令和6年度より実施している。また、当該事業は厚生労働省も推進している事業となる。</p> <p>身近な地域で支援を受けられるように、心のサポーターを増やす施策は、重要であることから、当該心のサポーターの養成者数について、成果指標として設定し、具体的な目標値を設定し、事業推進を図っていくことが望まれる。</p>	

【意見】	アンケートについて
<p>ひきこもり対策推進事業においては、対人接触に不安を感じる当事者向けに、オンライン会議や SNS 相談といった電子媒体を活用した居場所を開設している。しかし、現在のこれらの居場所の利用者に対するアンケート調査等は実施されておらず、利用者の満足度や要望、あるいは参加を躊躇する理由といった定性的な情報が収集されていない。このままでは、支援内容が当事者の真のニーズと乖離する可能性がある。</p> <p>そのため、SNS 相談でのやり取りや、相談での発言・行動の観察の中で、柔軟に把握に務めていくことも重要であるが、アンケート等によりニーズを可視化し、より実効性の高い支援体制へ改善を図っていくことも望まれる。その際、当事者の心理的負担を考慮し、無記名かつ数クリックで回答可能なオンラインフォーム等を活用するなど、回答のハードルを最大限下げた調査手法で行われることを検討されたい。</p>	

【意見】	民間支援団体への支援について
<p>本県におけるひきこもり支援は、公的機関のみならず、地域に根差した多くの民間支援団体等によっても支えられており、これら団体は、行政の手が届きにくい当事者への伴走支援や、多様な居場所づくりにおいて極めて重要な役割を果たしている。しかし、現状、これらの多くは、自己資金や寄付、ボランティアに頼る不安定な運営を余儀なくされており、県からの支援も限定的なため、資金不足が活動継続のための大きな懸念事項となっている。</p> <p>県は民間団体を単なる協力者ではなく、共に公共サービスを担うパートナーとして、その基盤を支えるための財政的支援策を講じることが望まれる。</p> <p>具体的には、団体の基礎的な運営経費を対象とした補助制度の創設、ふるさと納税の使い道としてひきこもり支援の追加、「ふるさと納税による新事業創出支援事業」への申請伴走などの支援策を検討していくことが望まれる。</p>	

【意見】	委託仕様書の見直しについて
<p>ひきこもり対策推進事業では、特定非営利活動法人えちぜん青少年自立援助センターに電子媒体を活用した居場所の開設・運営を外部委託している。</p> <p>当該委託にあたり仕様書で規定している要件と実態の運用とが乖離している状況となっている。</p> <p>委託事業者と協議し、本事業を必要とする方が利用しやすいものとなるよう、委託仕様書について見直しを行い、委託事業者が利用者に寄り添い、相談を受けやすい環境を整備していくことが望まれる。</p>	

【指摘事項】	個人情報取扱に関する適切な報告について
<p>ひきこもり対策推進事業における委託契約書における個人情報取扱特記事項では個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づく、これらの報告を委託事業者から受けていない。</p> <p>県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受けることが必要である。</p>	

### 11-28. 重症心身障がい児（者）と家族のための在宅生活サポート事業

【意見】	事務手続の効率化について
<p>重症心身障がい児（者）と家族のための在宅生活サポート事業においては、現状、実績報告は紙や手書きが主体で、このようなアナログな手法は、事業者側での計算ミスを誘発するだけでなく、県側でも膨大な目視チェックや手作業によるチェックを強いる結果、多大な時間と人的資源を費やしており、非効率であると言わざるを得ない。</p> <p>事業所側の負担軽減と県側で審査の迅速化・正確化を同時に実現するため、体制の転換を図ることが望まれる。具体的には、できる限り、県が提供している電子データでの提出を求め、事業者側の計算ミスを可能な限り排除し、データ提出による県側の集計作業の自動化・効率化を図ることが望まれる。また、県側での審査において、A I 技術等を活用して自動照合・異常値の検知チェック体制を積極的に整備・運用し、職員が単純な数値確認作業から解放され、より専門的な判断等に注力できるようにすることが望まれる。</p> <p>これら DX の推進により、紙の突き合わせを前提とした審査プロセスから脱却し、デジタル技術を活用して正確かつ効率的な事務執行体制とし、機動的な補助金執行体制へ再構築することが望まれる。</p>	

【意見】	満足度調査の導入について
<p>重症心身障がい児（者）と家族のための在宅生活サポート事業においては、現在、事業の成果を測る指標としては「延べ利用者数」といった量的な把握に留まっており、利用者やその家族に対する満足度調査が一度も実施されていない。</p> <p>事業の真の効果を検証するには、当事者目線での客観的な評価が不可欠である。今後は定期的に満足度調査を導入し、「満足度」に加え、「レスパイト実感度（休息の実感度）」「就労への影響」「利用しやすさ」等を具体的に把握していくことが望まれる。</p> <p>また、調査を通じて潜在的な要望を抽出し、それを次期事業計画や制度設計に反映させることで、重症心身障がい児（者）とその家族が、真に安心して暮らし続けられる支援体制の構築を推進されたい。</p>	

【意見】	活動指標について
<p>重症心身障がい児（者）と家族のための在宅生活サポート事業においては、「補助利用者（延べ）」が設定されているが、当該指標はサービスの利用状況に応じて結果的に集計される受動的な指標となっており、県が支援体制の拡充に向けて能動的に実施した努力量を直接反映するものとはなっていない。</p> <p>本事業の目的は、県内全域で医療的ケア児者を受け入れられる体制を整備・強化することにある。したが</p>	

って、県が能動的に事業所の参入を促し、受入ノウハウの共有を進めていくような取り組みを活動指標として設定することが望まれる。

具体的には、例えば、未実施の事業所を訪問し制度活用を促す「医療的ケア児受入促進のための訪問・働きかけ件数」や、先行事例のノウハウを広めるべく開催する「受入ノウハウ研修・相談会の開催回数」などを活動指標として設定することが考えられる。

【意見】	補助金実績報告内容の確認について
<p>重症心身障がい児（者）と家族のための在宅生活サポート事業における補助金交付要綱および補助金交付事務マニュアルでは、補助要件として、看護職員が利用者にサービスを提供することとなっている。</p> <p>補助事業者から提出された実績報告書を確認したところ、例えば、看護師として配置されている職員は、勤務体制一覧表では、毎週木曜日が休みとなっている一方、利用者の方は、火曜日、木曜日、土曜日を利用されていた。そのため、要綱にしたがって、看護師がサービス提供を実施したのかどうかについて、どのように実態確認を実施されたのか県に確認したところ、勤務体制一覧表は、事業所に看護師の配置があるかどうかを確認するために貰っており、実際の勤務状況については、配置が前提であるため確認していないとの回答であった。</p> <p>しかしながら、勤務体制一覧表が、補助金の交付申請時の書類であれば、実績と異なることについて理解はできるものの、実績報告書として提出される勤務体制一覧表が、実績となっていないのであれば、要件を満たす形でサービスが提供されていたのか客観的に疑義が生じる。また、実績について電話で確認したとのことであるが、年間分の内容を確認する手間を考えると、非効率であると言わざるを得ない。</p> <p>そのため、補助事業者からサービス提供を実施した看護職員の勤務実績を確認できる書類を提出してもらい、利用者の出席簿にサービス提供を実施した看護職員が分かる情報を追記してもらい、もしくは、実績報告の際に誓約書を提出してもらいなど補助要件を満たしているかどうか、県側で確認できる書類の提出を求めることが望まれる。</p>	

### 11-30. 小児在宅医療推進事業

【意見】	国研修への参加について
<p>小児在宅医療推進事業の一つとして、事業カルテに「小児在宅医療に関する人材養成等を学ぶ国研修への参加（医師対象）」が記載されている。当該研修については、令和3年度に医師2名が参加して以降、令和4年度から令和6年度まで3年間にわたり参加実績がない。</p> <p>小児在宅医療を県内に展開するための重要な国の研修へ参加ができていないことは、県内医療の質を落としかねず、また、予算を確保した事業を実施しないのであれば、予算の有効活用の面からも問題がある。</p> <p>事業の必要性から予算措置を講じている以上、実施に向けた具体的な取組みが望まれる。また、庁内における研修情報の共有体制を整備するとともに、国研修への参加が困難な事情がある場合には、代替的な研修機会の確保を含め対応を検討することが望まれる。</p>	

【意見】	事業実施の効率化について
<p>小児在宅医療推進事業一つとして、福井県長時間訪問看護加算利用促進等事業を実施している。本</p>	

事業に関連するものとして、保健予防課において、重症難病患者在宅療養事業が実施されている。

本事業と保険予防課の事業は、利用者が難病患者かどうかという点が、制度利用の大きな違いとなっている。しかしながら、制度的には重複する事業であり、制度設計から含めて一つの事業として実施することが県全体では効率的になると考えられる。また、訪問看護事業者や利用者にとっても、窓口が一本化されることで、利便性も高まり、書類の提出も一本化できるメリットも考えられる。

そのため、組織の垣根をなくし、県民にとってわかりやすい制度設計に向けて、制度設計が重複するものについては事業の一本化を含めた検討を行うことが望まれる。

【意見】	委託契約仕様書の見直しについて
<p>小児在宅医療推進事業において、医療的ケア児者支援センターの運営を、医療法人育ちのクリニック津田に外部委託している。当該委託にかかる委託契約仕様書において、運営条件として「1日 7.5 時間、月 20 日間」と定められている。一方、令和 6 年度の実績は年間開所日数 237 日、1 日あたりの平均開所時間は約 6 時間であり、仕様書に定める 1 日あたりの運営時間を下回っていた。</p> <p>この点について、県は、月曜日から金曜日の 9:00～12:30 および 14:00～17:30 ならびに土曜日 9:00～12:30 に開所しており、相談対応として十分な時間を確保しているとの認識を示している。</p> <p>しかしながら、仕様書は委託業務の履行条件を定める基本文書であり、実態との乖離が生じたまま放置されている状態は適切ではない。</p> <p>仕様書に定める運営時間と実態との間に乖離が認められることから、速やかに実態に即した運営条件へ見直しすることが望まれる。</p>	

【意見】	委託事業者からの収支予算書・決算書の記載内容について
<p>小児在宅医療推進事業において、外部委託先の医療法人育ちのクリニック津田から提出された収支決算書を確認したところ、委託事業者が負担している消費税について支出に記載されていなかった。</p> <p>本事業は、委託契約書に記載された額を限度として、実費弁済的に委託費が支払われる仕組みとなっている。そのため、事業実績報告段階における収支決算書では、委託事業を実施するにあたり、かかった支出を網羅的に記載してもらうことが必要となる。そうでなければ、実費弁済的に委託費を支払う趣旨に反し、委託契約に基づく額の範囲内であっても、委託事業者の負担で事業実施を求めてしまう結果となりかねない。</p> <p>今後、県は、委託費の額を定めて事業を委託する場合には、収支決算書においては、事業実施にあたり、かかった費用を網羅的に記載してもらうよう、委託事業者に要求していくことが望まれる。</p>	

【意見】	事業の継続性のための仕組みの検討について
<p>小児在宅医療推進事業では、医療的ケア児者支援センターの運営を、医療法人育ちのクリニック津田に外部委託している。本委託先において、医療的ケア児者その関係者に対し、専門的に相談に応じ、または情報の提供・助言等を実施しており、具体的には、コーディネーターの養成研修や支援者養成研修、シンポジウムの開催、在宅医療支援者研修などを実施している。</p> <p>医療的ケア児者支援の中核機能が、この法人および個人の医師に依存している状態であり、万が一、委託先が事業継続困難となった場合、県の支援体制が機能不全に陥るリスクが考えられる。現在、嶺南に相</p>	

談拠点を開設し、相談ノウハウの展開も進められているが、事業継続計画（BCP）の策定、代替案の検討、ノウハウの喪失を防ぐためのマニュアル等の作成など、引き続き、県の支援体制を継続できる仕組み作りを進めることが望まれる。

【指摘事項】	個人情報取扱に関する適切な報告について
<p>小児在宅医療推進事業の委託契約書における個人情報取扱特記事項では、個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づくこれらの報告を、委託事業者から受けていない。</p> <p>県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受ける必要がある。</p>	

**11-31. 『み（魅・見）せる』共生社会推進事業**

【意見】	活動指標と成果指標の関連性について
<p>『み（魅・見）せる』共生社会推進事業においては、活動指標として「意見交換会の開催件数」が、成果指標として「共生社会に関する出前講座の参加人数（延べ数）」が設定されている。</p> <p>本来、活動指標は、成果指標を達成するために行政が投入した具体的な努力量を示すものであり、両者には明確な手段と結果の因果関係がなければならない。しかし、現状の設定では、活動指標の「意見交換会」を開催することが、直ちに成果指標の「出前講座の参加者人数（延べ数）増」に直結するとは考えにくく、関連性が希薄である。</p> <p>事業の実効性を高めるためには、成果指標を達成するための直接的なアクションを活動指標として設定する必要がある。現在の成果指標が「出前講座の参加者人数（延べ数）」であるならば、活動指標もそれに対応するものにすることが望まれる。例えば、「出前講座の開催回数」や、開催先を増やすための「企業や学校等への案内・働きかけ件数」等を設定することが考えられる。</p>	

【意見】	アンケートの実施による出前講座の効果検証について
<p>『み（魅・見）せる』共生社会推進事業においては、共生社会の実現に向けた普及啓発の一環として、『出前講座』を実施している。ただし、現状の事業評価は、参加人数の把握に留まっており、県民の理解度がどの程度深まったか、あるいは意識変容が見られたかといった効果を測るためのアンケート調査等は実施されていない。</p> <p>啓発事業の真の目的は、講座を開催すること自体ではなく、受講者の意識を変え、合理的配慮の実践など具体的な行動変容につなげることにある。したがって、今後はすべての出前講座において、受講者を対象としたアンケートを実施し、事業効果を可視化することが望まれる。</p> <p>その際、「満足度」だけでなく、「理解度」、「行動意欲」といった項目を設け、意識の変化を定量的に測定することが望まれる。さらにアンケート結果は、講師へのフィードバックや、説明資料の改善、ターゲット層ごとの傾向分析に活用し、次年度以降の事業の質的向上につなげていってほしい。</p>	

【意見】	民間企業への戦略的な『出前講座』の展開について
<p>『み（魅・見）せる』共生社会推進事業における『出前講座』は、対象に特段の制限はなく、教育機関から民間企業まで幅広く設定されているが、実績が学校現場や自治体職員、民生委員等に偏っており、民間企業への実施が少ない。これは依頼を待つ受動的な運用が要因である。</p> <p>令和6年4月の法改正により、民間事業者においても合理的配慮の提供が法的に義務化されたことにより、企業にとって出前講座のニーズは高まっている。したがって、県は従来の依頼待ちの姿勢を改め、民間企業へ戦略的に講座を売り込んでいく姿勢へと転換していくことが望まれる。</p> <p>その際の展開方法として、講座を企業のリスク回避や顧客満足度（CS）向上に資する義務化対応研修としてパッケージ化したり、商工会議所等と提携して周知したり、また、障がい者との接点が多い接客・サービス業へ現場で即実践できる接遇研修として積極的に提案することが望まれる。</p> <p>法改正を好機と捉え、能動的な姿勢へ転換することで、民間を取り込んだ共生社会の実現を推進していただいたい。</p>	

【意見】	コンテスト受賞作品の追跡調査および販売支援について
<p>『み（魅・見）せる』共生社会推進事業の一環として実施されている『障がい者アートを活用した商品プランコンテスト』は、障がい者の芸術作品の商品化を通して、障がい者の社会参加を促進することを目的としている。</p> <p>しかし、県はコンテストの実施および表彰を行うに留まっており、受賞作品のその後の販売状況等の追跡調査は行っていない。事業の目的が単なる試作品づくりではなく、商品化を通じた障がい者の社会参加の促進にある以上、その後の販売状況等を把握していない現状は、事業の効果の検証が不十分であると考えられる。</p> <p>今後は、本来の目的である障がい者の社会参加を促進することにつなげるため、受賞から一定期間経過後において、アンケートやヒアリングを行い、商品化の継続状況、販売実績、障がい者への還元状況等に関する追跡調査を実施することが望まれる。</p> <p>その上で、販売好調な商品のPR支援や、課題への専門家派遣などの支援策をとって、障がい者の社会参加促進の実効性を高める事業につなげていただいたい。</p>	

【意見】	委託事業者との随意契約の見直しについて
<p>『み（魅・見）せる』共生社会推進事業の福井県障がい者芸術文化活動支援事業では、社会福祉法人ハスの実の家に令和3年度より随意契約により外部委託している。</p> <p>しかしながら、障がい者との接点がある事業者で、芸術文化活動を実施している事業者は他にも県内に存在しており、他の事業者にも広く、事業を受嘱できる機会を設けることが必要と考える。</p> <p>また、本事業では、芸術文化活動につながる発表等の機会の創出が委託仕様書に規定されているが、当該委託事業者が強みのある芦原温泉駅のアフリアホールでの開催が中心となっており、福井市、奥越、丹南、嶺南などの他の地域での活動が少なく、県内全域の障がい者が参加しやすい環境とは言い難い。</p> <p>そのため、現状の随意契約について見直しを行い、競争性や公平性の観点から入札等を実施することが望まれる。</p>	

<b>【意見】</b>	委託事業者からの収支決算書の記載内容について
<p>『み（魅・見）せる』共生社会推進事業の福井県障がい者芸術文化活動支援事業において、社会福祉法人ハスの実の家から提出された収支決算書についても確認したところ、委託事業者が負担している消費税の負担金についての記載が支出に含まれていなかった。</p> <p>今後、県は、委託費の額を定めて、事業を委託する場合には、実費弁済的であるという趣旨との整合性および次年度以降の委託費の適切な予算要求の観点から、収支決算書においては、事業実施にあたり、かかった費用を網羅的に記載してもらうよう、委託事業者に要求していくことが望まれる。</p>	

<b>【意見】</b>	委託事業者からの収支決算書の検査徹底について
<p>『み（魅・見）せる』共生社会推進事業の福井県障がい者芸術文化活動支援事業本事業において委託業者である社会福祉法人ハスの実の家から提出されている収支決算書およびその根拠資料を確認したところ、以下の事実が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸謝金について、領収書に受取者の氏名が記載されていなかった。</li> <li>・諸謝金について、令和7年4月12日支払いのため未払とのメモ書きあるのみで、支払事実が確認されていなかった。</li> <li>・通信運搬費のw e bドメイン管理料について、福井銀行の振込明細のみで、請求書等支払内容を確認できる書類が添付されていなかった。</li> </ul> <p>本事業は、委託契約書に記載された額を限度として、実費弁償的に委託費が支払われる仕組みとなっている。そのため、収支決算書において記載された支出について、委託事業を実施するにあたり、かかった費用であることを客観的にも説明できる資料を整備しておくことが必要である。</p> <p>今後、県は、委託費の額を定めて事業を委託する場合には、収支決算書の内容の検査において、形式面も含めて不備がないかどうか確認するとともに、委託事業者に、適正な根拠資料を整備・保管しておくよう要求することが望まれる。</p>	

<b>【指摘事項】</b>	個人情報取扱に関する適切な報告について
<p>『み（魅・見）せる』共生社会推進事業の福井県障がい者芸術文化活動支援事業において委託契約書の個人情報取扱特記事項では、個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づくこれらの報告を委託事業者から受けていない。</p> <p>県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受けることが必要である。</p>	

### 11-32. 障がい福祉分野における介護職員負担軽減支援事業

<b>【意見】</b>	活動指標について
<p>障がい福祉分野における介護職員負担軽減支援事業は、ICT 導入による業務効率化と介護職員の負担軽減を目指す、政策的意義の高い事業である。</p> <p>ただし、本事業においては、現状、事業の実効性を高めるために不可欠な活動指標が設定されておらず、</p>	

政策評価および説明責任の観点から適切でない。

本事業は、単なる機器購入の補助に留まらず、ICT 活用による現場環境の改善を普及・啓発していくことを真の目的としている。したがって、県が能動的に ICT 導入を促し、モデル事業の横展開を進めていくような活動指標を設定することが望まれる。

具体的には、例えば、事務負担や知識不足で申請を躊躇する事業所に対する「個別相談・伴走支援件数」や、導入した先での効果をまとめ、そのノウハウを広めるべく情報発信を行う「導入事例集の作成・配布数」や、活用アップをめざすべく「ICT 活用セミナー・相談会・体験会・マッチング会の開催回数」などを活動指標として設定することが考えられる。

【意見】	成果指標について
<p>障がい福祉分野における介護職員負担軽減支援事業では、成果指標として、「障がい福祉事業所職員数（人）」を設定している。</p> <p>職員数は、事業規模に左右される上、ICT 導入による効率化が進めば少人数での業務遂行が可能となるため、実数増のみを成果とすることには論理的矛盾が生じる可能性がある。</p> <p>そのため、負担軽減の成果を適切に把握するためには、単なる職員の量的な増減ではなく、労働環境の質的向上を反映する「率」を指標して採用するほうがよいと考える。</p> <p>具体的には、働きやすさを直接的に示す「職員定着率」や、業務効率化による負担軽減の直接的成果を示す「超過勤務削減率」などを成果指標として設定することが望まれる。</p>	

【意見】	事業の管理体制について
<p>障がい福祉分野における介護職員負担軽減支援事業における成果指標「障がい福祉事業所職員数（人）」に関して、令和 4 年度から 6 年度にかけて目標値が設定されているものの、実績値の把握は令和 3 年度を最後に途絶し、令和 4 年度以降においては把握されていない。</p> <p>この要因は、前任者からのデータ算出根拠に関する引継ぎが十分になされず、現担当者が数値を特定できなかったことによるものである。目標と実績の対応関係が断絶している現状は、事業評価の観点から不適切であり、PDCA サイクルを健全に機能させるためにも目標と実績を対比できる適切な管理体制が必要である。</p> <p>そのためには、事務引継ぎを個人の記憶に頼るのではなく、算出に用いた統計資料や計算式を組織の記録として明確に残すことで、後任者が迷わず業務を遂行できる環境を整備することが必要である。今後はデータの算出根拠を事務引継書に明記することをルール化するなど、誰が担当になっても確実かつ継続的な評価を可能とする管理体制の構築が望まれる。</p>	

【意見】	ICT 導入促進のための伴走型支援体制の構築について
<p>障がい福祉分野における介護職員負担軽減支援事業は、ICT 機器等の導入を通じた業務の生産性向上と介護職員の負担軽減を図り、もって障がい福祉現場における人手不足を解消することを目的としている。各事業者においては最適な機器を選択するためのノウハウが不足している懸念がある。その結果、導入効果が個々の事業所の情報収集能力に左右され、補助金交付の有効性が十分に発揮されない可能性がある。</p>	

る。

そういった中、単に ICT 機器を導入するだけでなく、専門家が客観的な視点で業務上のボトルネックを特定し、業務プロセスの再設計とともに最適な機器を提案する伴走型支援は、補助金の投資対効果を最大化し、人手不足を根本から解決する鍵となると考えられる。

障がい福祉分野において専門家によるコンサルティング支援・伴走型支援を推進していくことが望まれる。

【意見】	補助対象経費に含まれる消費税等相当分の取扱いについて
------	----------------------------

障がい福祉分野における介護職員負担軽減支援事業にて、補助対象経費に含まれる消費税等相当額の取扱いが補助金交付要綱や交付事務マニュアル等において不明確であった。

補助金交付先が課税事業者である場合には、事業のために行った課税仕入にかかる消費税額を売上にかかる消費税額から控除する仕入税額控除ができることから、補助対象経費に消費税が含まれている場合、事業者は仕入税額控除によって消費税の還付を受けることができるため、補助金と仕入税額控除の両方で消費税相当額を受け取ることになり、二重に利得を得る結果となる。これは適切ではない。

県は、補助対象経費の消費税相当部分の取扱いについて、補助金交付要綱や補助金交付マニュアルに明記することが望まれる。

また、消費税の制度は、免税事業者か課税事業者かの区分に加え、課税方式（本則課税・簡易課税）や、社会福祉法人等に特有の特定収入（消費税法第 60 条第 4 項）による調整計算の有無など、補助事業者の状況により取扱いが極めて多岐にわたる。これら個別の状況を十分に勘案した運用がなされない場合、補助金交付の公平性を損なう可能性がある。

県は、補助金交付の公平性を担保するため、この補助対象経費の消費税相当部分の取扱いについて、補助事業者の類型に応じた具体的な事務手続きを盛り込んだ消費税の取扱い方法を補助金交付マニュアル等に明記し、仕入控除税額の報告および返還手続きが確実に実施されるようにすることが望まれる。

【意見】	補助対象財産の処分制限の準拠確認について
------	----------------------

障がい福祉分野における介護職員負担軽減支援事業において、補助事業者が購入した財産は、補助金等交付要綱等により、その財産の耐用年数の期間は、原則として処分等をしてはいけないこととされている。県は、申請主義により対応しており、継続的に現物確認等を通じた財産確認は過去から実施されていない。

県が補助したすべての財産について、毎年現物確認等の財産確認を実施することは、業務負担の観点から現実的ではないかもしれないが、一方で、補助事業者における適正な財産管理の意識付けや補助事業活動の健全な運営を促すためには、一定の牽制を働かせる、より積極的な仕組みも必要と考えられる。したがって、補助対象財産については、県において台帳を作成し、サンプリングによる現物確認等を定期的実施したり、事業者から定期的に固定資産台帳や使用状況の報告を要請したりするなど、積極的な補助対象財産の管理体制構築が望まれる。なお、本意見は、本事業に限らず、県全体で検討することが望まれる。

【意見】	補助要件を確認できる書類の保存について
------	---------------------

障がい福祉分野における介護職員負担軽減支援事業に補助金（障がい福祉分野）では、「県が開催

する ICT 導入に伴う研修会に参加すること」を補助要件の一つと交付要綱で規定している。

そのため、県に、令和 6 年度に補助金事業の対象となった事業者が、上記研修会にいつ参加されているのか確認したところ、資料が残っておらず、補助要件を満たしているのかどうか確認することができなかった。補助要件は、補助金の交付の有効性および公平性を担保するために設計しているものであり、当該事実が確認できない状況は、県の管理体制として問題がある。

今後、県が主催した研修参加者名簿についても、適切に課内で整理保管しておくように書類管理を徹底することが望まれる。

### 1 1 - 3 3. 発達とトラウマ障がいのこころの専門医育成事業（寄附講座）

【意見】	寄附金の執行状況および繰越金の管理について
<p>発達とトラウマ障がいのこころの専門医育成事業（寄附講座）は、福井大学子どもこころの発達研究センターに寄附講座を設置し、発達障がいやトラウマ障がいに精通した専門医を育成するものである。</p> <p>本事業が補助金や委託ではなく寄附の形式を採用しているのは、大学の自主性に基づく柔軟な講座運営を可能とするためである。一方で、寄附という形式であっても原資は県民の負担による公金であることから、その使途の適正性および効率性について県として適切に把握・管理する必要がある。</p> <p>寄附事業に関する収支決算書を確認したところ、毎年度の寄附金に対する執行率が 70%未滿となっており、繰越金額が R6 年度末では約 2,753 万円となっている。</p> <p>寄附形式による大学の裁量を尊重しつつも、毎年度の寄附金額が実際の所要額に対して過大となっていないか検証するとともに、繰越金が事業終了までに適正に執行されるよう、福井大学に対して今後の執行計画の提出を求め、その進捗を管理することが望まれる。</p>	

### 1 1 - 3 5. 医療機関・社会福祉施設における省エネ設備導入支援事業

【意見】	外部委託から派遣社員活用型への事務執行体制の転換について
<p>医療機関・社会福祉施設における省エネ設備導入支援事業は、現在、県の人員不足を理由に事務局業務を外部委託しているが、実態として、補助金申請者からの具体的な設備仕様や対象範囲に関する問い合わせに対し、受託者で判断できず、結果として県の担当課へ再照会を行うことが常態化している。現状の体制は、委託料に加え、職員の稼働時間という目に見えない行政コストを浪費している可能性がある。</p> <p>事務効率を最大化するため、事務局機能を県庁内に置き、派遣社員を直接活用して職員の指揮命令下で業務を遂行する体制を検討することが望まれる。</p> <p>これにより、複雑な照会に対しても即座に対応・判断・指示を下せるため、県職員の確認の手間も大幅に削減できると考える。また、職員の監督下で事務を行うことで、不適切な申請の早期発見や、より公平・適正な審査体制が確保されるとともに、課内でノウハウも蓄積していけるメリットも大きいと考える。ただし、転換にあたっては、現在の委託料と派遣社員の雇用コストを精査し、経済的合理性が十分に確保されるかどうか検討したうえで進める必要がある。</p>	

### 11-36. おもてなしのバリアフリー・合理的配慮推進事業

【意見】	ホームページ掲載情報の更新について
<p>おもてなしのバリアフリー・合理的配慮推進事業において、バリアフリー表示証を交付している。当該表示証を交付している施設を、県はホームページに掲載しているが、監査した時点では、平成 29 年 3 月 31 日時点（現在は令和 6 年 8 月 28 日時点に更新）のものとなっており、それ以降更新されていなかった。</p> <p>ホームページが更新されていないと、県民が最新の情報を確認することができず、事業の有効性の観点から不適切である。また、ホームページの掲載は、事業者が本事業を実施することのメリットにもなりうるものであり、今後の事業推進の観点からも、交付後の情報整理や掲載内容の更新作業を適時・適切に実施していくことが望まれる。</p>	

【意見】	事業推進のための運営方法の見直しについて
<p>おもてなしのバリアフリー・合理的配慮推進事業においては、関連する条例として、福井県福祉のまちづくり条例および条例施行規則が制定されている。令和 5 年度末時点において、条例施行規則に規定されている特定施設に該当する施設は 2,409 施設あるが、条例適合施設は 708 施設にとどまっている。また、条例適合施設に該当すれば、バリアフリー表示証交付施設となるが、申請している施設は 668 施設にとどまっている。</p> <p>本事業の実施により、条例適合施設への整備が推進されるとともに、バリアフリー表示証交付施設としての申請が進むことが事業の有効性として求められている。</p> <p>ここで、当該事業の推進にあたり、第 1 に、条例への適合に関して施工主に指導助言を実施しているのが健康福祉センターの保健師となっており専門家でない。また、該当施設が 2,409 施設あるとされているが、当該施設のうち、どの施設が条例に不適合のままなのか確認しようとしたが、直近データのみで、過去の一覧がなく、網羅性が確保されておらず、事業進捗の管理において問題がある。さらに、条例に適合しているにも関わらず、バリアフリー表示証を取得することによるメリットが十分に周知されていない結果、申請の促進につなげていない状況にある。</p> <p>本事業は、上記条例の特定施設のみが対象となる事業ではないが、有効かつ効率的に推進されるうえでも、条例に該当する特定施設の一覧を作成し、条例不適合施設への働きかけを強化するとともに、バリアフリー表示証の取得の意義や利点をわかりやすく周知し、本補助制度を積極的に活用してもらうように事業の進め方を改善することが望まれる。</p> <p>また、本条例の適合に関する助言指導業務については専門職が所属する建築住宅課など、県庁内の適切な課でチェックできる体制に見直すことが望まれる。</p>	

【意見】	補助対象経費に含まれる消費税等相当額の取扱いについて
<p>おもてなしのバリアフリー・合理的配慮推進事業においては、補助対象経費に含まれる消費税等相当額の取扱いが、補助金交付要綱や交付事務マニュアル等において不明確であった。</p> <p>補助金交付先が消費税の課税事業者である場合には、事業のために行った課税仕入にかかる消費税額を売上にかかる消費税額から控除する仕入税額控除ができることから、補助対象経費に消費税が含まれている場合、事業者は仕入税額控除によって消費税の還付を受けることができるため、補助金と仕入税額</p>	

控除の両方で消費税相当額を受け取ることになり、二重に利得を得る結果となる。

そのため、県は、補助対象経費の消費税相当部分の取扱いについて、補助金交付要綱や補助金交付事務マニュアルに明記することが望まれる。

また、消費税の制度は、免税事業者か課税事業者かの区分に加え、課税方式（本則課税・簡易課税）や、社会福祉法人等に特有の特定収入（消費税法第60条第4項）による調整計算の有無など、補助事業者の状況により取り扱いが極めて多岐にわたる。これら個別の状況を十分に勘案した運用がなされない場合、補助金交付の公平性を損なう可能性がある。

県は、補助金交付の公平性を担保するため、この補助対象経費の消費税相当部分の取扱いについて、補助事業者の類型に応じた具体的な事務手続きを盛り込んだ消費税の取扱い方法を補助金交付マニュアル等に明記し、仕入控除税額の報告および返還手続きが確実に実施されるようにすることが望まれる。

【意見】	自社発注における補助対象経費の取扱いについて
------	------------------------

おもてなしのバリアフリー・合理的配慮推進事業において、補助事業者が補助対象となる整備事業を自社に発注していたが、補助金交付要綱および交付事務マニュアルでは自社発注・自己施工に関する規定が設けられておらず、外部に発注した場合と同様の根拠資料に基づいて事務処理が実施されていた。

県は、金額の妥当性について「設備の定価や同種工事の規模感から妥当と判断した」と回答しているが、自社発注の場合、見積金額に利益相当額が含まれている可能性があり、第三者への発注と同様の方法で妥当性を判断することは適切ではない。

自社発注の場合の補助対象経費の取扱いについて、材料費等の実費のみを対象とする、または他社からの参考見積りを徴取する等のルールを交付事務マニュアルに明記するなど、補助金交付の公平性が担保される運用に見直しを行うことが望まれる。

【指摘事項】	補助対象経費の区分基準の明確化について
--------	---------------------

おもてなしのバリアフリー・合理的配慮推進事業における補助金交付事務マニュアルでは補助対象経費を工事請負費と物品購入費に区分しているが、両者の区分基準は明記されていなかった。

令和6年度の補助事業の案件において、固定されているかどうか判断できない手すりおよびスロープが工事請負として処理され、補助基準額が算定されている事例が確認された。補助事業者から施工写真やカタログは提出されていたものの、県はこれらの資料に基づき建物等への固着の有無等を確認しておらず、区分の妥当性の検証は行われていなかった。

補助金交付の公平性の担保の観点からも、工事請負費と物品購入費の区分基準をマニュアルに明記した上で提出済みの写真やカタログ等を活用するとともに、判断が難しいものは現地確認も実施するなど、個別案件ごとに区分の妥当性を確認することが必要である。

【指摘事項】	補助対象経費の要件該当の検討について
--------	--------------------

おもてなしのバリアフリー・合理的配慮推進事業に関する交付事務マニュアルでは補助対象経費を、障がい者や高齢者等の利用に配慮した施設に改修するための工事や体制整備のための物品購入などとしている。

令和6年度の補助事業の案件において、和式から洋式に変更するトイレの改修工事が対象となっていた。障がい者や高齢者等への配慮であれば、洋式に変更するだけでなく、手すりの設置なども合わせて実施されることが適当と考えられる。また、補助事業者から提出された事業の成果においては、「安心感があり、トイレも使用しやすくなった」との記載があるのみで、高齢者、障がい者からの観点が不足している状況であった。

今後、より本事業の有効性を高め、補助事業者間での公平性を担保する意味で、事業の目的に沿った補助対象経費に補助金交付を行えるように、交付事務マニュアルの見直しを行うなどの対応が望まれる。

<b>【指摘事項】</b>	補助対象経費の適正な検査について
<p>おもてなしのバリアフリー・合理的配慮推進事業に関する交付事務マニュアルでは、補助事業の実施期間については、補助金の交付決定日から事業年度末までとされている。</p> <p>令和6年度の補助事業の案件において、補助対象経費の一部に、補助金交付決定日より前に購入した経費が含まれていた。なお、補助金支出額については、上限を超えていたため、還付等の必要性は認められなかった。</p> <p>補助事業者間での公平性を担保し、適正な補助金支出を執行するうえで、補助金の交付要綱および補助金交付事務マニュアルに基づいて、補助事業者から提出された申請書および実績報告書については厳格に検査することが望まれる。</p>	

### 11-37. 意思疎通支援事業

<b>【意見】</b>	手話通訳者・要約筆記者等養成事業における仕様書の見直し等について
<p>意思疎通支援事業における手話通訳者・要約筆記者等養成事業を社会福祉法人福井県聴覚障がい者協会に外部委託している。本事業の委託契約仕様書において、研修の開催および受講者数や養成者数の目標値についても明確化している。当該目標値に対するR6年度の実績としては達成できている研修もあれば、目標から大きく下方乖離している研修もある。</p> <p>特に、目標から大きく乖離する状況が続くことは、委託先による事業実施の成果を適切に判断できなくなる可能性がある。</p> <p>現在の目標設定が現実的かどうか委託先とも十分協議を行い、委託仕様書を見直すか、もしくは、当該仕様書の目標値が、聴覚障がい者の福祉の向上のために達成しなければならない水準であれば、本研修の周知の仕方や、受講した方の修了率、養成率が高まるような研修内容の向上を図るなどの対策を講じていくことが望まれる。</p>	

<b>【意見】</b>	失語症向け意思疎通支援者派遣等事業の見直しについて
<p>意思疎通支援事業における失語症者向け意思疎通支援者の派遣の実績を確認したところ、令和6年度は2件のみであり、利用実績が低調となっている。また、現状、利用が低調である原因分析まではできていない状況であった。</p> <p>また、予算については、利用申請があった場合に、派遣できるよう十分な予算を確保している結果、予算額236,220円に対し、実績額33,190円（執行率14%）と予算が有効活用されていない。</p> <p>そのため、本事業の利用希望などを調査したり、周知の方法に問題がないか委託先と協議したりし、利用が</p>	

低調であることの原因分析を行い、予算額を見直すのか、利用推進を図るのかなど事業の見直しを図ることが望まれる。

【意見】	手話通訳者・要約筆記者等養成事業における仕様書の見直し等について
<p>意思疎通支援事業における点訳・朗読奉仕員養成事業における委託仕様書では、点訳奉仕員養成研修および朗読奉仕員養成研修それぞれ 30 人以上を養成することが記載されている。しかしながら、令和 6 年度の実績としては点訳奉仕員 11 人、朗読奉仕員 1 人となっており、大きく未達となっている。目標から大きく乖離する状況が続くことは、委託先による事業実施の成果を適切に判断できなくなる可能性がある。</p> <p>現在の目標設定が現実的かどうか委託先とも十分協議を行い、委託仕様書を見直すか、もしくは、当該仕様書の目標値が、視覚障がい者の福祉の向上のために達成しなければならない水準であれば、本研修の周知の仕方や、受講した方の養成率が高まるような研修内容の向上を図るなどの対策を講じていくことが望まれる。</p>	

【意見】	委託事業で購入した備品の所有権の明確化について
<p>意思疎通支援事業における点訳・朗読奉仕員養成事業では、機器貸出しを実施しているが、当該備品の所有権が県に帰属するのか、委託事業者に帰属するのか、また委託終了時の取扱い（返還の可否等）について、委託契約書およびその添付書類である仕様書等において明示されていなかった。</p> <p>そのため、委託事業で購入した備品について、今後の委託契約においては、所有権の帰属先（県／委託事業者）、台帳管理の方法、委託終了・契約解除時の取扱い（返還の可否・処分方法等）等を契約書に明記し、委託事業者とも当該事実を明確化しておくとともに、当該内容に沿って県の備品台帳へ記載・現物確認を行うなど、資産管理のルールを明確化することが必要である。</p>	

【指摘事項】	個人情報取扱いに関する適切な報告について
<p>発達障がい者支援体制整備事業の委託契約書で定める個人情報取扱特記事項では個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づくこれらの報告を委託事業者から受けていない。</p> <p>県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受けることが必要である。</p>	

### 11-38. 依存症・アディクション等対策地域支援事業

【意見】	摂食障害対策推進協議会における指標の設定および PDCA の実施について
<p>依存症・アディクション等対策地域支援事業では、福井県依存症対策推進計画の策定および進捗状況の把握、評価を行う依存症対策推進協議会を開催している。</p> <p>当該協議会において、通知件数などの報告体制は取れているが、指標の設定および指標に基づく効果の測定までは実施できていない状況である。</p> <p>そのため、本推進協議会において、国の通知に基づく、支援拠点病院における相談件数、患者数、治療</p>	

期間、受診後の患者への対応方法などを指標として設定するとともに、当該指標に基づいて効果測定を実施し、適切な対策が実施できているかどうか検証できる運営体制に改善していくことが望まれる。

【意見】	委託料決算書の記載方法の見直しについて
<p>依存症・アディクション等対策地域支援事業では、摂食障がいに関する専門的な相談支援、治療および回復支援を一体的な実施を国立大学法人福井大学医学部附属病院に委託している。</p> <p>委託先から提出された委託料決算書において、人件費（公認心理師）2,150,408円および賃金（事務補佐員）622,167円の備考欄「消費税相当額」と記載がされていた。当該趣旨は、委託先が負担する消費税納付額を支出として含めることとのことである。</p> <p>そのため、人件費備考欄の「消費税相当額」との記載を改め、消費税納付額を独立した支出項目として計上する様式とすることで、消費税計算書との整合性を確保し、県として委託料の精算内容を検証可能な状態とできるよう、消費税の記載方法について委託先と協議することが望まれる。</p>	

【指摘事項】	個人情報取扱に関する適切な報告について
<p>依存症・アディクション等対策地域支援事業における委託契約書における個人情報取扱特記事項では個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づく、これらの報告を委託事業者から受けていない。</p> <p>県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受けることが必要である。</p>	

### 11-39. 重度身体障がい者住宅改造助成事業

【意見】	各市町からの提出書類の確認について
<p>重度身体障がい者住宅改造助成事業において、大野市およびおおい町の一般会計歳入歳出予算書（見込）抄本の金額が誤ったまま、県で受領していた。</p> <p>各市町から提出してもらった歳入歳出予算書は、補助金の支出予定額を確認する際の根拠書類となるものである。そのため、提出された資料間で不整合がある場合には、補助金申請の金額が正しいのかどうか疑義が生じる可能性がある。県には提出された書類間の金額の一致を確認し、不一致の場合には原因を解明し、適時に修正を求めることが望まれる。</p>	

【意見】	一般会計歳入歳出予算書（見込）抄本の書き方の明確化について
<p>重度身体障がい者住宅改造助成事業において、池田町、越前町、若狭町の提出した一般会計歳入歳出予算書（見込）抄本の備考欄には、住宅改造助成事業補助金に相当する金額が記載されておらず、補助金対象となる歳出見込金額が不明であった。</p> <p>各市町から提出してもらった歳入歳出予算書は、補助金の支出予定額を確認する際の根拠書類となるものである。そのため、当該資料間で不整合がある場合には、補助金申請の金額が正しいのかどうか疑義が生じる可能性がある。</p>	

そのため、歳出予算書の記載方法を明確化し、各市町と共有することで、県における、補助金所要額調書との整合性の確認などの作業効率を図ることが望まれる。

#### 11-40. 『障がい者×農業』による幸せ就労実現事業

【意見】	個人情報取扱特記事項の見直しについて
<p>『障がい者×農業』による幸せ就労実現事業では、福井県まちづくりセンターと「農福連携ビジネスプランコンテストおよび伴走支援委託業務」を締結している。</p> <p>本委託契約書第15条2項において、個人情報の取扱いに関し別紙2「個人情報取扱特記事項」を設けているが、事業終了後の個人情報の返還等の実施結果について書面等での確認が行われていなかった。県に確認したところ、個人情報の取扱いについて該当しない事業であるため事業終了後の個人情報の返還等の実施結果について確認していないとの回答を得た。</p> <p>当該事業が個人情報の取扱いに関して該当がないにも関わらず委託契約書には個人情報の取扱いに関する条項が記載されており、契約内容と実態が合致していない状況にある。</p> <p>事業内容として個人情報を取扱わない場合には、委託契約書の特記事項を外すなど実態に合う形で運用を行うことが望まれる。</p>	

【意見】	農福連携伴走支援事業委託契約仕様書の見直しについて
<p>『障がい者×農業』による幸せ就労実現事業では農福連携伴走支援事業を外部委託している。本委託契約仕様書では、「4.業務内容」(2) 伴走支援業務の報告および公表、「伴走支援にかかる状況について、定期的に県に報告を行うほか、ウェブページ等で伴走支援の状況を公表すること」と記載がある。</p> <p>しかし、ウェブページを確認したところ、「ふくい農福ビジコン（農福連携ビジネスプランコンテスト）」のページは公表されていたが、伴走支援についてのウェブページを確認できなかった。県に確認したところ、伴走支援については事業のノウハウや公表できない部分もあるためウェブページでは公表されていないとのことであった。</p> <p>農福連携伴走支援事業委託契約仕様書は、委託先に対する履行義務を明確化したものであるため、伴走支援業務について、公表に適さないのであれば、伴走支援業務についてウェブページで公表を求める仕様書について削除するなど、実態に合わせた記載に見直すことが望まれる。</p>	

【指摘事項】	個人情報取扱に関する適切な報告について
<p>『障がい者×農業』による幸せ就労実現事業における委託契約書における個人情報取扱特記事項では個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づく、これらの報告を委託事業者から受けていない。</p> <p>県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受けることが必要である。</p>	

【意見】	収支予算書の記載方法の見直しについて
『障がい者×農業』による幸せ就労実現事業においては事業を、社会福祉法人福井県セルフに外部委託	

している。

委託契約に基づき委託先から提出されている収支予算書を確認したところ、科目欄に「農福商談マルシェの開催、農福連携地域交流会の開催」、予算額欄には予算総額が記載されているのみであった。そのため、当該事業実施にあたり、具体的にどの費目で、どれだけ金額が発生する見込みなのかについて確認することができなかった。

具体的な収支予算書の提出は、事業年度中における事業の実施過程において支出内容に見直しがあった場合に変更理由等の要否判断にあたって確認する元資料となるだけでなく、実績報告時において提出される収支決算書との比較を実施することにより、委託費が予算どおり使用されたのか、使用内容に予算からの変更がなかったのかなど、履行状況を確認するために必要となる資料である。

そのため、県へ提出する収支予算書の支出内容については科目ごとの具体的な記載を委託先に要求していくことが望まれる。

【意見】	補助対象財産の処分制限の準拠確認について
<p>『障がい者×農業』による幸せ就労実現事業に限らず、補助対象財産については、補助金等交付要綱等に定められた処分制限を受けるのが通例であるが、補助事業者に対する継続的な現物確認等を通じた財産確認は過去から実施されていない。</p> <p>県が補助したすべての財産について、毎年現物確認等の財産確認を実施することは、業務負担の観点から現実的ではないかもしれないが、一方で、補助事業者における適正な財産管理の意識付けや補助事業活動の健全な運営を促すためには、一定の牽制を働かせる、より積極的な仕組みも必要と考えられる。したがって、補助対象財産については、サンプリングによる現物確認等を定期的を実施するなど、積極的な補助対象財産の管理体制構築が望まれる。なお、本意見は、本事業に限らず、県全体で検討することが望まれる。</p>	

### 1 1 - 4 3. 障がい福祉人材確保・定着促進事業

【意見】	助成制度の周知について
<p>障がい福祉人材確保・定着促進事業では、ちよこつと就労促進事業を実施している。</p> <p>本事業の委託仕様書において、事業所の採用活動経費に対する助成が設けられているが、令和6年度の実績では21事業所が参加する中で助成金の活用は1件にとどまった。県に確認したところ、助成事業の周知不足がその原因であり、今後は周知の機会を増やしていきたいとのことであった。これまでの周知は事業所の募集時に合わせて案内する程度にとどまっており、具体的にどのような経費に活用できるかといった情報が十分に伝わっていなかった。</p> <p>ちよこつと就労支援事業における採用活動経費助成については、ちよこつと就労に興味がある方を発掘するための重要な広報にかかる助成であることから、具体的な活用方法を明示した上で参加事業所への周知を徹底し、制度の活用促進に努めることが望まれる。</p>	

【意見】	委託事業者からの報告内容の検査について
<p>障がい福祉人材確保・定着促進事業では、福祉事業所等の若手職員による、高校生等を対象としたパネルディスカッションの実施・運営をakeruに外部委託している。</p> <p>当該事業における委託仕様書において、聴衆、パネリスト、ファシリテーターの意見を集約し、今後同趣旨の企画を実施するにあたっての効果や改善点についてまとめた実績報告書の提出を求めている。</p> <p>しかしながら、委託先から提出された実績報告書では、実施されたパネルディスカッションの内容などについては詳細に記載されていたが、今後同趣旨の企画を実施するにあたっての効果や改善点は触れられていなかった。県に確認したところ、パネルディスカッションの後に、振り返りを実施しているため報告書の記載について求めていることがなかったとのことである。</p> <p>客観的に、委託先がどのような効果や改善点を認識していたのか不明瞭であるため、委託仕様書で、報告を求めている事項については、適切に記載してもらうことが必要であり、検査時において、当該内容を指摘し、追加での報告を求めていくことが望まれる。</p>	

【意見】	施設整備補助における工事変更時の確認について
<p>障がい福祉人材確保・定着促進事業では、重度化対応等施設整備支援事業を実施している。</p> <p>令和6年度に助成した事業を確認した結果、施設整備補助に係る工事請負契約のうち、2件について契約金額に変更が生じていた。</p> <p>これら2件について、県による変更内容の確認状況を確認したところ、1件目については、最終的な効用に変更がないことを理由に、変更内容の確認自体を行っていなかった。また、2件目については、変更後の見積書により確認したとのことであったが、最終的な請求書や精算書による確認は行われていなかった。</p> <p>施設整備に係る工事請負契約に金額の変更が生じた場合には、変更の内容・理由を確認し、補助対象経費への影響の有無を検証することが望まれる。また、変更後の金額については、見積書ではなく最終的な請求書等に基づき確認することが必要である。</p>	

【意見】	補助対象経費の判定基準の明文化について
<p>障がい福祉人材確保・定着促進事業における、重度化対応等施設整備支援事業の補助対象経費の判定について、以下の2点が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸経費と工事事務費の区分がマニュアル等で不明確であり、当該区分の判断は、担当者の判断に委ねられている状況であった。</li> <li>・同種の経費の取扱い、具体的には設計管理料の取扱いが年度により変わっていた。</li> </ul> <p>担当者の交替にかかわらず一貫した運用を確保し、補助事業者間での公平性を確保するうえで、諸経費と工事事務費の区分、設計管理料等の取扱いについて、統一的な判定基準をマニュアル等に明記することが望まれる。</p>	

【意見】	同種業務の発注方法について
<p>障がい福祉人材確保・定着促進事業において、障がい福祉の魅力発信に係る広報動画の制作業務を実施している。</p>	

令和6年度においては、「魅力発信」「ボランティア」「クイズ編」の3本の動画を制作している。これらは、いずれも同一の事業者である株式会社オルグワーク스에発注されており、各契約金額は100万円未満であることから、それぞれ見積合わせによる随意契約として処理されていた。

業務の性質上、順次発注とすることに一定の合理性は認められるものの、結果として同一年度内に同種の業務を同一事業者に3回にわたり随意契約で発注していること、予算上も動画広告作成として総額で予算要求していたこと、さらに、本事業は国庫100%の事業としての申請、内示も受けている事業であることを鑑みれば、経済性、効率性の観点からも、福井県財務規則に基づき、競争入札の対象として一括発注を行うことが適切であったと考えられる。

今後、同一年度内に同種の業務を発注することが見込まれる場合には、一括発注の可否について慎重に検討し、競争性の確保に努めることが望まれる。

<b>【意見】</b>	支出負担行為書における必要書類の添付について
-------------	------------------------

障がい福祉人材確保・定着促進事業において、障がい福祉の魅力発信に係る広報動画の制作業務を実施している。令和6年度においては、「魅力発信」「ボランティア」「クイズ編」の3本の動画を株式会社オルグワーク스에発注していた。本3件の広報動画制作業務および広報動画広告掲載業務の複数の委託契約において、支出負担行為書に委託仕様書が添付されておらず、委託業者との請書にも添付されていない事例が確認された。

請書だけでは業務の具体的な内容が確認できない。委託仕様書は業務内容および履行条件を定める重要な書類であり、検査においても、委託した内容どおり実施されたかどうかを確認するための重要な書類であり、委託業者とも請書とあわせて取り交わすことが必要である。

<b>【指摘事項】</b>	個人情報取扱に関する適切な報告について
---------------	---------------------

障がい福祉人材確保・定着促進事業におけるちよこっと就労促進事業および障がい福祉有償インターンシップ等支援事業の委託契約書における個人情報取扱特記事項では個人情報保護のため講じた措置および事業終了後の個人情報の返還等の書面による提出並びに契約内容の遵守状況の定期的な報告が求められている。しかし、県は、契約書に基づく、これらの報告を委託事業者から受けていない。

県は、委託契約に基づき、委託事業者から個人情報保護のため講じた措置の書面報告等を適時かつ適切に受けることが必要である。

#### 11-45. 障がい児施設における性被害防止対策支援事業

<b>【意見】</b>	実績報告における提出書類の明確化について
-------------	----------------------

障がい児施設における性被害防止対策支援事業では、補助金交付要綱および障がい児施設における性被害防止対策支援事業補助金交付事務マニュアルを規定している。当該交付要綱等では、交付申請時において、導入する設備の見積書およびパンフレット等を求めており、実績報告時には補助対象経費の支払いを確認できる書類を求めている。

R6年度において補助事業者から提出された実績報告書の証拠書類を確認したところ、2件の補助事業者について請求書が徴収されていなかった。県は、交付事務マニュアルに基づき、通帳の摘要欄や振込受付

書により支払の事実を確認したとしているが、これらの書類では品名・数量・単価の明細を確認できず、見積内容との整合性を事後的に検証することができない状態であった。また、上記のうち 1 件については、申請時に提出された見積書の宛名が補助事業者ではなく個人宛となっており、証拠書類として不適切であった。

交付要綱等に基づく対応はされているものの、見積書はあくまで見積であり、実際の取引内容を確定している請求書とは異なるものであるため、実績報告の提出書類に請求書を加えることが望まれる。見積書・請求書・領収書の三点照合が可能となることで、補助対象経費の適正性に係る検証可能性が向上する。

#### 1 1 - 4 6. 農福連携プラス推進モデル事業

【意見】	事業者が見積合わせ等を実施していることの確認について
<p>農福連携プラス推進モデル事業における補助金交付事務マニュアルでは、「10 万円以上の金額を支出（契約）する場合は、原則、複数の業者から見積書（競争見積）を取り、団体の意思決定を経て、相手方を決定すること」とされている。また、「特定の相手方でなければならない理由がある場合は、1 者のみの見積書（特命随意契約）で可とするが、必ずその理由を書面により整備すること。また、理由によって、もしくは、理由なしに 1 者のみか見積書を取っていない場合は全額補助対象とならない場合がある。」と規定されている。</p> <p>R6 年度に補助金を支出しているゆめいく株式会社から提出されている実績報告書にて、複数の業者から見積書を徴取しているかどうか確認を実施したが、1 者の見積書しか確認ができなかった。また、1 者のみとしている理由についても、特段書面等により確認することもできなかった。</p> <p>今後、補助金の検査にあたっては、交付要綱等に基づく補助事業の実施状況の確認および検査の徹底が望まれる。また、補助事業者にも、交付事務マニュアルに基づく必要書類の提出に不足がある場合には、要求していくことが望まれる。</p>	

【意見】	事業者からの証拠書類の確認について
<p>農福連携プラス推進モデル事業における補助金交付事務マニュアルでは、補助対象経費の支払いを確認できる書類の編纂が求められている。また、検査時には、契約書などの支払関係書類を準備することとされている。なお、補助金交付事務マニュアルには、機械装置、工具器具の購入等にあたって、根拠資料として請求書は明示されていない。</p> <p>R6 年度に補助金を支出している株式会社縁から提出されている実績報告書に添付された取引先からの支払い資料に請求書がなかった。ヒアリングを実施した結果、取引先が指定する口座に対して見積書と同一の金額で振込みが行われていること、現地において取引先より購入された物品が確認できたため、見積書および振込明細書をもって根拠資料としたとの回答を得た。しかし、見積書は見積であり、請求書は確定したものを請求する根拠資料である。県は、検査時には、確定した請求書を確認することが望まれる。また、補助事業者に対しても、必要とする根拠資料として、請求書を提出するよう伝えることが望まれる。</p> <p>今後、補助金の検査にあたっては、見積書だけでなく、請求書など支払額の最終の取引内容が確認できる書類についても確認することが望まれる。また、補助金交付事務マニュアルにおいても、請求書を証拠書類として明記しておくことが望まれる。</p>	

### 1 1 - 4 7. 障がい者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業

【意見】	事業者が見積合わせを実施していることの確認について
<p>障がい者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業における補助金交付事務マニュアルでは、「10 万円以上の金額を支出（契約）する場合は、原則、複数の業者から見積書（競争見積）を取り、団体の意思決定を経て、相手方を決定すること」とされている。また、「特定の相手方でなければならない理湯がある場合は、1 社のみ見積書（特命随意契約）で可とするが、必ずその理由を画面により整備すること。また、理由によって、もしくは、理由なしに 1 社のみ見積書を取っていない場合は全額補助対象とならない場合がある。」と規定されている。</p> <p>R6 年度に補助金を支出している株式会社スタンドトゥギャザーから提出されている補助金の実績報告書にて、複数の業者から見積書を徴取しているかどうか確認を実施したが、1 社のみ見積書しか確認ができなかった。また、1 社のみとなっている理由についても、特段画面等により確認することもできなかった。</p> <p>今後、補助金の検査を行うにあたっては、規程に基づく補助事業の実施状況の確認および検査の徹底が望まれる。また、補助事業者にも、交付事務マニュアルに基づく必要書類の提出に不足がある場合には、要求していくことが望まれる。</p>	

【意見】	補助対象財産の処分制限の準拠確認について
<p>障がい者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業に限らず、補助対象財産については、補助金等交付要綱等に定められた処分制限を受けるのが通例であるが、補助事業者に対する継続的な現物確認等を通じた財産確認は過去から実施されていない。</p> <p>県が補助したすべての財産について、毎年現物確認等の財産確認を実施することは、業務負担の観点から現実的ではないかもしれないが、一方で補助事業者における適正な財産管理の意識付けや補助事業活動の健全な運営を促すためには、一定の牽制を働かせる、より積極的な仕組みも必要と考えられる。したがって、補助対象財産については、サンプリングによる現物確認等を定期的に実施するなど、積極的な補助対象財産の管理体制構築が望まれる。なお、本意見は、本事業に限らず、県全体で検討することが望まれる。</p>	

## 1 2. 児童家庭課

### 1 2 - 1. 医療的ケア児保育支援事業

【意見】	実績報告書記載事項の明確化について
<p>医療的ケア児保育支援事業における、提出された実績報告書において、加算要件に該当しない職員が、本来計上すべきではない「医療的ケアに従事する職員（保育士等）」の欄に記載されていた。</p> <p>新たなマニュアルや実績報告書様式においては、基本単価の対象となる職員と加算要件となる有資格者の定義および記載区分を明確化するとともに、実績報告書の審査時には、資料間の整合性について十分に確認を行うことが望まれる。</p>	

### 1 2 - 2. 保育カウンセラー配置事業

【意見】	実績報告書における活動実績数値の整合性および集計ルール明確化について
保育カウンセラー配置事業において、各市町から提出された実績報告書における活動実績と相談種別の	

件数が一致していない事例が散見された。

事業の成果の把握や次年度の施策を検討するための基礎資料となる情報でもあることから、県は各市町に対し、実績報告書の作成にあたっての集計ルール、特に相談種別における重複計上の扱い等を明確に周知することが望まれる。また、県側においても、報告書の提出を受けた際には、活動件数と内訳件数の整合性や記載漏れの有無について、確認を行い、不整合等がある場合には、合理的な理由があるかどうか、再提出が必要ないかどうかなどについて確認する体制を整備することが望まれる。

### 1.3. 保健予防課

#### 1.3-1. 難病支援センター運営事業

【意見】	活動指標の目標設定について
<p>難病支援センター運営事業において、難病患者が専門医による医療相談や専門職員による療養生活相談を無料で受けることができる定例相談会を開催しているが、目標値である5回を毎年上回る形で事業を実施している状態であった。</p> <p>活動指標は、予算や人材を投入し、受益者のために、定例相談会をどれだけ開催していきたいかという指標であることから、柔軟にニーズに合わせて定例相談会の回数を毎期設定するだけでなく、一定の高い目標をもって実施していくことが望まれる。</p>	

#### 1.3-2. 指定難病等医療費助成事業費事業（扶助費）

【意見】	受給者死亡による振込不能事案の未然防止について
<p>指定難病等医療費助成事業費事業（扶助費）においては、振込不能事案を未然防止するため、支払前にATMで振込操作を行い口座の有効性を確認する運用としているが、どの支払についてATMによる事前確認を行うかについて、金額・件数・経過期間等の基準は明確ではなく、実務上は担当者の判断に委ねられている状況である。</p> <p>償還払いの性質上、一定の振込不能が生じ得ること自体はやむを得ない面があると考えられる。他方で、ATMによる試行的な振込操作は職員負担も少なくなく、その負担をかけても振込不能事案がなお発生していることに加え、支払前確認の要否や方法について統一的な基準・マニュアルがなく、各担当者の判断に委ねられている現状は、効率性および事務の均一性の面で課題がある。</p> <p>そのため、受給者の死亡情報を事前に把握することには制度上の限界があるにせよ、各市町と個人番号を通じて情報連携するなど受給者死亡の事実を速やかに把握する方策を検討することが望まれる。</p>	

#### 1.3-3. 重症難病患者在宅療養事業

【意見】	利用状況の把握・整理について
<p>重症難病患者在宅療養事業は、在宅で人工呼吸器装着または気管切開を行っている重症難病患者を対象に、一時入院および長時間訪問看護の費用を助成するものであり、対象者の病状や家族の状況が変動しやすいことから、利用実績を年度当初に正確に見込むことは困難であり、毎期決算額は予算額を大きく下回る結果となっている。</p> <p>受益者が、必要な際に利用できるよう、一定の余裕をもって予算を計上していることは致し方ないと考えら</p>	

れる。一方で、近年の利用実績を見ると、想定受益者数に比して実際の利用者は固定化している現状が見受けられる。

そのため、制度の周知状況や利用に至らない要因（民間レスパイトでの代替状況）について、今後、可能な範囲で整理・分析を進め、必要に応じて利用促進等を行い、事業が有効活用されるように見直しを行っていくことが望まれる。

### 13-4. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

【意見】	委託事業者からの提出書類の記載の見直しについて
<p>小児慢性特定疾病児童等自立支援事業において、委託事業者から提出されている事業計画書では、福井県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要領における事業内容と整合する形で、具体的にどのような事業を実施するかについての記載がされておらず、客観的に確認しにくい状況となっている。また、実績報告書に添付されている相談概要報告書では、相談事実の記載はあるものの、どのような対応を取られたのかまでは確認することができない状況であった。</p> <p>定期的に、県は委託事業者と情報交換等を実施しており、委託事業者により本事業が適切に実施されていることは確認されているが、仕様書に基づいて提出される資料は、委託事業者が、契約および実施要領に基づいて、必要な事業を計画、実施したかどうかを確認するためのものであることから、委託している事業内容と整合する形で、計画および実績報告書について記載したものを提出してもらうよう指導していくことが望まれる。</p>	

【意見】	消費税の取扱いの見直しについて
<p>小児慢性特定疾病児童等自立支援事業において、委託事業者から提出された収支決算書では、当該事業に係る支出合計額（人件費を含む）に消費税率 10%を乗じた金額を委託事業において要した支出額の内訳に「消費税」として計上されており、実際に委託事業者が負担・納付している消費税額を上回る金額を「消費税相当額」として県が支払っている可能性があり、委託事業者が消費税分を過大に受け取っているおそれがある。</p> <p>そのため、委託事業者から提出された収支決算報告書において、消費税支出が記載されている場合には、当該金額が、委託事業者における消費税の納税負担相当額となっているかどうかについて県としても確認するとともに、県の考え方としてマニュアルや様式等に反映し、委託事業者とも共通認識を持てるようにしていくことが望まれる。</p>	

【指摘事項】	委託事業で購入した備品の所有権の明確化について
<p>小児慢性特定疾病児童等自立支援事業において、委託事業者から提出された収支決算書を確認すると、令和6年度はデスクトップパソコン、モニター等の備品が購入されているが、当該備品の所有権が県に帰属するのか、委託事業者に帰属するのか、また委託終了時の取扱い（返還の要否等）について、委託契約書およびその添付書類である仕様書等において明示されていなかった。</p> <p>そのため、委託事業で購入した備品について、今後の委託契約においては、所有権の帰属先（県／委託事業者）、台帳管理の方法、委託終了・契約解除時の取扱い（返還の要否・処分方法等）等を契</p>	

約書に明記し、委託事業者とも当該事実を明確化しておくとともに、当該内容に沿って県の備品台帳へ記載・現物確認を行うなど、資産管理のルールを明確化することが必要である。

### 13-5. 特定疾患相談指導事業

【意見】	難病対策地域協議会の開催頻度について
<p>難病支援センター運営事業において、難病対策地域協議会の開催も事業の一部として含まれている。当該協議会は、地域における難病患者の支援体制に関する課題を共有し、関係機関の連携や体制整備を協議する場として年間12回（各健康福祉センター年2回）以上開催することとしているが、R3～R6はいずれの年度も目標回数に達していない状況であった。</p> <p>難病対策地域協議会は単なる回数目標ではなく、難病患者支援の体制を具体的に協議するための中核的な場であることから、感染症の状況が落ち着きつつある現状を踏まえ、オンライン開催やセンター合同開催等も含めた開催方法の工夫や、県が現在検討している難病更新事務手続きの外部へのアウトソーシング等による事務効率化を進めることにより、必要な協議の場を着実に確保することが望まれる。併せて、実情に応じた回数目標の見直しも検討しつつ、「最低限実施すべき協議内容」として位置付けることで、難病支援体制の継続的な検討・改善が途切れないよう運営していくことが望まれる。</p>	

【意見】	医療相談事業の開催頻度について
<p>特定疾患相談指導事業においては、医療相談事業を実施しているが、福井県難病患者地域対策推進事業実施要領において、年間18回（各健康福祉センター年3回）以上開催することとしているが、R3～R6はいずれの年度も実施要領において定めている開催回数に達していない状況とのことである。</p> <p>医療相談事業は受益者が直接、医師、看護師、社会福祉士等に相談できる事業であり、受益者にとっても病気・病状、治療・服薬、看護・日常生活、福祉制度などを相談できる貴重な場となっている。県としても、受益者に広く利用してもらうため、当該要領に基づいた事業展開ができるように、県が現在検討している難病更新事務手続きの外部へのアウトソーシング等による事務効率化を進めることにより、必要な医療相談の機会を着実に確保することが望まれる。</p>	

## 15. 労働政策課

### 15-3. 職業自立促進事業

【意見】	委託業者の業務遂行能力の管理について
<p>職業自立促進事業において、就労移行訓練を外部委託している。当該委託にあたって、委託業者の財務的な余力や組織的な持続可能性について、例えば、決算書の確認や事業継続の確約（誓約書等）の徴取といった客観的な確認手続きまでは実施していないとのことであった。</p> <p>本件委託業務は特別支援学校高等部等の学生が将来的に従業員として採用されることも目指した実践的な就職に向けた職業能力の開発・向上を図る業務であり、委託業者には、委託した期間にわたって、安定して継続的に委託事業を遂行してもらうことが重要となる。</p> <p>そのため、契約を締結するにあたっては、委託業者が事業を遂行できる能力を有しているか、もしくは当該遂行に疑義がある状況にないかどうかについて、定性的な視点だけでなく、財務的な視点からも確認すること</p>	

が望まれる。

【意見】	個人情報保護における電磁的記録媒体の取扱いについて
<p>職業自立促進事業において、委託契約書に基づく個人情報保護の措置状況を確認したところ、受託事業者が訓練生の個人情報の管理に利用している USB メモリ自体の保管方法について措置を講じ、その結果を報告したものはなかった。</p> <p>物理的な電磁的記録媒体は、それ自体が紛失のおそれがあるため、厳重に管理することが望ましい。したがって、データをパスワードのかかった USB メモリで管理するだけでなく、USB メモリ自体を鍵のかかったキャビネット等、施錠可能な場所に保管することについても、受託事業者に対する個人情報保護の措置として要請することが望まれる。</p>	

#### 15-4. 障がい者雇用促進支援事業

【指摘事項】	委託契約書における消費税等の金額について
<p>障がい者雇用促進支援事業において、委託料の契約額と消費税額に、計算上の整合が図られていなかった。</p> <p>県と受託事業者との委託契約書において、その委託業務自体が消費税の課税取引となる場合は、契約金額の総額に対応して消費税の金額を記載することが必要である。</p>	

【意見】	委託契約書における日額手当の見直しについて
<p>障がい者雇用促進支援事業における福井県障がい者等インターシップ・就業体験支援事業において、就業体験者に対して、1日あたり700円の手当を支給することが、実施要領に記載されている。</p> <p>当該手当については、障がい者の職場適応訓練の受講手当を基準としているとのことで、職業転換訓練費負担金交付要綱を確認すると、現在は日額500円となっているとのことであった。</p> <p>あくまで、基準としているものであり拘束性はないものの、根拠に改定がある場合などに、あわせて改定するのか、それとも、最低賃金が増額改定されている中、見直さないのかなど、どのような判断で当該単価を決定・継続したのかについての経緯を把握するとともに、次年度以降の予算積算において、単価の見直しの参考にしていくことが望まれる。</p>	

#### 16. 園芸振興課

##### 16-1. 農業分野における障がい者就労支援事業（令和6年度事業名「新農業人材育成確保促進事業」）

【意見】	農福連携サポーターの研修会への受講勧奨について
<p>農業分野における障がい者就労支援事業（令和6年度事業名「新農業人材育成確保促進事業」）において、農福連携サポーターの研修会への参加実績がかなり低い状況となっている。</p> <p>そのため、福祉事業所や農業法人等だけでなく、農福連携サポーターの研修参加実績が増加するように、県として委託事業者等へ指示・協議等を実施していくことが望まれる。</p>	

【意見】	農福連携サポーターの登録者の管理について
<p>農業分野における障がい者就労支援事業（令和 6 年度事業名「新農業人材育成確保促進事業」）において、登録された農福連携サポーターのうち、活動を休止、辞めることについての更新手続きについては委託していない。</p> <p>農福連携サポーターは、本事業が継続する期間においては、障がい者・福祉事業所の職員のサポートおよび農業法人等の作業支援において貴重な人材であることから、研修の受講状況や過去の活動実績、今後の活動可能状況などについて、管理簿を作成し、少なくとも年に 1 度は更新することを、委託事業の実施要綱へ明記するとともに、委託事業者へ当該業務の実施を依頼していくことが望まれる。</p>	

【指摘事項】	個人情報取扱特記事項に基づく提出書類について
<p>農業分野における障がい者就労支援事業（令和 6 年度事業名「新農業人材育成確保促進事業」）において、委託業者である社会福祉法人福井県セルフから、個人情報取扱特記事項に基づく、書類の提出や定期的な報告がされていない状況であった。</p> <p>委託契約の個人情報取扱特記事項に基づいて、書類の提出および適切な報告を委託業者に求めることが必要である。</p>	

【意見】	予算の積算について
<p>農業分野における障がい者就労支援事業（令和 6 年度事業名「新農業人材育成確保促進事業」）において、予算積算時の報酬単価と委託事業者からの実績報酬単価と乖離が生じている。</p> <p>そのため、予算積算時において、委託業者から提出された過去の実績資料を基に単価の見直しを行ったり、見積書を徴したりするなど、より実態に即した予算積算ができるように運用の見直しを実施することで、適正な予算の積算および事業委託を行っていくことが望まれる。</p>	

【意見】	農福連携サポーターへの報酬支払時の確認書類について
<p>農業分野における障がい者就労支援事業（令和 6 年度事業名「新農業人材育成確保促進事業」）において、支払時に根拠として必要となる活動内容報告書について、委託契約書の様式で定めるサポート人数の記載が明記されていなかった。</p> <p>県が定める様式と異なる場合には、適正な書類の再提出を依頼することが望まれる。</p>	

【指摘事項】	お試し Know 福事業補助金における消費税の取扱いについて
<p>農業分野における障がい者就労支援事業（令和 6 年度事業名「新農業人材育成確保促進事業」）において令和 6 年度より実施しているお試し Know 福事業費補助金について、補助事業実施事業者が、消費税課税事業者かどうか、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入税額控除税額の有無について確認ができていない状況であり、補助金と消費税の二重に利益を得る結果となっている可能性がある。</p> <p>そのため、早急に、マニュアル等の見直しを行い、二重に利益を得る可能性が生じないように改善を図ることが必要である。</p>	

## 17. 高校教育課

### 17-1. 特別支援教育に関する支援体制充実事業

【意見】	成果指標における目標値の設定について
<p>特別支援教育に関する支援体制充実事業における成果指標として「特別支援教育に関する指導・助言可能な市町教委担当者数」を設定しており、当該目標値を17としている。令和6年度の実績値は18となっており、目標を達成しているように見受けられるが、当該担当者がいない市町が存在していた。</p> <p>そのため、成果指標の設定を「指導・助言のための支援体制が整っている市町」とするなど、より県の事業活動実態にあった成果の判断をすることができるように見直していくことが望まれる。</p>	

### 17-3. 特別支援学校キャリア教育推進事業

【意見】	キャリア教育推進事業のさらなる推進について
<p>特別支援学校キャリア教育推進事業は、農業関係への就労だけを目的とする事業ではないものの、事業開始年度以降の農業関係の企業またはA型事業所への就職者数は伸び悩んでいる状況である。</p> <p>今後「農業関連企業」への就職者数の増加につなげるのであれば、農林水産部や産業労働部などと情報を共有し、特別支援学校生徒のキャリアアップに関する教育活動をさらに周知していくことが望まれる。</p>	

## 18. 義務教育課

### 18-2. 弁護士を活用した「いじめ予防授業」実施事業

【意見】	いじめ予防授業の実施回数向上のための施策について
<p>弁護士を活用した「いじめ予防授業」について、希望校に対する実施校数は50%未満となっており、実施割合が低い状況が継続している。</p> <p>法的見地からいじめの未然防止を行うべく専門家である弁護士会にさらなる支援を依頼するか、もしくは、いじめ予防授業を希望する学校への対応として、法的な見地に限らず、いじめの未然防止という観点から、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）などその他のいじめ事案に精通している専門家によるいじめ予防授業の実施も検討していくことが望まれる。</p>	

## 23. 建築住宅課

### 23-1. 該当事業なし

【意見】	県営住宅における計画的なバリアフリー化の推進について
<p>入戸率が低い県営団地の多くで、バリアフリー化が進んでいない状況となっている。</p> <p>福井市内への人の集中や長寿命化計画などの検討状況にも左右されるものの、障がい者等が安心して暮らせる住まいの確保のため、バリアフリー化が進んでいない県営団地について、計画的にバリアフリー化を進めていくことが望まれる。</p>	

以上